

〔清和天皇ヨリ久隆ニ至ル部分ハ第一卷ニホボ同文、省略ス〕

●久隆

初久寧 久直 權七 要人 市太夫

〔元文二年九月廿五日条マデノ記事ホボ同文、省略ス〕

六月九

十一日

一喜入安次郎殿・和田次右衛門・東郷四郎左衛門・

(久禮)

児玉梅菴・山口文九郎・伊地知太兵衛

右者、御隠居家督ニ付而、為御祝八ツ後より右

之御人数御招被成候而、一汁三菜之料理市太夫・

權七寄合被申候、御吸物・取肴・御銚子・御菓

子段、出申候、

口上覺

同日

(久禮)

一私親嶋津市太夫事、隠居之願申上候処、願之通被仰付、難有仕合奉存候、依之有髮剃髮氣分次第為仕度候、名替之儀茂久龜与改名仕度奉存候条、此等之趣を以御申可被下儀奉頼候、以上、

(元文四年)

六月十一日

嶋津權七

本文有髮剃髮勝手次第被致、名替之儀茂久龜与改名被仰付候旨可申渡候、以上、

(元文四年)

六月

(瀬姓久禮)

左京

口上覺

願名

要人

同日

私事、家督被仰付難有仕合奉存候、依之御序之節三種二荷・御太刀進上仕、御礼申上度候、且又名替之儀、右之通被仰付被下度奉願候、此等之趣を以御申可被下儀奉頼候、以上、

(元文四年) 六月十一日 嶋津權七

六月十五日 二嶋津市太夫殿

右隠居被仰付候付而者、磯江参上之儀勝手次

第被致候様ニ被仰付候、

(元文四年) 六月 (願娃久胤) 左京

六月十五日 一市太夫有髮剃髪名替之儀、願之通被仰出候、御

取次有川幸右衛門、依之 玄蕃殿左京殿御方へ

權七名代ニ而御礼罷出候、

六月十六日 一市太夫隠居并剃髪之願被申上候処ニ、願之通被

仰出候付、今日平山常右衛門へ剃髪被申付候而、

久龜与御改名御座候、

同十七日 一鮮肴一折 鈴式對

權七方江

同日 一鮮肴一折 手樽一ツ

久龜殿方江

同日 一饅頭一重 御子共達江

右者、伊地知藤右衛門より此節御隠居御家督之

御祝、且又御用頼藤右衛門江御頼申御請之為御

禮進上ニ而御座候、左候而、權七對面被申候而

吸物・取肴ニ而銚子出申候、久龜殿者客人有之

候而近日對面可申之挨拶ニ而候、

六月十八日 一此節御隠居御家督ニ付而、御屋敷中并 中宿

御家来より為御祝儀御樽肴進上仕候、依之權七

様於御部屋人々江御盃被下候、

同十九日 一御肴一折 平樽一荷

久龜様江 新城・鹿屋士中并濱在郷より

同日 一御肴一折 平樽一荷

權七様江 新城・鹿屋士中より

同日 一御肴一折 平樽一荷

御同人様江 新城・濱在郷より

同日 一御菓子三重

御子様江 新城・鹿屋士并濱在郷より

同日 一御肴一鉢 鈴式對

隠居様江 新城・鹿屋士并濱在郷より

同日 一素麵一臺 鈴

久龜様江 妙寺・浄珊寺・桃仙院より

六月十九日
一素麵一臺 鈴式對

權七樣江 右三寺より

右者、此節御隱居御家督之為御祝儀、新城・鹿屋御家来中并濱在郷・新城兩寺・鹿兒嶋桃仙院より進上三而御座候、左候而、出家衆三人被^レ久齋様御方三而素麵御寄合、權七樣御方^レ吸物・御^レ御^レ三而銚子出申候、新城・鹿屋ニ御兩人様^レ御^レ御^レ弁指・小觸者之儀者 御目通二而酒被下候、參上之人數者役人池田弥三右衛門、與頭^中津野太郎左衛門、鹿屋与頭池田五兵衛・同牧三省、横目竹之下善性坊、郡見廻池田五後右衛門、浦役中村庄左衛門、庄屋留山泰傳坊、弁指・小觸兩人、

六月廿日
一御肴一鉢 鈴式對
久齋様江

同日
一御肴一鉢 鈴式對

權七樣江

六月廿五日(重方)

一饅頭一^レ御兄弟様方江

同日
一御肴一鉢 手樽壹ツ 御懷様江

71

右者、御隱居御家督為御祝儀、新城役人吉永弥六左衛門、山方寄役人海江田藤右衛門、与頭伊地知為右^{衛門方}、横目池田早右衛門、郡見廻猪八重納右衛門參上仕候而、御前へ被召出候而御盃被下候、

同日
一御太刀・三種二荷 鳴津權七

右者、家督之御礼右之通進上物仕申上度願被申出、来ル廿八日^{進上方}物相調、御礼相濟候様被仰^{宗信}候、又三郎様御方ニ茂有来通進上物可被相調候、

右、如例可申渡候、以上、
(元文四年) (種子島時成)
織部

同日
一御自分事、明廿八日御太刀・三種二荷進上^レ

家督之御禮進上物迄を被相調、御礼相濟候様ニ被仰付筈候間、朝五ツ半時麻上下着用候而御^レ被成候、以上、

月番奏者番
義岡左平太

72

(元文四年)
六月廿七日

嶋津權七殿

伊勢(貞起)兵部

六月廿七日
一御自分事、御用之儀候間、明日四ツ時可被罷出

候、以上、

(元文四年)

六月廿七日

蒲生(清高)兵衛
左衛門

嶋津權七殿

同日
一御包丁人木場太郎左衛門、御料理衆松永覺左衛

門兩人、明日家督之御祝ニ付而料理□御頼ニ而、

今日四ツ時分より被罷出候、

同日
一山口文九郎江諸事差引御頼ニ而、四ツより被罷

出候、御用頼伊地知藤右衛門、同太兵衛も早朝

より被罷出候、

同日
一權七四ツ前被致登 城候、御頼ニ而山口文九郎・

伊地知太兵衛兩人同心ニ而候、平山常右衛門・

松山久右衛門・谷山源太兵衛・海江田覺左衛門・

猪八重納右衛門、小者留岡・手道具・挾箱・乘

羊八

74の2

74の1

馬・杓籠・合羽籠持せ申候、

元文四年
未
六月廿八日

進上

一千鯛

一折

一鯛

一折

一昆布

一折

一御樽

一荷

以上

嶋津要人

久寧

但同前之御目錄式通、

太守様 又三郎様江堅御目錄、

右之通御献上ニ而家督之御禮相濟候、御奏者伊

勢兵部殿・義岡佐平太殿ニ而御座候、

進上

同日
一御太刀
六月廿八日
一御馬

以上

嶋津要人

久寧

右御目錄、

玄蕃殿江

同日
一御太刀

一腰

同日
一御馬

一疋

以上

嶋津要人

右同前之御目錄五通、御家老衆江

同日
一御肴

一折

嶋津要人

右同前之御目錄式通、若御年寄衆江

同日
一御肴

一折

嶋津要人

右同前之御目錄三通、大御目附衆へ

同日
一嶋津玄蕃殿、御家老島津大藏殿・嶋津左殿・穎(久春)

娃左京殿・堀四郎太夫殿、大御目附山田新助殿・(有徒)

伊集院十藏殿・小笠原郷左衛門殿、磯御方御家(長賢)

老比志嶋隼人殿、若御年寄種子嶋織部殿・嶋津(籠房)

權左衛門殿、(久遠)

右御人数江、要人家督被仰付今日繼目之御礼

申上候、依之為御礼目錄之通進上仕候、御口上

二而御廻り被成候、

六月廿八日
一家督之御祝二付而被仰入候、御客人鎌田小藤次

殿・喜入安次郎殿・相良權太夫・和田次右衛門・

今井六右衛門・南雲順右衛門・有川玄菴・喜入(久起)

主膳殿奥方、右之御人数者奥書院江御(通之)三而御料

理差上候、山口文九郎・鎌田助左衛門・児玉半

助・有馬清藏・伊地知藤右衛門・座間清一、右

之御人数者於表書院御料理出申候、

但喜入主膳殿御正客之筈候へ共、御病氣ニ而御断ニ
而候、

同日
一御料理方者一汁三菜ニ而候、御三献・御吸物・

取肴・御銚子・御菓子等段々差上申候、

同日
一御肴一折 角樽一荷 玄蕃殿より

六月廿八日
一御肴一折 平樽一荷 鎌田小藤次殿より

同日
一御肴一折 平樽一荷 主膳殿御夫婦・安次郎殿

より

同日
一鮮肴一折 手樽壹ツ 相良權大夫より

同日
一鮮肴一折 和田次右衛門より

同日
一鮮肴一折

右者、山口文九郎・児玉半助・有川(菴)菴・林壽

山・有馬清藏・南雲順右衛門・今井六右衛門・

鎌田助左衛門・伊地知藤右衛門・同太兵衛相中

より

同日
一御肴一折 平樽一荷

右者、久鼈殿江鎌田小藤次殿より御隠居被成候

為御祝儀被進候、

76

75

〔本文書ハ六〇号文書ト同文ニツキ旨略ス〕

右者、蒲生十郎左衛門御取次ニ而、要人江直ニ右
御書付被相渡候、

大口

六月廿八日
一内附夫頭七百七拾人

拾三人 小觸

廿五人 功才

拾老人 □持

三拾三人 年寄者

六拾九人 定病者・片輪者

式人 死人

現夫

六百拾七人

狩夫銀三百八匁五

右者、爰元諸名當未春狩夫銀上納仕筈候處ニ、

御地頭様御代合ニ付、何(方江辺)上納仕可申哉、御

郡座へ得御差圖候処ニ、當春狩夫代銀迄者其御

方江相納候様三□被仰渡候付、上納仕候□間力、御請
取可被成候、以上、

郡見廻

山下安右衛門

右同

竹田孫右衛門

六月廿六日

上村勘助

同

大脇清左衛門

同

那答院喜右衛門

嶋津市大夫殿

御役人衆中

嶋津市大夫殿

那答院喜右衛門

右狩夫銀■德方濱田早兵衛方へ引付二而入付申

候、

六月廿九日

一久菴殿今日五ツ過二新城へ被罷越候、供之人數

者村山平右衛門・谷山源太兵衛、然二新城江御家

督之御祝儀二參上仕候、海江田寛左衛門・猪八

重納右衛門・留山道碩、御小者領家喜右衛門、

人足□二而候、

同日

一親久菴依願御役御免被仰付候節、小普請銀之儀、

今程御免被成□被仰渡置候、然處二今度隠居

被仰付、私江家督被仰付候而茂親久菴江被仰渡
置候通、小普請銀今程御免被成候由被仰渡、別
而難有次第奉存候、御礼為可申上參上仕候、以
上、

六月廿九日

嶋津要人

右之通、玄蕃殿・顯娃左京殿御兩人江御礼二

要人罷出候、

七月朔日

一於鉄殿御本丸江當日之御礼二御參上被成候、

同日

一御肴一折 御野菜一折 御樽一荷

右者、御生身玉為御祝、於嘉久様江長熊殿・

千之丞殿入來院定勝・於鉄殿御相中より御進上被成候、

一同来ル十五日、福昌寺御靈膳御手長被仰付候、今

壹人者喜入安次郎江被仰付候、支度□長上下二

而候間、申談可被相勤候、左候而、御請之首尾

可被申出旨、織部殿被仰候、以上、

有川幸右衛門

浦生十郎左衛門

七月朔日

嶋津要人

嶋津要人殿

七月九日
一久鼈殿新城より今日帰館ニ而御座候、

同十一日

一谷山清泉寺江何れも船式艘ニ而御佛詣被成候而、

青銅式百疋清泉寺江被遣候、

同十四日(百カ)

一盆両□、御聖靈祭例年之通御執行有之候、

同十五日

一要人福昌寺御靈膳之御手長被仰付置候付、朝六

ツ時より罷出候而御手長□勤、八ツ後ニ罷帰候、

御同役喜入安次郎殿ニ而御座候、

同日

一於鉄殿御誕生日ニ而、今日四ツ後 御本丸へ御

参上ニ而候、御進上物之儀者、西田嘉左衛門方

□御誦之儀、伊地知藤右衛門前□頼被申候、御

物御取替□苦ニ而候、

一久鼈殿新城□被罷越候、供之人數者村山平右衛

門・谷山源太兵衛、小者・人足兩人ニ而候、

同廿六日

一嶋津久鼈殿大口地頭之節、職分高持高繰替□而

□給置候、右名寄帳御用□名代□當座御支

配方へ可被差出候、以上、

80の1 80

(元文四年)

七月廿五日

御勘定所

嶋津要人殿

七月廿六日

一大口地頭職分知行高名寄帳

大口青木村之内瀬之口門

右□拾石之名寄帳壹冊、御勘定所江御用頼

伊地知藤右衛門持参被致候処江中村左衛門

被請取置候、

「一元文四年未八月□ 大口地頭職分高五拾石之名

寄帳、當六月御勘定所へ御用ニ而差出置候処、今日右

返高トシテ、樋脇之内宮之前門并同所浮免高合五拾

石之名寄帳於 御本丸相渡候、要人為名代、御用頼

伊地知藤右衛門罷出候而名寄帳申請候、(亦来カ)此方之

高之内ニ而候」

〔本文書ハ六一号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔本文書ハ六一の1号文書ト同文ニツキ省略ス〕

一元文五年申二月六日、要人致家督候而拜領新城

□初^{手カ}入いたし、先久龜殿隱居所ニ參□候

処、三獻・吸物出候而、役人池田弥三右衛門・吉長弥六左衛門兩人被召出候而御盃被下候、兩役人より奉祝、樽着進上仕申候、

一同日ニ宗社神貫大明神江御神樂差上候、然者社司郡山宮内より奉祝候而御ミき・御着進上仕候、同日□要人七社へ參宮相濟、假屋ニ入來候處、久龜殿も來駕ニ而三獻□祝之料理・御吸物・取肴ニ而、御銚子御寄合有之候、

一同三月五日、初手入ニ付而祝候而、淨珊寺・妙蓮寺料理寄合御座候、且又新城諸役人并家部立之家來之人数不殘ニ汁ニ菜之料理被下候而、銚子一篇給候、鹿屋中宿家來右同断ニ候、諸役□料理被下候節者、相伴吉長一山ニ被仰付候、其外足輕・中間・濱人・百姓者名頭諸役相勤候者ハ一汁ニ菜之料理被下候而、銚子一篇被下候、一同廿日、家來中之弓 上覽御座候処、大ふとふの足^{矢カ}猪八重喜左衛門尉安利・竹之下七左衛門貞盈、右兩人仕候、為褒美弓一張・矢二手・麻

上下一具ツ、拜領仕候、

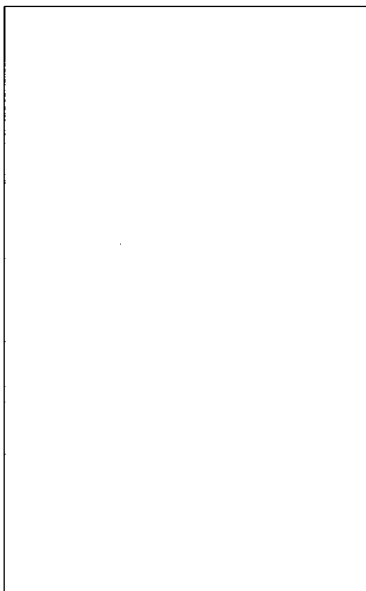
一同六月八日、龍伯公第二之御姫者嶋津修右衛門尉彰久之室、百ヶ年御回忌之御吊於淨珊寺御執行御座候、然者留山泰傳坊先祖同助兵衛事□新城様御厚恩之者ニ而殉死仕候、依之泰傳坊へ御靈膳之御手長被仰付、役人同席ニ而料理被下候、且又助兵衛墓所を玉屋之後ニ相直可申旨被仰渡候而、其通ニ仕候、

一寛保元年酉十月廿三日、吉長弥六左衛門病氣付而役人御断申上候付、代役海江田覺左衛門へ被仰付候、近年□役者、新城役人兩人、鹿兒嶋屋鋪役人壹人谷山甚兵衛相勤候付、相談役壹人中村政右衛門□申付置候へ共、此節新城役人池田弥三右衛門、外ニ中津野太郎左衛門江役人被仰付、以上新城役人三人ニ罷成、三人之内より壹人ツ、屋敷役所勤壹ヶ月ツ、繰廻ニ懸而、甚兵衛相合可相勤之由被申渡候、此内者役人勤方ニ□而誓紙等茂無之候へ共、此節より誓紙被申付候、依之相談役之儀者相除候□相勤候者共

江同前ニ勤方ニ付而誓紙被申付候、

(糸線及ヒ「●」印ハ朱書ナリ)

(第三卷 冊子表紙)



寛保二年戊正月元日、 要人致登 城候、供士五人、手道具壹本・挾箱半荷・長柄壹本・合羽籠一荷・笠箱一荷持せ候、

同日、(稱書)金次郎も致登 城候、供士三人、手道具・挾箱、小者一人召列候、

同日、式三献御儉約ニ付被召留候、尤黄幡之祝も無之候、

同日、肴一折・鈴貳對、年頭為御祝儀、御屋敷中外中者之面々より進上仕候、人々江者御盃不被下

候、役人・番頭・納殿役・代官・御側廻り迄、取
肴三而御盃被下候、

同日、於貞様・於鐘様 兵庫様・太郎次郎様・千
米院定勝(禪山久倫室(肝付兼伯室(重年)(久峯)
之丞様江於鉄殿より年頭之御礼使を以被仰上候、

同日、御肴一折大鯛貳枚 御樽一荷酒十五

右者、於嘉久様江於鉄殿より年頭為御祝儀御進上
候、御本丸(江方)御参上三而御座候、

同日、總州様江於鉄殿より年頭御祝(吉慶)使を以被
仰上候、松山栄右衛門相勤申候、

同日、於須摩様江右同断之(羅豐待)鯨嶋(九)左衛門(相)
勤候、

同日、嶋津玄蕃様・於嚴様、年首之御祝儀於鉄殿
より使を(貴徳)被(吉貴女・島津久章室)遣候、

同四日、紗綾壹反
右者、於鉄殿 御本丸御福引ニ付而御参上(候方)御持

せ二而(候方)
同日、加治木役人川上市右衛門・新納仲左衛門・

日野堅物三人、於鉄殿江年頭之御祝儀申上候、依
之用頼より返礼被申遣候、

同日、垂水町田瀬兵衛 要人殿方年礼申上候、依
之役人谷山甚兵衛より以手(常春)返禮申遣候、

同日、肴一折
右者、御本丸御年寄衆へ年首之為御禮 要人懐

送進せ申候、

同五日、一御肴一折 一平樽壹荷
要(人)様江 新(盛)鹿屋中宿土相中より

御肴壹折 一樽一荷 一里芋一臺
御同人様江 濱在郷

一肴壹折 一平樽壹一荷 一より
久齋様(江) 土中并濱在郷相中よ(り)

一御肴(巻方)折 一平樽壹荷 一里芋一臺
於(纏)様江 右同断、

一御肴壹折 一平樽壹荷 一里芋一臺
金次郎様江 右同断、

一御肴壹折 一平樽壹荷 一(里方)芋一臺
御懷(練)并(御子)様方へ右同断、

右者、年頭為御祝儀、役人中津野太郎(元方)庄
屋坂(元方)作太夫、浦役人中津野次(元方)門、弁指(元方)

衛、小鯛善左衛門參上仕候而、

皆様より御盃被下候、下役面々者、御目通二

取肴二而酒被下候、其後於役所、例通何れ

もへ吸物・取肴二而酒被下候、

同五日 一御 一十九年母壹籠 一鈴貳對

要人様江 淨珊寺・妙蓮寺より

一御 一十九年母

久籠様江 右より

一十九年母一籠

於鉄様江 右両寺より

一同壹籠宛

金次郎様・松袈裟様へ 右両寺より

一御茶貳袋 一十九年母一籠

御懷様并御子様方へ 右両寺より

右者、年頭之為御祝儀、淨珊寺・妙蓮寺より進

顔二而御吸物・取肴二而銚子出申候、

同五日、武御屋敷江 於鉄殿より年始之御

被仰上候、鮫嶋九左衛門相勤申候、

同六日、總州様江於鉄殿より御剃髮之御祝儀

二而被仰上候、桑波田市左衛門相勤候、御取次相
良夫殿、

同日、於須摩様江 總州様御剃髮之御祝儀、同
人を以被仰上候、御取次宮里八兵衛、

同日、嘉久様江御同前之御祝儀、瀨野尾
を御申上被成候、

同日、御肴壹折 但鯛鱧積交

右者、於須摩様江於鉄殿より年頭之御祝儀二而
參上三付而御進上二而候、

肴壹折 但積交

右者、御下屋敷年寄衆相中へ 於鉄殿より為御年
頭

同日、於須摩様御方へ、昨日 於嘉久様同
心 於鉄殿御參被成候御礼 於嘉久様へ被仰上

藤山拾兵衛相勤申候、

同七日、於須摩様へ 於鉄殿より、昨日者參上
仕候処 御馳走被仰付、忝奉存之御禮使、右同
人相勤申候、

同八日

(綱貫總室) 信證院様御意ニ而御座候年始之御祝儀、目出度思

召候、御揃被成御賑、鋪御祝可被成与珍重ニ被思

召候、然者此程者 於鉄殿より年首之御祝儀、御

使を以被仰進候趣、忝思召候、右御礼旁、私より

御自分迄可申上旨被仰付候付、如斯御座候、以上、

(寛保二年)
正月六日

富山傳内左衛門

嶋津要人殿

同六日

從 信證院様於鉄殿方へ年始之御祝儀被仰下候儀、

且又年首之御祝儀使を以被申上候御礼迄被仰下候、

御紙面之趣、早速申達候処ニ、被為入御念候儀難

有被承知候、御受御礼宜様、御自分より御申可被

下候、以上、

(寛保二年)
正月六日

嶋津要人

富山傳内左衛門殿

於鉄殿より富山傳内左衛門江被仰遣候者、昨日者

從 信證院様年首之為御祝儀、御自分之御紙札重

思□難有奉存候、右之御礼取合申候様御申上頼存

候、松山栄右衛門使ニ而傳内左衛門方へ被仰遣候、

同九日、御肴忝折

右者、於巖様江 於鉄殿御見舞ニ而被進候、

同日、肴忝折 角樽忝ッ

右者、樺山主計殿御方へ 於鉄殿年礼ニ御尋ニ付

被進候、

同日、肴忝折 角樽忝ッ

右者、於貞様御方へ 於鉄殿より年始之為御祝

儀被進候、

同日、肴一折 角樽忝荷

右者、(基明) 畠山式部殿御方へ久鼈殿年礼ニ見舞ニ付而

被進候、

同十一日之晚、福引被仰下候而、屋敷中人々被召

出候、

同日、谷山清泉寺御代参有之候、毎月之事候へハ

餘月著方略いたし記不申候、
同十三日、肴一折 手樽忝ッ

右者、於鐘樣御方へ 於鉄殿御年礼ニ御見舞ニ付
被進候、

同十五日、 御本丸 於嘉久様御方へ 於鉄殿當
日之御祝儀御参上ニ而候、
但於鉄殿本丸へ参上之儀者節
々之儀候間、餘日者略いた
し候而記
不申候、

同日、肴一折 樽一荷

右者、兵庫様御方江入来院千之丞様・於鉄殿御相
中より、年頭之為御祝儀被進候而、御兄弟様共ニ

御見廻被成候、

同日、肴壹折

右者、兵庫様御懷様へ右御兩人様より被進候、并

彼御方御年寄衆へも肴一折被遣候、

同日

明十六日、西田御方へ御年禮御參被成候ニ付、於
鉄様も御同道可被成候間、九ツ打候而御屋鋪ニ御
出被成候様可被致候、御進上之品者、御肴一折被
差上可然□致承知候、此段可被申上候、以上、

(寛保二年)
正月十五日

西田嘉左衛門

伊地知藤右衛門殿

同十六日、御肴壹折

右者、西田御屋鋪 於栄様御方へ於鉄殿御参上ニ
(綱貫文)
而御進上被成候、 於嘉久様御同心被遊候、

同日

御肴一折 御手樽壹ツ

右者、 於栄様御方へ於鉄様初而被為入候付、御
土産被遣候、此段 久龜様へ被申上可被差上候、
以上、

(寛保二年)
正月十六日

西田嘉左衛門

要人様
役人

同日

御肴壹折 御手樽壹ツ

右者、於栄様御方へ於鉄殿初而被參、為土産被給
候付御持せ被下、則久龜方へ申聞候、以上、

(寛保二年)
正月十六日

嶋津要人役人(常巻)
谷山甚兵衛

西田嘉左衛門様

同十七日、於榮様御方へ於鉄殿より使被差上候、昨日者初而致参上候処、色々御馳走被仰付忝奉存候、且又為土産 久龜殿方へ被饋下忝奉存候、御礼申上候使鮫嶋九左衛門相勤候、御取次田代為右衛門、

同日、御本丸 於嘉久様御方へ於鉄殿より、昨日者^(西)田御屋敷江被召烈忝奉存候、御礼使を以申上候、使岩重平五左衛門、御取次米良弥五右衛門、

同日、肴一折 手樽壹ツ

右者、和田次右衛門殿方へ為年禮 要人・金次郎 見廻之節進候、

同廿日

於嘉久様明廿一日武御屋鋪へ為御年禮御参被成候付、於鉄殿御同道可被成候、御進上物之儀ハ先日 西田御屋鋪へ御参之節之通、御肴進上可被成候、明日者九ツ打候而直ニ御出有之筈候、此等之段申

遣候様ニ与被仰、如斯ニ候、以上、

(寛保二年)

正月廿日

西田嘉左衛門

伊地知藤右衛門殿

同廿一日、御肴一折鯛貳枚

右者、武御屋鋪 信證院様御方へ於^(鉄殿)於嘉久

様御同心ニ而御参候而、御進上被成候、

同廿二日、御本丸 於嘉久様御方へ於鉄殿より、

昨日者 信證院様御方へ被召烈忝奉存候、御礼申上候御使藤山十兵衛、御取次有川與左衛門、

同日、信證院様御方へ於鉄殿より、昨日者罷出候

処、種々御馳走被仰付忝奉存候、御礼申上候使同

人、

同廿二日

信證院様御意ニ而御座候、昨日者於鉄殿御参被成、緩々御對顔被遊、御満悦被思召候、殊ニ見事之御肴御進上被成忝思召候、久々ニ御参被成候へ共、差而御馳走茂不被遊、御殘多被思召候、此段私よ

り可申上旨被仰付候間、如斯御座候、以上、

(寛保二年)

正月廿二日

富山傳内左衛門

嶋津要人殿

同日

昨日信證院様御方へ於鉄殿参上^(被之)任、進上物被仕

候付、被仰下候御意之趣、則申達候処、為入御念

御儀、難有承知被仕候、御受御禮、御自分より成

合候様頼存候、以上、

(寛保二年)

正月廿二日

嶋津要人

富山傳内左衛門殿

同廿二日、於嘉久様より以御使於鉄殿江御香御

拜領御座候、

同廿三日、昨日 於嘉久様より於鉄殿へ御肴御給

之御禮被仰上候、御使鮫嶋九左衛門相勤候、

同廿六日、昆布式把 手樽一 青銅百疋

右者、久鼈殿 於鉄殿 (久雄女・喜入久福室) 松袈裟 御懷、谷山清泉

寺御佛詣被成候ニ付、右品御住持へ被進候、船ニ

而御参ニ而候、

同廿七日、

太守様御厄年ニ付、御安全之御願 於鉄殿・要人・

久鼈殿より去年被差上置候、今日御結願御座候、

二月九日

青銅百疋ツ、於鐘殿・千之丞殿・於鉄殿

右者、磯御庭内へ日蓮堂御造営付、御三人様より

御銘々御寄進被成可然之御事候間、此段被申上、

御本丸江御持せ被成候ハ、磯御方へ差出可申候、

此段申達候、以上、

(寛保二年)

二月九日

西田嘉左衛門

御三人様御方

用頼

二月十一日、御諏方御守札壹包 御稻荷同壹包

金子百疋 但御肴代御目録相添、

右於鉄殿より

御諏方御守札壹包 御稻荷御守札

文銀三匁 但御着代御目錄相添、

右要人より

御誨方御守札一包 御稻荷御守札一包

文銀三匁 御目錄御着代

右久龜殿より

太守様御厄年ニ付、去年御願文被差上置候御結願

之御守札并御着代御目錄御進上ニ付、右之通今日

御上被成候、御着代之儀者、御納戸へ上納可致之

旨被仰渡候ニ付、用頼伊地知太兵衛前より被相納

候、御願文申請之儀者、明十二日より以後御申請

之筈候、要人四ツ過登 城被致候而、久龜殿名代

迄被相勤候而、御進上ニ而御座候、

同十一日、於鉄殿御事者 御本丸へ御参上ニ而、

御守札并御目錄御進上被成候、

同日

嶋津要人

右者、御本丸奥通御免被成候条、以後納殿迄参

上仕候而、御機嫌をも相伺候様被仰付候、

右之通申渡、可承面々江可申聞置候、

(寛保二年) 二月

(種子島時成) 織部

同日

来ル十三日九ツ時分より、御本丸御奥へ参上可

被成候、

(寛保二年)

二月十一日

西田嘉左衛門

嶋津要人殿

同日

来ル十三日九ツ時分より、御本丸御奥江参上可

仕旨奉畏候、以上、

(寛保二年)

二月十一日

嶋津要人

西田嘉左衛門殿

同日、御銀拾貫目

右 於鉄殿江 太守様より御給ニ而御座候、磯よ

り被仰渡趣も相籠候、要人江承知仕、難有奉存之

趣御禮申上候、

同十三日、要人江此節 御本丸奥通御免許□而、

今日初而九ツ前より参上仕候、外ニ種子嶋^(久遠、始時)正殿

父子・肝付^(兼任)彈正殿ニ□□初□□一所ニ參上ニ而候、御
 進上物^(之カ)儀者□□人□□相中より御物御取替を以御樽
 肴・大籠飯進上仕候、夜入五ツ時分退出仕候、然
 者白紗綾式巻・御菓子式包御熨斗相添、於嘉久
 様より御給ニ而候、御家老椀山^(久初)主計殿、御用人河
 野八郎左衛門^(通興)□□^(相カ)話候而、御前方萬事首^(尾カ)□□能為有之
 事、
 同日、主計殿 御本丸より直□□此方へ御出^(御カ)
 吸物・取肴・銚子出候処ニ、無程御立ニ而御座候、
 同十三日、於鉄殿へ御給之御銀為申請、用頼伊
 地知□□、此方家来貴嶋半五右衛門・田尻與市、
 人足□□人召^(而御カ)烈候□□納戸藏へ罷出候処ニ、慶長銀
 拾貫目相渡申候、
 同十五日、於須摩様御方へ、於鉄殿當日之御礼
 且又御機嫌伺之御使藤山十兵衛相勤候、御取次宮
 里八兵衛、
 同日、於嘉久様御方江、於鉄殿より當日之御礼
 御機嫌伺之御使右同人相勤申候、御取次永山佐五
 右衛門、

90の1

90

同日
 錢□□百三拾壹文 嶋津要人殿^(役人カ)
 右者、今^(月十カ)□□三日 御本丸御奥へ御樽・^(取カ)肴^(取カ)
 □□居御物御取替ニ而進上有之、入目右之通□□^(間カ)
 □□座へ可被差出候、以上、
^(寛保二年) 二月十五日 物奉行所
 同上納錢、二月十七日、物奉行座へ返納仕候、
 同十七日 嶋津要人殿
 文彦部金壹切 役人
 右者、當年頭ニ付於鉄殿より御肴代□□御取□□
 以御進上被成候付、御返金として上納有之候間、
 可被請^(取候カ)
^(寛保二年) 二月十七日 三崎平太^(久遠)
 御納戸藏 役人

右文彦部金一切、加世田長左衛門・長崎新兵衛方

へ致返納候、

同十七日

一文銀百四拾五匁壹分

菓子代

一同百匁匁七分式り壹毛

八百屋物代

一同式拾目七り九毛

肴代

一同三拾式匁四分六り八毛 御臺所蔵より相渡諸

物代

合文銀貳百九拾九匁式分六り九毛

御人数四人、御壹人前付七拾四匁八分壹匁^厘八毛

□二而候、

種子嶋彈正殿・同四郎右衛門殿・肝付彈正殿・嶋

津要人殿

右者、當月十三日 御本丸御奥江御樽肴・御籠飯

壹組進上被成候付、御籠飯之儀者御臺所御取替を

以相調、入め銀・上納銀申渡候様御證文を以被仰

渡候付相調候、入め右之通候間、上納可有之候、

以上、

(寛保二年) 戊辰

二月十七日

御臺所頭

津留八郎兵衛

右之

役人中

右之御出銀、御臺所江致返納候、

同十八日

錢壹貫八百八拾貳文 文錢ニシテ三拾壹匁壹分

内

貳拾九匁六分文壹部金貳切^{壹切ニ付拾四匁八分之直成}

壹匁五分白木受壹ツ代

嶋津要人殿

役人

右者、

太守様御厄年付御立願有之、江戸片町之稲荷宮江

於鉄殿より御物御取替を以、右之通差上候間、御

返銀可申渡旨、江戸物奉行新納弥兵衛殿より問合

有之候間、可被受取也、

(寛保二年) 戊辰

二月十六日

海老原正蔵

金蔵

役人

右之通、金蔵へ錢壹貫八百八拾貳文、戊二月十九

日相納候、

同廿日、 要人谷山清泉寺へ致佛詣候ニ付、川田

堅助同心仕申候、

同廿二日
一肴一折 平樽壹荷

要人様江 新城・鹿屋士相中、濱在郷より

戊二月廿二日
一肴一折 平樽一荷

於鉄様江 右同断、

一鉢肴壹通 手樽一

久齋様江 右同断、

一鉢肴壹通 手樽一

御懷様并御子様御相中江 右同断、

一鉢肴壹通 手樽一

金次郎様江 右同断、

右者、此節 要人様御事 御本丸御奥通御免被仰

出、且又御銀拾貫目 於鉄様へ御拜領之為御祝儀、

新城役人中津野太郎左衛門、鹿屋与頭湯地政兵衛、

新城浦役中津野弥太右衛門、庄屋坂元作太夫、弁

指・小觸参上三而、右之通進上仕候間、御(祝カ)被成

候而 御盃被下候、下役之者江者 御目通三而酒

被下候、

同廿三日
一御肴一折大鯛貳枚 御角樽壹荷

右者、今日吉日ニ而 於鉄殿御齒黒御筆取初御祝

御座候付、 御本丸於嘉久様より御文御使ニ而、

樽肴御給りニ而御座候、

御齒黒御道具一包ニシテ 御本丸より参候、主計

殿御方より御持せ被成候、

御肴一折鯛貳枚 御角樽壹荷

右者、 於嘉久様へ於鉄殿より御齒黒御筆初被成

候御祝として御進上三而候、御使松山栄右衛門、

御肴一折 御角樽一荷

右者、御齒黒初ニ付主計殿御夫婦より被進候、

御肴一折 御角樽一

右御同断ニ付而、澁谷喜三左衛門殿御母儀より被

進候、

御齒黒初之御祝ニ、主計殿御夫婦・澁谷喜三左衛

門殿御母堂此方へ被仰入候、今日八ッ後より御出

被成候而御祝有之、夜八ッ過ニ御立被成候、西田

嘉左衛門江も被仰遣候へ共御用筋有之、御断ニ而

入来無之候、御祝ニ付御三献差上申候、御料理者
 二汁三菜之御膳廻りニ而候、御茶菓子・御吸物・
 御取肴ニ而、段々御銚子差上申候、役人谷山甚兵
 衛・海江田覚左衛門御祝半ニ御前へ被召出、主
 計殿より御盃被下候、御客人御立之跡ニ而、谷山
 甚兵衛・海江田覚左衛門、番頭兩人園田佐司右衛
 門・岡留唯右衛門、納殿三人松山栄右衛門・鮫嶋
 九左衛門・藤山十兵衛、料理役兩人岩重平五左衛
 門・領家喜右衛門、代官濱田早兵衛被召出候而、
 於鉄殿〔様〕より御盃被下候、
 一文彦部金式切 主計殿江 於鉄殿より
 一同式切 御同人奥方江 於鉄殿より
 一同壹切 澁谷喜三左衛門殿御母堂へ 於鉄殿よ
 り
 一同壹切 西田嘉左衛門江入来無之候へ共、御祝
 被成候而被遣候、
 右者、御齒黒初之御祝ニ付、附御目錄ニ而被進候、
 二月廿七日 但附御目錄 御使 藤山十兵衛
 一彦部金壹切 右者、嶋津知〔久亮〕之助様去ル廿五日御元服被成候而、

圖書様与御名代被成候、為御祝儀 於鉄殿より
 被遣候御相應之御返答ニ而候、彼御方ニ而十兵
 衛へ取肴ニ而酒出申候、左候而、白銀一兩御祝
 被成候而、十兵衛へ被下候、
 二月廿八日
 一嶋津久鼈様 豊前中津より奥平与右衛門
 右より文箱壹ツ
 一嶋津久鼈様 豊前國宇佐郡荒木村善金坊安樂坊事
 右書状壹通
 右式通、下石燈爐邊ニ罷居候服部四郎右衛門よ
 り持せ候而差上申候、
 三月朔日 御使者 小濱安右衛門
 御鮮肴一折
 右者、於嘉久様より 於鉄殿江御使を以御給ニ
 而候、金次郎罷出致對面候而、吸物・取肴ニ而酒
 振舞申候、御返答御相應之御礼ニ而御座候、
 同三日、要人四ツ前致登 城候、
 同日、御離な遊例年之通御座候、
 同日、御提重彦組
 右者、於須摩様江 於鉄殿より離な之為御菓子
 御進上被成候、御使桑波田市左衛門、御取次宮里

八兵衛、

同三日、於嘉久様へ 於鉄殿より上巳之御祝儀、且又雛な之為御菓子御進上被成候、御使松山栄右衛門、御取次中江七右衛門、

同日、信證院様 於栄様へ節句之御礼被仰上候、御使藤山十兵衛、

同日、兵庫様・太郎次郎様・千之丞様・於貞様、於鐘様江當日之御礼 於鉄殿より御使を以被仰上候、

同日

御使
峯崎三右衛門

於嘉久様より於鉄殿江 右御口上

弥被為相替間敷与目出度被思召候、上巳(之カ)御祝儀、

使を以被仰入候、要人殿・久菴殿江も同前二被仰

達候由候、要人殿江者先刻為御祝儀御参、御喜悅

二思召之由候、

同四日、於須摩様江於鉄殿より、一昨日者御懇

96

同十一日
錢壹貫三拾七文

(寛保二年)
三月

(種子島時成)
織部

95

同日

鹿屋高牧野 嶋津要人

右者、諸所御馬追来月廿一日天氣次第被仰付候付、御馬追奉行被仰付候、若右日限天氣惡敷候者、廿

二日より先キ御精進日相除、天氣次第被仰付候条、

此旨(如之)例可申渡候、

94

三月六日

御用候間可被罷出旨、御差圖二而候、以上、

(寛保二年)
三月六日

(國徳)
川田與右衛門

嶋津要人殿

意三御肴一折被饋下忝次第奉存候、右之御礼使を以申上候、藤山十兵衛相勤候、御取次宮里八兵衛、同日、於嘉久様へ於鉄殿より、一昨日者御肴・御野菜等色々御使を以被饋下忝奉存候、右之御礼使を以申上候、藤山十兵衛相勤候、御取次中江七右衛門、

文銀ニシテ拾七匁分式り四毛

但御太刀・御馬代銀・下紙・程村紙代

嶋津要人殿

役人

右者、當年頭為御祝儀、

御両殿様へ御^(物カ)御取替を以、右之通進上有^(之カ)候^(間カ)

御返銀上納方可申渡旨、江戸物奉行新納弥^(間カ)殿^(よりカ)

二月朔日問合有之候間、可被受取也、

(寛保二年)

戊

三月九日

上原拾郎左衛門

金藏

役人

右之通、御金藏へ則上納仕候、

同十二日、於鉄殿御本丸江御参上被成候、

四月三日、籠飯壺組 手樽壺ツ酒十五盃

右者、入来院千之丞様へ於鉄殿より御疱瘡被成候

二付、為御尋御使を以被進候、

同十日、籠飯壺組 手樽壺ツ酒十五盃

右者、於鐘様御疱瘡被成候二付、為御尋 於鉄殿

より御使を以被進、鮫嶋九左衛門相動候、

同十六日

明十七日御馬追御條書被相渡候間、四ツ時分可被

罷出候、以上、

(寛保二年)

四月十六日

川田與^(國攝)右衛門

嶋津要人殿

同十六日

於嘉久様御厄年付而、於鉄殿より御願文御上ケ

可被成旨、兼而被仰聞置候、来ル廿二日被差上候

様可被申上候、已上、

(寛保二年)

四月十六日

西田嘉左衛門

伊地知藤右衛門殿

同十七日

手形 五枚帆壺艘水主五人

嶋津要人殿

役人

右者、鹿屋御馬追奉行トシテ被差越候間、古江迄

こき届、請取取置候様可申付也、

(寛保二年)

郡奉行

東郷十左衛門

四月十七日

仁礼彦右衛門

古江

舟問屋

同日

馬三疋御引有、夫三人駕籠かき

嶋津市太夫殿

役人

右者、鹿屋御馬追為奉行被差越候間、其元より宿次往来迄届、請取取置候様可被申付也、

(寛保二年) 戌

郡奉行

四月十七日

仁礼彦右衛門

東郷十左衛門

古江諸所

郡見廻中

四月十八日、久鼈殿・金次郎灌ケ水心岳寺江被

致佛詣候、川上之泉流院御迎ニ参上ニ而供仕候、

川田堅助御同心被成候、此方より供之人数者桑波

田作左衛門・村山平右衛門・貴嶋伴五右衛門・領

家喜右衛門、小者高宮千七、人足源右衛門、舟水

主四人、御進物者青銅百疋・手樽一、心岳寺へ被

進候、

同日、要人鹿屋御馬追御奉行□□今夜船ニ而新城之様被罷越候、御附役園田与藤次、旅役人近習

兼役平山十郎左衛門、取掛岡留圓右衛門、料理役

(反徳)

岩重平五左衛門、御側并步行兼役中村平太夫・園

田早右衛門・谷山源太兵衛、小者田尻与市、足輕

平川仁兵衛・霧田庄太郎、荷用寛右衛門、人足彦

市ニ而候、

同日、御拾式ツ 御帷子一ツ

右者、御本丸江 於鉄殿御参上ニ而御座候処、

於嘉久様より御拜領被成候、

同廿二日、御願文志通 御肴一折

右者、於嘉久様御厄年ニ付而 於鉄殿より今日

四ツニ 御本丸江御持参被成候而、夜半ニ御帰館被

遊候、

同廿三日、要人鹿屋御馬追御奉行被相勤候而、

今夜六ツ半時分三□致帰館候、

同廿五日

鹿屋高牧野毛附目錄

一青毛駄百三拾六疋内一駁毛四疋

一川原毛壹疋 一粟毛五疋

一鹿毛百三疋 一月毛拾貳疋

一鱗毛壹疋 右母駄

一父馬廿五疋

内 青毛駒拾貳疋 黒栗毛駒壹疋

星栗毛駒壹疋 黒鹿毛駒三疋

鹿毛駒五疋 栗毛駒三疋

一當歳七拾疋内駒三拾壹疋 駄感拾九疋

合馬數七十疋 □□駒三拾貳疋

寛保二年戊四月 □□ 鳴津要人

右者、此節鹿屋高牧野御馬追為御奉行差越候而、御馬追相濟候首尾御用人座江致持參、目錄相納候、

鹿屋高牧野御牧取駒毛附目錄

一青毛駒拾四疋 一鹿毛駒五疋

一水青毛駒三疋 一栗毛駒貳疋

一月毛駒壹疋 一小星水青之駒壹疋

一青栗毛駒壹疋 一大□栗毛駒壹疋

一流星栗毛駒壹疋 一黒鹿毛駒壹疋

一黒鹿毛駒壹疋 調掛

合三拾貳疋

寛保二年戊四月廿二日 島津要人

右者、取駒ニ相付、御應江差出著之目錄、於鹿屋相調、牧司方へ相渡置也、

四月廿七日 一□肴一折宛 平樽一荷宛

要人様 久龜様 於鉄様江御銘々ニ進上候、

四月廿七日 一肴壹鉢宛 手樽壹ッ宛

金次郎様 於松様 御懷様へ右同斷、

一菓子壹重 但饅頭

御字カ様方江

右者、此節池田弥三右衛門役儀御断申上候而、願之通被カ仰付、其代りとして平山十郎左衛門へ役人御直ニ被仰付候□御受申上、為御礼石品進上カ□申候、左候而、御前カへ被召出候而、御吸物・取

肴ニ而御盃頂戴仕申候、

五月朔日、於鉄殿四ツ過 御本丸江當日為御禮
御参上被成候、

同日、新城役人海江田寛左衛門、此節宗門方
役人兼役被仰付候、依之宗門改方之御座江罷出、
誓詞被仰付候、

同日、新城役人中津野太郎左衛門、同地方兼役
被仰付候、依之御郡座江首尾申出候処ニ、誓詞ニ者
不及之由承候、

同日

諸役目之面々御法式を相守、萬端宜[□]緩せ之
儀無之様ニ而相動候、右ニ付而者兼而申渡置儀候
条、聊大形有之間敷候、

一山方之儀手廣候条、行司・竹木見廻之外各方江
も聊尔之仕形有之候段相聞候、就中城山之儀、

題目之事情へ共、兼而落木之類拾取之候儀も不
致苦候、然処去年大風ニ付轉木等も為有之由候

処、門材木^{并之}□用船材木其外橋板等ニ□仕候段申

出候、且又右轉木ニ準、生木をも伐取候由相聞
得候、別而^并□届之至候、右ニ付而者、吃度致沙
汰苦候へ共、子細有之、此節迄者差免候条、向
後大形之儀無之様随分入念可相動候、以上、

(寛保二年)

五月三日

右両通之儀、要人様より御用頼伊地知藤右衛門
を以、新役海江田寛左衛門江御書附相渡候、

同日、海江田寛左衛門宗門方兼役ニ被仰付候付、
御用頼被召烈候而宗門御座罷出候処ニ、宗門御奉
行仁礼次郎右衛門殿御同道ニ而、御用人御座江罷
出、誓詞被仰付候、御目附衆御出ニ而御見分御座
候、直ニ宗門御座江又々罷出候而、右首尾申出候
処ニ、御家老座より被仰渡趣有之候、宗門御座
よりも被仰渡趣承知仕候、左候而、印鑑差出置候、
同日、要人端午之為御祝儀登 城仕候、

同日、御本丸奥江 於鉄殿より節句之御礼、瀬
野尾を以被仰上候、

同日、御下屋鋪嶋津兵庫様・島津太郎次郎様・
 入来院千之丞様・於貞様・於鐘様江 於鉄殿より
 當日之御祝儀、御使を以被仰上候、

同日、御本丸より當日之御祝儀、御使者松元甚
 七を以 於鉄殿江御給ニ而候、於表書院 要人對
 面ニ而、吸物・取肴ニ而銚子御寄合有之候、御礼
 之儀者相應之御口上ニ而御座候、

同六日

於嘉久様其御方へ御入、来ル十六日七日八日、三
 日之間其御方江御^{際之}無之内一日可被成御入候、此
 段要人殿江被申上、御支無之日御入被成候様ニ御
 申可被成候、此段申達候、以上、

(寛保一年)

五月六日

西田嘉左衛門

伊地知藤右衛門殿

同六日、御入ニ付而 要人 御本丸御納殿迄御
 日限為承參上仕候処ニ、来ル十七日 御入可被遊
 旨被仰渡、左候而、直 御入之御禮申上候、

同七日、新保善之丞 於嘉久様御入ニ付、御獻立
 調并御重見分ニ八ツ後より入来ニ而、 要人對顏
 ニ而吸物・夕飯・取肴ニ而酒寄合申^{候之}、伊地知藤
 右衛門被相詰候、日入時分善之丞被罷歸候、

同九日、於鉄殿 御本丸奥江御參上被成候、

一同十七日、於嘉久様今日 御入之御次第書、

一同日、御本丸江要人參上仕候而、弥以今日

御入可被下旨可申上候、

五月十七日

一御入御刻限

一御臺所口御門外形邊江見星老人ツ、可申付候、

一表門江足輕番申付置、御入之節引取可申候、

一玄喚番人御入之節者内へ引取可申候、

一玄喚之邊、御入之節通融之者可相止候、

一御入之節、用頼役人門外ニ罷出、大學殿藏之邊

間を隔つくはい居可申候、

一表書院掛物壱幅鳥之繪、立松、

一表中門より御入、於鉄殿・久鼈殿罷出、奥書院

江御案内可被致候、

一御先番女中被差越候而、表門より内玄喚之様致

案内、年青女出迎、直ニ奥へ案内可致候、しめ物・菓子可出候、

一奥江被成 御入、御通口しめ可申候、

一奥書院床掛物巻幅、立花、但牧心齋筆

一違棚飾折紙・箱・書物・香盆、

一御熨斗上ル、 一御たはこ盆上ル、

一於鉄殿可被罷出候、一御雑煮上ル、

一御さしミ上ル、 一御吸物上ル、

一御三方御土器・御挾着上ル、一御銚子上ル、

一於貞殿・於鐘殿・千之丞殿御同前ニ上ル、

一紗綾二巻紅白 要人より進上、

一金子貳百疋 於鉄殿より進上、

一金子貳百疋ツ、於貞殿・於鐘殿・千之丞殿江

要人より可差上候、

一御籠飯巻組ツ、但饅頭之類

右御三人江御土産為御用 於鉄殿より可被遣候、

一金子百疋ツ、

御供之納殿役人・御年寄江於鉄殿・要人より可遣候、

一青銅百疋 御供之御中老并おたよニ可遣候、

一御菓子上ル、但御献立ニ相見得候湯取餅可差上候、

一御吸物上ル、御盃掛ル、一御銚子上ル、

五月十七日 一御取肴上ル、一御次江茂銚子・取肴出可申候、

一御意次第二汁六菜之御料理上ル、御本膳於鉄殿可被差上候、

一御引物要人可被差上候、

一久龜殿罷出、御挨拶可被申上候、

一御引盃上ル、一御銚子上ル、一御引肴要人可

差上候、一御銚子上ル、一な、臺上ル、

一御挾肴 御三方 於鉄殿可被差上候、

一御吸物上ル、御盃掛ル、一御銚子上ル、

一御湯上ル、一御茶菓子上ル、

一御濃茶上ル、一御後菓子上ル、一御薄茶上ル、

一御休息小座江御入、一垂鉢いけ花

一御煎茶上ル、一御たはこ盆上ル、

一御重上ル、一御焼酎盆上ル、

一御様子次第御吸物・御銚子・御肴之類可差上候、

一奥書院江御出、一御吸物上ル、一御銚子上ル、

五月十七日

一御重巻組 久齋殿より進上、一御籠飯巻組

金次郎・松袈裟・六十郎より進上、

一御重巻組 主計殿より進上、

一當季之菓子 一御手樽巻ッ

右、御土産御用ニ要人より可致進上候、

一御吸物・御肴段々見合可差上候、御座次へも可差出候、

一御後段上ル、一御吸物上ル、一生花臺上ル、

一御銚子上ル、一御立前御菓子上ル、一御茶上ル、

一御供之納殿役人・御年寄江も御下膳料理出可申候、

一御供之御中老へ御料理之内引殘二汁三菜之料理出可申候、吸物・銚子・薄茶迄出可申候、

一御供之若女中・御次女中江者一汁三菜之料理出、引肴・吸物出可申候、

一御供之納殿并奥大番・御醫師、相詰候人数江一汁三菜之料理出可申候、銚子・取肴類見合出可申候、

一奥附士相詰候ハ、一汁三菜之料理・銚子(桁カ)

出可申候、

五月十七日

一御迎ニ參候足輕江者扱肴ニ而酒出可申候、

一御年寄江土産物野菜類巻折、於鉄殿より可被遣候、

一夜入候ハ、表書院中門内掛挑灯巻ッ、

一玄喚前掛挑灯式ッ、一内玄喚江挑灯巻ッ、

一表門江挑灯式ッ、一御立之節、霄前御入之節之通、

一御立之後納殿江要人罷出、御入之御禮可申上候、

一奥外詰合候御供廻・御内證見廻・御行器役、相詰候足輕迄押通ニしめ物・くわし・茶可出候、

一御包丁人頭・御包丁人・御料理衆・御行器役江者一汁三菜之料理出可申候、

一内證見廻江右同斷、但金次郎居所ニ而酒出可申候、吸物・酒見合、

一表足輕・奥足輕江者一汁一菜之料理出可申候、吸物・酒見合、

一於貞殿・於鐘殿・千之丞殿・主計殿御供廻三者吸物・取肴ニ而酒出可申候、

一 納殿役人供廻三者取肴二而酒出可申候、
五月十七日

一 御供女中付足輕江も取肴二而酒出可申候、

一 御駕籠之者、御挾箱其外御供人足、御笠箱・御

挑灯持類迄、右同断、

一 書院廣間、御乗物入、但座末庭之方屏風立置、奥附

土居所、

一 書院入口小床之間、諸御道具入、

但奥付足輕詰所并御迎ニ參候足輕可入置候、

一番所使者之間、御姫様方御乗物入、

但御子様方并御家老衆・御供廻り可入置候、

一番所二階之下、表足輕詰所、

一小番所、御供女中付足輕入置可申候、

一 鞍所、納殿役人供廻り入置可申候、

一 書院裏座之上ニ、御供納殿衆・奥横目衆・御醫

師・奥大番衆・表方横目衆、

一 臺子之間、御茶道衆、

右御次第書之通、首尾能相調申候、於嘉久様

昼九ツ過ニ被遊 御入、夜八ツ過ニ御機嫌能御

立被遊候、

106

105

五月十七日
一 於貞様・千之丞様江者御出被成候、於鐘様江者

御支有之、御断ニ而御出無之候、

一 要人昨日御入之御禮ニ、早朝納殿江參上仕候、

同廿九日

一 御自分事御用之儀有之候間、明朔日四ツ時、麻

上下着用ニ而可被罷出候、此旨御差圖ニ而候、

以上、

(寛保二年) 五月廿九日

五月廿九日

(清徳)兵衛 蒲生拾郎左衛門

鳴津要人殿

六月朔日、要人麻上下着ニ而、四ツ前致登 城

候處、^(ママ)鎗流馬被仰付候而罷帰り、直ニ御役目御方

ニ御禮ニ相廻候、外ニ北郷作左衛門殿・仁礼正膳

五・川上十郎左衛門方へ首尾被仰達候、

一 上ケ馬 御旧例

鳴津要人

一 上ケ馬 御厄年御立願御成就方

肝付彈正

一 御舊例方射手

中村喜三太

一 乳人

大重太郎八

右者、當十一月御神事二付

太守様御厄年二付、從薩州様御立願御成就〔ア〕銷流馬右之通被仰付候、前以七拾日食物慎有之候様可相心得候、右如例可申渡候、

〔寛保二年〕

六月

〔種子島時成〕
織部

右之通、御書付を以御用人蒲生十郎〔兵衛〕左衛門御取次を以被仰渡、直ニ御讀〔申上〕上候、

同日、御馬乘大山孫市、伯樂志和知源助、鎬流馬御當ニ付而今日より馬之方御頼ニ而、昼八ツ後より入来ニ而料理等寄合候、

同六日、於鉄殿 御本丸江為御機嫌伺參上ニ而御座候、

同八日、御懷事、今日七時分より不快ニ有之、夜入候而氣分患敷性付無之付而、有川玄庵老・山下林悦老・馬場玄仙老見舞ニ而、煎薬用候得共御替無之候故、玄庵老・伊地知藤右衛門・廻源右衛門被相詰一宿ニ而候、

同九日、今日至容体無替ニ依而、加納怨心〔老〕へ被

仰□入来ニ而、玄庵老・玄仙老相談之上、御薬調合ニ而用候得共、其驗無之候、

同日、御願文四通、要人・於鉄殿・金次郎・松袈裟より被進候、

同九日、於嘉久様より御懷病氣之段被聞召上候而、西田嘉左衛門を以御尋被仰下候、依之於表書院伊地知藤右衛門挨拶ニ而、吸物・酒出候、要人より御尋難有御礼申上候、

一同日、久音院江御祈禱御頼ニ而加持御座候、日高存竜院江も御祈禱御頼ニ而、於彼宅二夜一昼之勤有之候、

同日、執印傳左衛門・岩井源助・東郷四郎左衛門、御懷病氣ニ付、諸事之差引 要人より頼ニ而被為詰候、

同十日、於嘉久様より、御懷病氣今日者如何之由、松元甚助を以御尋被仰下候而、難有奉存之御礼御申上ニ而候、

同日、椋山主計殿八ツ後御出ニ而、御懷御病氣御尋ニ而奥へ御通被成候、依之素麵・吸物等差上、

晚茶飯・御菓子等差上候、

同日、玄庵老・玄仙老夕部より泊ニ而、今朝被罷
帰候、怒心老早朝より被為見舞候、

同十一日、玄仙老・怒心早朝より被為出候、玄庵
老者昨日より詰通ニ而御座候、針師坂元玄情老御
頼ニ而被為出候、

同日、御本丸より御懷容体御尋として、御中老
野沢殿御問所衆言人被召烈候而御出ニ而、奥江被
為通候而吸物・銚子出申候、

口上

從 於嘉久様染病氣ニ付而、毎々以御使被仰下趣、
難有次第奉存候、参上仕御礼申上筈御座候得共、
今以快無御座、一刻とても難見放候故、先右之御
禮用頼を以各迄申上置候間、御沙汰も御座候ハ、
宜御取成頼存申候、少々ニ而も快罷成候ハ、則
参上仕、御礼可申上候、以上、

(寛保二年)
六月十一日 嶋津要人

右之通、口上書を以伊地知藤右衛門使ニ而、御
本丸御納殿衆へ被遣候、

同十一日、牧野栄壽老へ被仰遣、初而被為出候而、
怒心老・玄庵老・玄仙老相談之上、御藥調候而御
用候、針師坂元雲情老へ被仰遣、又々見廻ニ而候、
同日、行器老荷 重一組 酒壺樽

右者、御懷御病氣ニ付、喜入主膳殿より目覺とし
て被進候、
同十二日、御願文彦通 肴一鉢 鈴式對

右者、御懷御病氣ニ付、御平愈之願文新城御家来
中寺社家・濱在郷より進上仕候付、役人中津野太
郎左衛門、庄屋大津半右衛門参上仕候、

同日、於嘉久様より御懷病氣ニ付、御尋之御使
者藤井才助を以 御懇意之御口上奉承知候、要
人對面申候而、素麴・吸物・銚子寄合候而御礼之
儀申上候、

同日、牧野栄壽老・加納怒心老・有川玄庵老被為
出候、

同日、喜入主膳殿奥方御懷病氣為御尋御出ニ而、

奥江御通ニ而御座候、

同十三日、御懷今曉七ツ時分卒去ニ而御座候、

同日

新城士三拾八人 足輕九人 濱在郷四拾六人

右者、御懷様御病氣御養生無御叶、今曉七ツ時御

卒去被成候間、右之通、士并足輕・濱在郷より早

々參上仕候様可被仰渡候、依之飛船遣候、以上、

(寛保二年)

戌

六月十三日

平山十郎左衛門

谷山甚兵衛

中津野太郎左衛門

海江田覺左衛門殿

同日

御葬禮場之かゝり四ツ、右焼用ニ松竹たいまつ、

右御葬礼用ニ可被差遣候、

浄珊瑚寺・妙蓮寺被為差越候様可被相達候、

(寛保二年)

六月十三日

鹿兒嶋屋鋪役人

新城役人衆中

桃仙院江御懷様御卒去ニ而候間、早々御出之由申遣候、

同日、御遣体様江御番納殿役一人、池田七郎左

衛門・瀬戸口長左衛門・藪田新五郎・濱田覺助・

藤山平八・村山弥八・松山平藏・池田壽宅・秋山

壽延・安樂玄精江御番代り合可相勤由申渡候、

同日

嶋津要人懷病氣養生不相叶、夜前七ツ時死去ニ而

御座候、御知らせ各様迄申上候、

(寛保二年)

六月十三日

嶋津要人役人

谷山甚兵衛

(常番)

右、嶋津玄蕃様・椀山主計様・喜入主膳様御役人衆へ銘々書付候而申上候、

同日、本田武兵衛方江御入棺并御葬礼、御中陰之

日取之儀、岡留唯右衛門を以尋被遣候、

一御入棺六月十三日夜四ツ時、一御出棺同十四日

夜六ツ半、

一御中陰同十六日 右之通、日取之返事有之候、

同日、一手洗セツ 一口切桶セツ 一丹荷セツ
一御乗船セツ 一ひしやくセツ

右調方之儀、代官方へ申渡候而相調候、

同日、御墓所見合として園田佐司右衛門參候、

一同日、要人懷不幸ニ付、於嘉久様御方へ伊

地知藤右衛門を以、兼而被御存知候者ニ而御座

候間、貴様迄此段申上候由、西田嘉左衛門迄被

仰出候、

同十三日

郡山嘉右衛門

右者、嶋津要人母不幸ニ付、何角用事等相頼申度

御座候、依之今日八ツ星御暇被下度奉願候、此段

御申上可被下儀奉頼候、以上、

(寛保二年)
六月十三日 喜入主膳 (欠起)

右、本文之通御暇被下候、

同日、當十一月神事方鑄流馬被仰付候処、御懷不

幸ニ付御断之儀、椀山主計殿より御用人衆を御頼

被成候而、民部殿江被仰達候処、被聞召置之御返
答ニ而御座候、

同日、御遺体様御行水ニ付而、松山栄右衛門・鮫

嶋九左衛門・於由良・初瀬江桃仙院御行水被成筈

候間、手傳可仕旨被仰付候、

同十四日、新城より十三拾八人、濱在郷者四拾

六人、右人数、十三日夜九ツ時分參着仕候、

淨珊寺・妙蓮寺參上ニ而御座候、

同十四日、内玄喚江懸挑灯セツ、裏門へ懸挑灯セツ

ツ、裏門帳付所御差引人執印傳左衛門・飯牟礼藤

兵衛、筆者吉長仲弥左衛門・中津野弥太右衛門、

御寺門江懸挑灯セツ、山口帳付場懸挑灯セツ、

御差引人執印傳左衛門・飯牟禮藤兵衛・藤井源助・

芦谷市兵衛、筆者猪八重納右衛門・平山小右衛門・

中津野弥太右衛門・吉長仲弥左衛門、

六月十四日
一南林寺和尚江御案内 藤山金之進

一右和尚江引導之御礼 江田武兵衛
一桃仙院ニ而南林寺和尚江御挨拶

澁谷喜三左衛門

一中途御時宜式所 御役人之内四人御頼可被成候、

地藏之辻并山之入口 榊山新右衛門 福嶋半助

一御一門方御出、御挨拶人 肝付源之丞

一葬礼之晩、厨屋廻り御差引御兩人 永田喜平次
中馬□右衛門

一出棺之節、行烈御差引御兩人 岩本善兵衛

岩城五兵衛

家来付役 牧之瀬幸兵衛 村山山右衛門

六月十四日
一御寺出棺之節、行烈御差引人右御兩人、付役右

同人、

一諸寺より諷經僧衆御差引 児玉休右衛門 東郷

仁右衛門 竹之内善助

一長持壺竿 但入付錢貳貫文・鏡壺ツ外家有

一挾箱壺對 但入付綿入貳ツ・帷子貳ツ・帯一筋

一牧作右衛門・湯地政兵衛・谷山半左衛門・谷山

幸左衛門・谷山六郎左衛門・脇田三左衛門

右者、今晚六ツ半時分御出棺之筈候間、六ツ時

より桃仙院へ相詰、御棺方差引可相動候、

一古銀五匁 源舜庵和尚へ 一同三匁 維那僧江

一鳥目七百文 四百文 役僧衆七人江壹人ニ付百文ツ、

一御屋鋪より暮六ツ半ニ桃仙院江御入被成候而、

桃仙院より夜四ツ時ニ御出棺ニ而、厨屋所ニ而

御葬礼之儀式御作法之ことく相濟候、 御法名

同十五日
寶蓮院殿清香淨念大姉、

同十六日
一明十六日、於桃仙院御中陰御吊ニ付、供臺飾有

之候、

同十六日
一御中陰ニ付、南林寺和尚源舜庵其外御出家衆御

出ニ而、二卷經ニ施餓鬼半齋之御勤御座候、朝

者粥、昼者三番点心、晩二汁三菜之御料理出申

候、

御靈膳御手長者谷山甚兵衛相動申候、

久龜殿者八ツ時分桃仙院へ御佛詣ニ而御座候、

要人・金次郎者晩景ニ佛詣ニ而候、

同十六日、於鉄殿御事少々御不快ニ被成御座候

ニ付、於嘉久様より其御方御不幸脇之儀候故、

御本丸江御參候而御供養被成度之趣、椀山主計殿

御承ニ而、与力肝付源之丞を以要人方江被仰遣候、

然者今日七ツ時分、御本丸より為御迎奥大番藤

井才助・岩元幸右衛門、御年寄玉井殿、外ニ御女
中四人・足輕四人・六尺之者四人・手振人足三人
參候而 御本丸之様ニ御參被成候、

同十六日、籠飯一組 酒壺樽

右者、於嘉久様より 久鼈殿・要人江御年寄之

玉井殿御使ニ而御給ニ而御座候、於嘉久様より

御口上者、御懷事も被相果候而、於鉄殿を養育

申方も無之候間、今程者 御本丸江御滞在可有之

候間、右之段可被聞召置之御事候、久鼈殿より

も、仰御尤奉存候、弥其筋可然之御返答御申上ニ

而候、右御進物者奥ニ而御披キ為有之事候、

同十八日、於鉄殿御不快ニ付二夜一昼之御祈禱、

此等正壽院江御頼被成、同宿兩人貴嶋善龍院共ニ

四人ニ而御執行御座候、

同日、於鉄殿^(於之)御本丸御不快ニ付、久鼈殿・

要人より伊地知藤右衛門を以御機嫌伺申候、

同十九日、於鉄殿江久鼈殿・要人より為御機嫌

伺、今日も藤右衛門 御本丸へ參上ニ而御座候、

同廿日、於鉄殿御不快ニ付、今朝迄此方ニ而御

祈禱相濟候、

一御守礼 一御肴一折 一御手樽一荷

右之通、久鼈殿・要人より 御本丸 於嘉久様

御方へ、藤右衛門を以御進上有之候、

同廿二日、於鉄殿御不快ニ被成御座候付、柿本

寺へ御頼被成候而、二夜一昼之御祈禱御座候、柿

本寺御住持、能化兩人、寺持彦人、同宿彦人合人

数五人ニ而、御病御平愈之御祈禱御執行於表書院

御座候、善竜院事者御祈禱中相詰可申旨被仰渡候

而、日夜相詰申候、

^{六月廿四日}一御札守 一御肴一折 一角樽一荷

右者、柿本寺へ御祈禱御頼被成候而、今朝成就

ニ付而、御本丸江御札守伊地知藤右衛門を以

御進上被成候、

^{同廿五日}磯江 於鉄殿より暑氣為御機嫌伺、御使松山栄右

衛門參上仕候、御取次米良藤右衛門、^(則男)

同日、御下屋敷江右御同断之御使同人、御取次

木藤休八、

同廿六日、武・西田御両所江 於鉄殿より右御

同断之御使同人二而候、

同廿八日、 妙高院様七年之御回忌、 花顔様廿五(男米里・久雄女)

年之御回忌、於桃仙院御吊御座候、南林寺和尚御
焼香被成候、

六月廿八日、一素麵一臺 一野菜一臺 一酒一樽

要人様江新城并鹿屋・敷根・國分・加治木中宿

之御家来中、新城濱在郷より

一御菓子一重 一酒壹樽

於鉄様江右同断、

一素麵一臺 一野菜一折 一酒壹樽

久鼈様江右同断、

一御菓子一重ツ、 一酒壹樽ツ、

金次郎様・於松様・六十郎様江右同断、

一干菓子五袋 一素麵一臺 一酒壹樽

何れも様江 淨珊寺・桃仙院・妙蓮寺より

右者、御懷様御卒去ニ付為御悔、役人海江田寛左

衛門、与頭池田五兵衛、濱役中津野弥太右衛門、

庄屋坂元作太夫、功才・小觸相付参上仕候而、右

品進上仕候、 御前へ被召出御盃被下候、功才・

小觸之儀者御目通ニ而酒被下候、

同日、淨珊寺・妙蓮寺者 御前ニ而御吸物・銚子

出申候、桃仙院者御吊御座候付、御断被申上候而

入来無之候、

七月七日、 於須摩様江 於鉄殿より七夕之御祝

儀被仰上候、御使松山栄右衛門、御取次伊地知才

右衛門、

於鉄殿當分 御本丸御滞在ニ而御座候故、 於嘉

久様御方江者御使ニ不及候、

同日、 兵庫様・太郎次郎様・千之丞様・於貞様・

於鐘様御方へ七夕之御祝儀、御使松山栄右衛門、

同七日
一御肴 一御野菜 一御樽

右者、昨六日御生身玉為御祝、太郎次郎様・千之

丞様・於鉄殿御三人より 於嘉久様江御進上被成

候而御祝為有之由候、

同九日、短香五袋

右者、喜入清凉院御佛前江 要人より被差上候間、

便宜を以届可給由、役人方へ頼遣候、

同十一日、谷山清泉寺施餓鬼ニ付而 久鼈殿被致

佛詣候、山口文九郎父子同心ニ而候、供者谷山源
 太兵衛・貴嶋伴五右衛門、小者田尻与市、人足三
 人ニ而候、
 一素麵一臺 一手樽壹ツ 一仙香一把 一燈燼壺ツ
 右同断ニ而、清泉寺へ進上物として被遣候、
 同十一日
 文銀拾壹匁八分八厘毛
 錢ニシテ七百廿文 但御一人前
 右者、去ル六日御生身玉之御祝として、 於嘉久
 様江御相中より御進上被成候御野菜代錢右通有之
 候間、此者へ御拂可被成候、以上、
(寛保二年)
大番目付
 七月十一日 色紙六郎左衛門
 太郎次郎様・千之丞様・於鉄様 役人衆
 同日
 錢貳百六拾三文 但御壹人前
 右者、去ル六日御生身玉之御祝として、 於嘉久
 様へ御相中より御進上被成候御肴代錢右之通有之

候間、直ニ此者へ御拂可被成候、以上、
(寛保二年)
大番目付
 七月十一日 色紙六郎左衛門
 太郎次郎様・千之丞様・於鉄様 役人衆
 同十三日、御燈燼壺對
 右者、(光久女・織田信盛夫人)
(松鶴・光宏)
 智性院様御佛前へ畠山式部殿、良昌院殿、
 久龜殿三人より御進上被成候ニ付、福昌寺へ遣候、
 同十四日五日盆両日、御聖靈祭例年之通御執行御
 座候、兩日共桃仙院被罷出候而御經讀誦有之候、
 同日、御手長谷山甚兵衛・平山十郎左衛門、御聖
 靈方御料理岩重平五左衛門、御膳配村山山右衛門・
 海老原源五・平川仁兵衛、
 同十五日、御肴一折 御樽壹ツ
 右者、 於鉄殿御誕生日ニ付、 於嘉久様江久龜
 殿より御進上被成候、伊地知藤右衛門前より西田
 嘉左衛門方へ御頼ニ而、御物御取替を以御上ケ被
 成候、
 同日、 於鉄殿御事、此内より 御本丸江御滞在
 被成候處ニ、御誕生日御祝ニ付而朝四ツ半ニ御下り

二而御座候、御本丸奥女中衆四人御供ニ而候、御誕生御祝ニ而御三献、御吸物・御挾肴・御菓子、二汁三菜之御料理差上申候、七ッ過ニ御本丸之様御參被成候、御往来御供、役人谷山甚兵衛、納殿松山栄右衛門・鮫嶋九左衛門、代官岡留唯右衛門、御先供足輕霧田喜納右衛門、

御本丸女中衆へ定衆兩人相付候而被相詰候間、料理・酒出候、

御籠飯忒組

右者、於鉄殿御下り被成候付被進候間、御本

丸□持せ候、

御籠飯忒組 御肴一折

右者、於嘉久様江於鉄殿為御土産御上ケ被成候、

于ゑそ一折 於鉄殿より 御本丸御年寄衆へ被遣

候、

同日、御禮講之御守札

右者、於鉄殿御誕生日ニ付、善竜院より進上仕

候、

同十六日、於嘉久様江久龜殿より、昨日者 於

114の1

114

鉄殿御帰被成候、御礼用頼伊地知藤右衛門を以被仰上候、御取次西田嘉左衛門、

同廿六日、今日福ケ追誦方明神御祭ニ付、於貞

様・於鐘様・於鉄様・千之丞様御相□^申より 於嘉

久様江御樽肴御物御取替を以御進上被成候、

七月廿六日

八朔之為御祝儀、例年御太刀・馬代嶋津要人殿差上被来候処ニ、當年者忌中ニ而、来月三日ニ忌明申

候、依之當年者何様ニ仕事御座候哉、各様より乍

御内、御用人衆へ御尋被仰上、何分ニ茂御書付被

遣可被下候、右抵之儀者例も可有御座与存申候付、

御尋申上候、何れ之筋にも御差圖次第可仕候、以

上、

寛保二年

嶋津要人用類

七月廿六日

伊地知藤右衛門

岩城五兵衛様 大脇孫右衛門様

此表八朔方御用人衆川田与右衛門殿江御尋申上候得者、忌中之人、追而御進上ニ不及候間、其通御返答仕候様ニ与右衛門殿より被仰候、以上、

(寛保二年)
七月廿六日

岩城五兵衛

大脇孫右衛門

伊地知藤右衛門様

追而天氣次第与被仰出候儀者、御子様方御参

被成候節雨天ニ而候へ者、中途御難儀之御事

ニ而御座候ニ付、右之通被仰出候由、原良詰

同役より私共迄申越候、此段為御心得申達候、

同廿九日
福々追諷方御祭礼ニ付而、御子様方相中より御

進上物之儀、先達而承候ニ付相伺候へ共、日限之

儀者追而可被仰出由候処、来月二日三日之内、天

氣次第被差上候様ニ与被仰出候間、此段御付之御

年寄迄可被申上候、尤調方之儀者、例年之通於此

方相調可差上候間、左様可被相心得候、以上、

(寛保二年)
七月廿九日
御本丸
納殿役人

嶋津要人殿

用頼

右書付、御本丸納殿役人衆より為持被成候ニ付、

御用頼御見届ニ而、要人・久龜殿江御申被成候、
八月朔日
例年朔日者御太刀進上被成来候へ共、御忌中故當

年者不差上候、

同日

八朔之御祝儀ニ新城より諸役人参上仕候而、御祝

如例年之通進上仕候□御前へ被召出候而御盃被下

候、下役之面々者 御目通ニ而酒被下候、且又於

役所吸物・取肴ニ而酒被下候、

八月六日

越前嶋津系圖六卷

嶋津要人

右者、要人家江致格護置候、右系圖六卷御用候間

被差出候様ニ可申渡候、

(寛保二年)

八月

(種子島時成)
織部

右之通、御用人蒲生拾郎左衛門御取次ニ而、御名

(清香)

代祢寢孫左衛門殿御承ニ而被仰渡候、依之明七日、

伊地知藤右衛門御屋形江持せ被参候様ニ 要人よ

り申渡候、

一越前嶋津系圖三卷

一 御繪旨御口宣卷卷

一 高氏公・義詮公・義政公御判物御感狀一卷

一 赤松入道圓心一見狀一卷

一 諸一見狀卷卷

一 證判物并起證文卷卷

一 諸御文書一卷

合系圖三卷之外六卷

右御文書、伊地知藤右衛門御屋形江持參仕候而、

御用人蒲生十郎〔兵衛〕左衛門江差出候処〔兵衛〕、十郎〔兵衛〕左衛門

御取次〔兵衛〕ニ而、玄蕃殿御請取被成候由承候而、其段〔兵衛〕

要人方へ申聞候、

谷山清泉寺へ毎月代參申付候、毎月之儀ニ候故、

八月十一日
餘月者令省略候而記不申候、

同日
太郎坊御祭例年之通御執行御座候、

同日
御菓子一重

右者、於鉄殿江於松より進上いたし候、使瀬之

尾御本丸江持せ參候、

同日
監物事〔島津久倫〕依願今日隱居、圖書殿江家督被仰出、安堵

被致候、此旨為御知可申上旨被申付候、以上、

〔寛保二年〕
八月十六日 宮之城留主居 高橋五郎右衛門

新城
御役人衆中

同日
御目錄卷通 但御肴代 老部卷切

右者、嶋津圖書殿御家督被成候ニ付、於鉄殿よ

り為御祝儀被進候、御返事ニ者、今日家督被仰付、

為御祝儀御目錄被下忝奉存候、此方より御礼可申

上由御返答御座候、

八月十七日
一御重一組 御樽壹ツ 但十盃入

於嘉久様江

一御肴一折 御樽壹ツ

御本丸御年寄衆其外女中方へ

一御重二重

於鉄殿江

右者、於嘉久様原良御屋鋪〔江カ〕御滞在被遊候ニ

付、要人為御機嫌伺參上仕候而進上いたし候、

同廿四日 私儀、私領江先祖墓參仕度御座候、且又家来共へ

申付度儀も御座候間、日数卅日御暇被成下度奉願候、此等之趣を以御申可被下儀奉頼候、以上、

(寛保二年) 八月廿四日 嶋津要人

右願書、伊地知藤右衛門を以差出候処、中野駒右

衛門請取(機方)置候、

同廿九日 於嘉久様来月八日比、開門宮江被遊御參詣候、然

者 於鉄殿御事も御同道被遊度由、主計殿与力肝

付源之(孫方)を以藤右衛門方被承候、依之 要人方へ

申聞候、

九月二日 於鉄殿今日一日御帰りに被成答三付、御迎御供とし

て役人谷山甚兵衛、納殿松山栄右衛門・(機方)山拾兵

衛、表方より浅田甚五右衛門、奥より瀬之尾・お

くん・おたん、御先供富岡徳兵衛、御駕籠(之方)者召

烈 御本丸へ参候処、四ッ過御帰りに被成候而、夜

五ッ過 御本丸ニ御参被成候、

同日 御肴一折 御樽壺ッ 御菓子二重

右者、 於嘉久様へ 於鉄殿より為御土産御進上

被成候、

そうち魚巻本

右者、 御本丸御年寄・御中老其外之女中衆へ被

遣候、

同六日 久龜殿 要人今日新城江被罷越候、(應)屋敷下より

朝五ツ半時分ニ出船ニ而御座候、供人数者安田八

郎右衛門・中村平太夫・藪田早右衛門・村山平右

衛門・谷山源太兵衛・領家喜右衛門、小者田尻与

市、人足三人、船頭者大戸之喜兵衛、迎舟式艘ニ

水主拾壺人為参事候、

九月六日 今日 要人新城江罷越候首尾、伊地知藤右衛門

御屋形江罷出、新納次郎四郎殿御頼申候而申上候、

同廿四日 久龜殿 要人此内御暇申上、新城へ罷越候処、今

日帰館被致候、

同廿五日

猪八重喜三左衛門

一 右者、先祖大和守殿代召仕候山下才次与為申者之

名跡相續申付候、左候而、向後山下名字可相名乗

候、右才次事、 大和守殿不意之生害有之候節、

才次事新納仁右衛門を打、弟才七も致戦死神妙之
至三候、依之右名跡被立度存候付喜三左衛門江申
付候間、此段可申渡候、以上、

(寛保二年)
九月十四日

右者、此節 要人新城へ被罷越候而、海江田覺左

衛門御取次を以被仰渡候、

十月五日

吉田幸右衛門江用頼御頼(之次)儀、蘭田与藤次を以御

頼被成候処ニ御寄合ニ而、十月七日、酒肴御持参

ニ而御座候、 要人致對面候而、吸物・料理・酒

等寄合ニ而候、然者 久鼈殿・金次郎・於松江も

對面いたし候而、御盃御取かわし御座候、

十月十日

一御肴一折 御角樽壹荷

於嘉久様江 久鼈殿・要人より進上、

一御肴一折 御角樽壹ツ

於鉄殿江 久鼈殿・要人より進上、

右者、 於嘉久様 於鉄殿御物参被遊候而、昨日

被遊御帰館候ニ付、瀬之尾を以御進上ニ而御座候、

於鉄殿 御本丸より今日一日御帰り被成候、御奥

121の1

120

御年寄衆壹人、御女房衆三人、御次衆壹人、奥大
番衆二人、足輕六人御供ニ而、朝四ツ過御入被成
候而、御吸物・御取り肴・御銚子・御料理・御菓
子等段々差上申候而、晚七ツ過ニ御立被成候、
御本丸江御帰り前ニ、御用頼吉田幸右衛門へ 於
鉄殿より御盃被成候、左候而、役人谷山甚兵衛・
平山十郎左衛門へも御盃被下候、

同廿二日

中津野太郎左衛門・平山十郎左衛門、右兩人与頭

兼役ニ相勤来候得共、役人之儀為差立役目ニ而候

へ者、下役を兼役ニ申付候儀向後無用ニ候、依之

与頭役差免候条、可被申渡候、以上、

(寛保二年)

十月

要人

十月廿二日

一

岡留圓右衛門

右者、与頭役平山十郎左衛門此内役人兼役ニ相勤

来候へ共、此節差免、十郎左衛門代与頭圓右衛門

江申付候条、代官役之儀も兼役ニ相勤候様可申付

候、

(寛保二年)
十月

御印

同日
一 池田五後右衛門

右者、与頭役中津野太郎左衛門役人兼役ニ勤来候へ共、此節差免、太郎左衛門代与頭役右五後右衛門江申付候条、下代役之儀ニ候へ共、兼役ニ相勤候様可申渡候、

(寛保二年)
十月

御印

同日
一 与頭役人

右与頭役相勤候者役儀断申出候節、其者之嫡子江直ニ跡役被仰付被下度旨相願候儀、此跡有之候、又者右役目之内致死去候儀も有之候へ共、役儀之事ニ候得者、向後見合を以申付候条、右式願出候儀無之様ニ可相心得候、
右之段可申渡候、以上、

右四通之御書付、於役所用頼衆より役中ニ被仰渡候、

寛保二年戌十月、家中之家格 御記録所御調之上ニ而被仰渡候次第、

十月廿二日
一代々小番 中津野太郎左衛門 谷山甚兵衛 平

山十郎左衛門 海江田覚左衛門 吉長弥六左衛門

門 桑波田市左衛門 伊地知伊右衛門 池田早

右衛門 櫛木九郎左衛門 中村政右衛門 岡留

圓右衛門 猪八重納右衛門 安樂了菴 園田佐

司右衛門 池田五後右衛門

一代々小番格

与頭役

右同

一一代小番格 財部五右衛門 池田五兵衛

与頭

右同

牧作右衛門

湯地政兵衛

御近習 安田八郎右衛門

横目

猪八重源右衛門

納戸 松山栄右衛門

十月廿二日

一役人一代ニ而も相勤候者者、代々小番之家筋ニ可申付候、左候而、家督継目又者何そ屹立候節

者弓進上可致候、尤嫡子者直元服可申付候、

一番頭役 一与頭役 一近習役 一兵具役

一横目役 一納戸役 二納殿頭

右番頭役より納殿頭迄之役二代々小番并代々小

番格外之者へ申付候ハ、其身計一代小番格可申付候、左候而、此以後已來三代引續無斷絶右役々相勤候者者、代々小番格之家筋ニ可申付候、且又家督繼目、又者何ぞ屹立候節者、矢ニ二手可致進上候、左候而、嫡子者名代元服可申付候、尤此役ニ不限、勤之功、又者何ぞ為屹立儀有之候ハ、時々見合を以品能可申付候、但矢ニ手料銀壹匁五分、

一何ぞ屹立候折目、無役之小番家罷出候節者、右相濟、代々小番家無役之嫡子与引次ニ可罷出候、

十月廿二日

一右同断ニ付、無役之代々小番格之者者、小番家之嫡子罷出候引次ニ可罷出候、

一右同断ニ付、代々小番格之嫡子無役之者ハ、無役之代々小番格之者罷出候引次ニ可罷出候、

一右同断ニ付、一代小番無役ニ而罷居候者者、代々小番格之嫡子罷出候引次ニ可罷出候、

一納殿役 一普請方役 一馬役 一代官役

一書院方 一側廻り 一看經山伏 一表方勤

一郡見廻 一浦役 一庄屋役 一竹木見廻役

123の2

123の1

一行司役 一扨見廻役 一弓場主取 一下代役 一拔荷横目

一代々小番并代々小番格之者より、右拾八行(マヤ)之役目之内相勤候節者、下役之事情間、役内者一通之御断申上置可相勤候、

右者、此節より家格相立、此以前之儀者不相用之条、若此已後祖父以來勤方之儀申出候共取揚間敷候、仍如件、

寛保二年戌十月

十月廿二日

一 安田次郎兵衛

右者、安田家之儀者世間ニも普為相知家筋之事情得者、初小番格ニ被仰付置候へ共、其分ニ而者難被召置候間、寛保二年戌十二月十四日、代々小番家ニ可申渡旨被仰出候間、此座ニ書載置者也、

同日

一 財部十左衛門

右者、先祖財部權之丞儀、(父尊)松月庭柏庵主江為差立奉公為相勤者之子孫ニ候間、寛保三年亥十一月

廿八日 庭柏庵主百ヶ年回忌ニ付、 要人存する
詔を以代々小番家ニ申付候間、 此段可申渡候、

同日
一 山下喜三左衛門

右者、先祖山下才次・同才七儀、 庭柏庵主江為
差立奉公為相勤者ニ候間、 此節百ヶ年回忌致執行
候ニ付、 要人存する詔を以、 寛保三年亥十一月
廿八日、 代々小番格申付候間、 此段可申渡候、

十月廿二日
一 要人様麻御上下御着ニ而表書院へ御出被成候、

御用頼吉田幸右衛門殿も御同前之支度ニ而被為
出候而、 右代々小番家拾五人之人数一所ニ 御
前江被召出、 御用頼衆より被仰渡候者、 右拾五
人之者共此節代々小番之家筋ニ申付候、 何ぞ屹
立意人宛罷出候節者、 當役之高下を以順ニ罷
出、 同役者先役次第、 無役者當役之次ニ年生次
第可罷出候、 尤連名之次第・座席等茂右同断ニ
候条、 至後年右之次第相違有間敷由被仰渡候、
同日
一 右相濟、 次之御座へ相下り罷居候様ニ被仰渡、

次之御座江相詰居申候、

同日
一 御判物壹通宛 但代々小番家筋被仰付候御書付、

右拾五人之人数江壹人ツ、 被召出、 右御判物壹
通ツ、 御直ニ御渡被下候而、 難有頂戴仕候、

十月廿二日
一 右一代小番之人数七人 御前へ被召出候而、 當

役ニ付其身一代小番格ニ被仰付之由、 御用頼孝
右衛門より被申渡候、

同日
一 御判物壹通ツ、 但壹代小番被仰付候御書付一通

ツ、

右七人之人数一人ツ、 被召出候而、 右御判物壹

同日
通ツ、 御直ニ被下候而、 難有頂戴仕申候、

同日
一 目録壹通ツ、 但弓壹張料物三匁

同日
一 肴一折ツ、 平樽壹荷ツ、

右者、 拾五人之人数より、 此節代々小番家筋被

同日
仰付為御礼、 銘々より右之通進上仕候、

同日
一 目録壹通ツ、 但矢式手料物銀壹匁五分ツ、

同日
一 肴一折ツ、 平樽壹荷ツ、

右者、 七人之人数より當役ニ付、 其身一代小番
被仰付候為御礼、 銘々より進上仕候、

同日
一御家中家格并役職之次第書、壹通者鹿兒嶋役所、

壹通者新城役所へ御渡被召置候、

十月廿二日

一代々小番家格并何そ屹立候節一人ッ、罷出候砌、

座席并連名之次第御書付壹通、

同日

一中津野太郎左衛門 谷山甚兵衛 平山十郎左衛門

門 海江田覺左衛門 吉長弥六左衛門 桑波田

市左衛門 伊地知伊右衛門 池田早右衛門 楯

木九郎左衛門 中村政右衛門 岡留圓右衛門猪

八重納右衛門 安樂了菴 蘭田佐司右衛門 池

田五後右衛門

右者、此節小番家筋申付候人数之内、與頭三而無之者他之與、下二而罷居候儀如何候条、與頭二而無之者之家内手札宗門之一卷、其外與掛候儀、於役所可致支配候、別冊三可相認候、尤當時與頭跡相勤候者も、此以後與頭差寄候節者右二可準候、右之趣可被申渡候、

右之通御用頼衆より被仰渡候、

同日
一看壹折 平樽壹荷

右者、久龜様・金次郎様・於松様江、此節被

召立候小番家拾五人之人数より為御礼進上仕候、

十月廿二日

一看壹折 平樽壹荷

右 御三人様江、此節當役三付其身一代小番格

被仰付候六人之人数より為御礼進上仕候、

十一月朔日

一御看一折 御手樽一荷

於嘉久様江

同日
一御看一折 御手樽一荷

於鉄殿江

右者、於嘉久様・於鉄殿御同道三而、此内霧

嶋山江御社參二被遊候而、昨日御帰 城□付、

久龜殿・要人より為御^(禮之)迎御進上被成候、瀬之

尾御使三而、御口上之儀者御直二被仰達候、

十一月廿日

一要人此内市来湯治之儀申上置候而、今日罷越候、

供之人数者安田八郎右衛門・中村平太夫・村山

駒右衛門・領家喜右衛門、小者高宮仙七、人足

彦市・三左衛門三而候、左候而、同晦日、湯治

より罷帰候而、其首尾吉田幸右衛門を以申上候、

十二月十一日
一於鉄殿今日一日御帰りに被成候而、昼九ツ時分御

入二而、御吸物・御取肴・御銚子・御料理・御菓子等段々差上候、御供與大番衆三人、御女中

衆三人、御年寄衆一人、外與附足輕五人、人足拾八人三而候、夜入五ツ時分 御本丸へ御參被

成候、

十二月十一日
一御肴一折 御手樽壹ツ十盃入

於嘉久様江

同日
手樽壹ツ拾盃入 奥女中相中江

右者、 於鉄殿為御土産、此方より御進上三而

御座候、

同(十九)
一四日

安田次郎兵衛

右(音九) 安田家之儀者世間ニ茂為相知家筋之事候へ

者、當分之家格ニ而者難召置候間、向後代々小番

家申付候条、此段可被申渡候、

(寛保二年)
十二月十四日 要人

吉田幸右衛門殿

右御書付を以被仰渡候間、於役所幸右衛門前よ

り次郎兵衛被召出候而御書付被相渡候而、難有

頂戴仕候、

十二月十四日
一目録壹通 但弓一張料物銀三匁

同日
一肴壹折 平樽壹荷

右者、 要人様江安田次郎兵衛より安田家相續

被仰付置、其上此節家格迄代々小番家被仰付、

為御礼進上仕候、

同(廿六)日
一御肴一折 新城砂糖一重

右者、 磯江 久龜殿より御進上被成候、御使

谷山幸右衛門、御口上書御前より承候而御近習

衆へ被遣候間、彼方ニ而御近習衆へ差上申候、

同日
一御肴一折 御手樽一荷

同日
一御干菓子一籠

於嘉久様江

同日
一御肴一折 御手樽壹ツ 新城砂糖一重

於鉄殿江

右者、 久龜殿・要人より御歳暮之為御祝儀、

御本丸江要人參上仕候而差上申候、

十二月廿六日

一 嶋津左衛門殿御懷於日置御卒去ニ付、 久鼈殿

御悔之使被進候、 貴嶋李右衛門主從三人ニ而差

越申候、

同廿九日

新城砂糖一重 御下屋鋪江 於鉄殿より御進上

同日

右同一重 於嘉久様江 於鉄殿より御進上

右者、 御両所様江御進上被成度之由兼而被仰

置候、 御本丸江藤山十兵衛御使ニ而御上被成

候、

寛保三年亥正月元日

一 要人・金次郎四ツ前致登 城候、

同日

一式御三献御儉約ニ付而被召留候故、 不差上候、

黄幡御祝も右同断、

同日

一 肴一折 鈴式對

右者、 年頭為御祝儀、 御屋敷中并外方中宿之御

家来中より進上仕候、 依之役人・番頭・近習役・

御側廻り・納殿・代官御取肴ニ而御盃被下候、

同日

一 御肴一折 御手樽一荷

右者、 於嘉久様江 久鼈殿より年頭為御祝儀

御^(使)瀨之尾を以御進上被成候、

亥正月二日

一 椀山主計殿・喜入主膳殿・比志嶋隼人殿・菱刈

新^(重格)五兵衛殿年頭為御祝儀、 酒肴御使を以被進候、

一 要人様 於鉄様 久鼈様・金次郎様・六十郎様

同日

江樽肴 御銘々二年頭之為御祝儀、 新城御家来

濱在郷より進上仕候、 依之役人海江田覚左衛門、

与頭牧作右衛門、 浦役中津野弥太右衛門、 庄屋

坂元作太夫 御前へ被召出候而御盃被下候、 弁

指・功才・小觸之儀者 御目通ニ而酒被下候、

同日

一 御茶二袋 九年母一籠 鈴式對

右者、 要人様江浄珊寺・妙蓮寺より年頭為御

祝儀進上御座候、 於鉄様 久鼈様・金次郎様・

六十郎様江も御茶・九年母進上有之候、 何れ

も様御對面ニ而吸物・酒御寄合被成候、

同日

一 於鉄様 御本丸より御年頭ニ此方へ御入被遊候

而、 御雜煮・御三献・御吸物・御取肴・御銚子・

御菓子等段々差上候、 御供之女中衆へも御雜煮・

御吸物・取肴ニ而酒出申候、 奥大番衆へ者吸物

ニ而酒出候、 女中衆・乗物付之奥足輕衆へ者取

肴ニ而酒候、 九ツ過ニ御入被成候而、 八ツ半ニ御

立二而御座候、

正月六日

一看壺鉢 角樽壺ツ

右者、於鉄様より御弓親之岡留留圓江為御年

頭被下候、

同一 一要人様御厄年ニ付而、御家中諸役人中・惣家中

より御願文進上仕候、

一金次郎様・於松様・六十郎様より御厄年(二十九)付御

願文御進上被成候、

同十五日

一要人四ツ前登 城仕候、

同廿七日

一於嘉久様八ツ過ニ 要人宅江被遊御入候而、御

吸物・御料理・御菓子・御取肴・御銚子段々差

上候而、御機嫌能夜半ニ被遊御帰 城候、

二月六日

一番組寄与頭 嶋津要人

右者、来ル十一日御舊例之御関狩、伊集院之内

於春山被仰付候付、右之通被仰付候条、如例可

申渡候、

(寛保三年)

二月

(島津久重)

民部

右者、要人御用ニ而 御屋形江参上仕候処ニ、

右御書付之通御承ニ而御請申上候、

二月十日

一明十一日、春山御関狩ニ付、三番組寄御与頭ニ

而罷登候付而、今晚五ツ過ニ致出馬候、供之人

数者安田次郎兵衛・谷山常右衛門・桑波田佐市・

領家順右衛門・園田新五郎・浅田元右衛門、役

人平山十郎左衛門ニ而候、

永峯

一圓居壺本 安左衛門 中間 富岡 戸兵衛 有右衛門

一手道具八右衛門 一小者 海老原 源五

一挾箱壺ツ人足一人 一沓箱壺ツ人足一人

一合羽籠壺ツ人足一人 一竹馬壺ツ人足一人

一茶弁當人足一人 一次弁當人足一人

一高挑灯式對人足四人 一手挑灯壺對仙七・庄太郎

一手挑灯壺ツ人足一人 一箱挑灯壺ツ人足一人

一右ニ付、御(召喚方)役東郷十郎兵衛・仙田定右衛門御

頼ニ而被(召喚方)候、依之立前料理寄合候而、酒振

廻申候、

二月十五日

一要人四ツ前登 城仕候、

同廿八日

一文銀六匁

諏方大明神江御初穂銀、

同日
一同三句 稻荷大明神江右同、

同日
一文金沓部沓切 鎮守大明神江右同、

右者、 於嘉久様御厄年ニ付、去ル亥年於鉄殿

より御願文御差上置被成候処ニ、今日御成就仕

候而、其首尾可申上由被仰渡候間、本田大和守

方江御願成就御頼被成候而、右之品御持せニ而

御座候、御使領家順右衛門相勤候、

同日
一錢百文 春日大明神江一七日御燈明分、

右同断ニ付、西壽院方へ御持せ被成候、御使同

人、

同日
一錢百文 神明江一七日御燈明分、

右同断ニ付、井上宮内方江御持せ被成候、御使

谷山常右衛門、

同日
一右御守札二通

同日
一御目錄沓通 御着代トシテ文金沓部沓切、

右者、 於嘉久様御厄年ニ付、去^ル□亥ノ年於鉄

殿より御願文被差上置候付、今日御成就被仰渡、

大和守江御願成就之頼被成相濟候付、瀬之尾御

使ニ而 御本丸へ御上ケ被成候、

二月廿九日
一文金沓部一切 伊敷鎮守へ御初穂料、

右者、 於嘉久様御厄年御願成就ニ付、本田大

和守方へ為持候処ニ、諏方・稻荷御初穂料者私

方相請取、神前江差上可申候、鎮守大明神へ御

上ケ被成候御初穂料ニ候へ者、伊敷江罷居候前

田治部方へ御持せ可被成由申来候付、今日領家

順右衛門御使ニ而、右治部方へ持せ候処ニ、御

守札被差上候而 御本丸へ御上ケ被成候、御使

藤山十兵衛相勤候、

三月二日
一御着一折鯛貳枚 一たいらき一折七枚

一御重沓組

右者、 於鉄殿 御本丸江御滞在ニ而御難な御

遊ニ付而、右之品 久鼈殿より被下候、御使瀬

之尾、

同日
一御提重沓組 久鼈殿江 於鉄殿より

右御口上、上巳之御祝儀被仰□候、今日ハ別而

寒々申候得共、御替被成儀も御座有間鋪与目

出度被思召候、此品之儀者、御難な御重之内と

して被進候、昨日ハ色々御上被成候而、御難な

之御馳走ニも被成忝思召候、右之御礼をも被仰遣候、於嘉久様よりも上巳之御祝儀被仰入候、於鉄殿より御使被進候ニ付、御同前被仰入候由被仰遣候、要人殿ニ茂御同前被仰入之由候、御使隈本長藏 要人對面いたし、吸物ニ酒振廻候而御礼申上候、

三月五日

一私妹、喜入主膳嫡子安次郎江於〔欠極〕御免者縁與為

仕度内々申談候間、御免被仰付被下度奉願候、此等之趣御申可被下儀奉頼候、以上、

〔寛保三年〕

三月五日

嶋津要人

本文之通、嶋津八郎左衛門殿より月番御用人蒲生十郎左衛門江被差出置候、亥四月廿六日御用ニ付而 要人罷出候処ニ、本文之通御免被仰付之由御承ニ而候、御取次平田次郎兵衛ニ而候、

三月十七日

一私事、私領江先祖墓参仕度御座候、且又家来共

へ申付度儀も御座候間、日数廿八日御暇被下度

奉願候、是等之趣御申可被下儀奉頼候、以上、
〔寛保三年〕
三月十五日 嶋津要人

本文願之通、日数廿八日御暇被下候条可申渡候、

〔寛保三年〕
三月 〔島津久登〕
大藏

名代喜入主膳殿御出ニ而御承ニ而候、御取次蒲〔生〕

十郎左衛門、
同十八日

一於鉄殿今日 御本丸より此方へ御入ニ而候、昼九ツより御入ニ而、夜四ツ時分ニ御立被成候、右

ニ付而一汁三菜之御料理差上候、御吸物・御取肴、段々御菓子上候、御供者奥大番衆二人、定衆兩人、御加籠者四人、但詰通之定衆江者茶飯・酒出候、御供より罷帰候而、御迎ニ参上之大番衆江者吸物・取肴ニ而酒出候、御六尺之者一人詰通ニ而罷居候者へ者、握飯・染物出候、

同日

一御肴一折 角樽一荷

於嘉久様江

同日
一納嶋壹反 白紗綾壹反 其外御鼻紙・押取たは

こ入之類品々、

於嘉久様より

右、權太夫(持香)此節在江戸之筈ニ而、為御餞別致拜

領候、

三月十八日

一御肴壹折 御酒一樽十盃入

於鉄殿 御本丸江御土産

同日

一角樽壹ツ古酒十盃 今日之御供女中衆江

同日

一菓子一重 今日之御供之少女衆へ

右之通、御土産物トシテ此方より相調候而、先

達而 御本丸江持せ上置候、右之品於此方掛

御目、忝申候、

同廿日

一肴式折 手樽式ツ

右者、樺山主計殿御在江戸被成筈ニ付、要人

權太夫兄弟今晚御見舞被申ニ付、持せニ而御座

候、

同廿七日

一要人御暇申上、新城江被罷越候、供人数者安田

次郎兵衛・桑波田佐市・中村平左衛門・岩重平

五左衛門、小者海老原源五、人足若右衛門・長

七、

同日 一用頼吉田幸右衛門・飯牟礼藤兵衛兩人新城へ

要人同心いたし候、

四月十四日

一要人新城より八ツ時分ニ致帰館候、吉田幸右衛

門・飯牟禮藤兵衛同道ニ而罷帰申候、

同廿二日

一久鼈殿・六十郎新城へ今日被罷越候、四ツ前濱

屋敷下より出船ニ而御座候、供人数者谷山常右

衛門・村山駒右衛門・鮫嶋九左衛門・領家順右

衛門・中村春嘉、奥女中之衆者おふき・おち・

おたん、小者高宮仙七、人足仁兵衛・市右衛門、

同廿五日

一明廿六日御用之儀有之候間、麻上下着用ニ而四

ツ前可被罷出候、以上、

(寛保三年)

四月廿五日

蒲生十郎左衛門
[清高]兵衛

嶋津要人殿

同廿六日

一要人登 城仕候處ニ、於松縁中之儀、願之通被

仰付之由御承ニ而御座候、

閏四月廿七日

一御肴一折 御手樽一荷

於嘉久様江

同日
一御着一折 御手樽一荷

於鉄殿江

閏四月廿七日
一肴一折 但御年寄衆相中へ

右者、要人 御本丸江御機嫌伺ニ昼八ツ時分ニ
參上仕候而、右之品致進上候而、夜入六ツ半ニ
罷帰候、

五月十五日

一

藺田佐司右衛門

右者、桑波田市左衛門江與頭役申付置候処相果候
付、與頭役右佐司右衛門へ被仰付候、用頼吉田幸
右衛門承候而申渡候、

同日

一肴一鉢 鈴式對

右者、藺田佐司右衛門與頭被仰付候為御礼進上
仕候、左候而、御前江被召出御盃被下候、

同十七日

一

納戸役

濱田早兵衛

右者、當役申付候間、其身一代小番格申付候条、
此旨を存、至子孫可抽奉公者也、

寛保三年亥五月

要人
判

右御書付被成下候付、^(御カ)用頼吉田幸右衛門前よ

五月十七日

り早兵衛方江被相渡候而、難有頂戴仕候、

一久龜殿・六十郎新城より昼七ツ半ニ被致帰館候、

同日
一目録壹通 但矢式手料物

一肴壹折 平樽一荷

同日
要人様江

一肴壹折 手樽壹ツ

同日
久龜様江

一肴壹鉢 手樽壹ツ

同日
於松様・六十郎様江

右者、此節濱田早兵衛江納戸役并納殿兼役ニ被
仰付、其身一代小番格ニ被仰付候為御禮進上仕、
御盃被下候、

五月廿一日

一

於鉄殿昼九ツ前御入被成候、御供女中衆四人、

與大番衆三人、定衆五人ニ而御座候、御入ニ付

而御料理ニ汁三菜之御膳廻リニ而候、御吸物・

御取肴ニ而御銚子・御菓子等段々上り候、女中

御供衆者御膳下之御料理出申候、夜入候而御本

丸之様ニ御參 御座候、

五月廿一日

一御樽壹ツ 御重一組 御包物品々

右者、於鉄殿より御進物として御持せ被成候、

同日

一御肴一折 御樽壹ツ

右者、御本丸江 於鉄殿より為御土産此方よ

り御進上被成候、夜入前御先ニ 御本丸江持せ

候而差上候、

同廿二日

一肴一鉢 鈴式對

右者、要人様御厄年ニ付、貴嶋善龍院江御安全

之為御祈禱入峯被仰付置候処ニ、今日罷登候一

首尾ニ進上仕候、御前へ被召出候而御盃被下

候、

同日

一善龍院入峯仕候跡、御看經所勤方之儀者、善龍

院前より伊勢兵部様御看經山伏順昌院へ相頼、

請合ニ付其段申上置候、

同日

一太守様江 御肴代金子百疋宛

右者、當年頭之為御祝儀、於鉄殿・千之丞殿

御進上之趣申來候而致返納候、

同廿二日

一御肴一折 御手樽一荷

五月廿二日

一御肴一折 御手樽一荷

右御生身玉御祝、

但於鉄殿・太郎次郎殿・千之丞殿御相合進上有之候様

被仰渡置候付、進上之時節前以御頼申越事候得共、

自然遅ク相達候節者間違も有之苦御座候間、御在府

中者進上之時節御見合御差上被下度候、於鉄殿

方よりも右両条千之丞殿方同前ニ先キ様御世話被下

度旨、私より御頼申達候様ニ承候間、同様御首尾被

成可被下候、

〔但此方用頼前より西田嘉左衛門方へ申遣候〕

同日

一御肴代金子百疋

右者、千之丞殿誕生日進上被仕候様ニ被仰渡

置候、四月九日誕生日ニ而候間、右日限御差

上可被下候、

右者、太守様江千之丞殿・於鉄殿より右之通

進上可被仕旨被仰渡置候間、乍御世話其節々右

ケ条之通、何れも御取替を以無間違差上り候様
ニ頼存候、千之丞殿方進上物、年頭并誕生日被
差上候品之儀、先年御用人衆方へ御頼越候様覺
居候得共、若相洩候儀も有之候而者如何与存、
此節又々御頼申進候、於鉄殿方者年頭并御生身
玉付而進上ニ而、誕生日進上物者無御座候間、
是者御世話ニ及不申候、此等之段御頼為可申達
置如斯御座候、以上、

(寛保三年)
四月

(久慈)
嶋津弥市郎

嶋津十太右衛門様

大場正左衛門様

二階堂林左衛門様

右之通、亥四月、嶋津弥市郎殿御請籠ニ而御頼
越被成候、其節々ニ御頼越ニ不及候、

五月廿二日

一入来院千之丞殿 於鉄殿より年頭其外折目ニ進

上物之儀ニ付而御問合、且又嶋津弥市郎殿より
書付を以委曲被仰聞趣致承知候、以後共ニ申談

無間違様ニ首尾可致候、弥市郎殿江別立而不申
上候間宜御申頼存候、此旨及御返答候、以上、

(寛保三年)

閏四月廿日

二階堂林左衛門
(行通)

大場正左衛門

(金勝)
関山軍兵衛

宮之原甚五兵衛殿

右之通、御請合之御返答書被差越候由ニ而、嶋
津弥市郎殿与力を以、用頼吉田幸右衛門方へ相

渡候事、

六月八日

一高殿院十三年回忌、寶蓮院一周回忌於桃仙院吊
(久隆母・久雄継室)
久信安・久雄室

致執行候、

同日

一焼香者新城浄珊寺天寧和尚、其外役僧衆四人、

同日

小僧衆五人、料理者朝粥、昼三番点心、晚二汁

同日

三菜ニ而候、相伴用頼吉田幸右衛門相動候、

同日

一要人・久龜殿右吊ニ付而、朝五ツ半時分被致佛

詣候、

同日

一役人壹人、番頭壹人、近習役壹人、代官役壹人、

早朝より相詰候、

同日
一於松・六十郎者八ツ過ニ焼香ニ被致佛詣候、

同日
一籠飯一組但樺山主計殿御奥より被進候、

同日
一饅頭一重 主計殿御祖母より被進候、

同日
一饅頭一重 吉田幸右衛門より被進候、

同日
一饅頭壹臺 惣家中・奥女中より進上仕候、

同日
一饅頭壹重 西瓜式ツ

同日
一饅頭壹重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

同日
一饅頭一重 西瓜式ツ

右者、玄蕃殿江暑氣之御機嫌伺として 要人

より致進上候、

七月七日
一短香五袋

右者、喜入之清涼院御佛前ニ盆前ニ而致進納候、

七月九日
一於鉄殿九ツ時分より御入被成候而、御料理・御

吸物・御取肴・御銚子・御菓子等段々差上候、

御供之女中衆之人、外之御供衆者被召帰、夜入

候而御迎ニ被參候、

同日
一御肴一折 御樽壹荷

右者、於鉄殿御入ニ付御進物として御持せ被

成候、

同日
一御供衆夜入候而被罷出候、吸物ニ而酒出候、

同日
一御肴一折 手樽一荷 西瓜式ツ

同日
一御肴一折 手樽一荷 西瓜式ツ

同日
一御肴一折 手樽一荷 西瓜式ツ

同日
一御肴一折 手樽一荷 西瓜式ツ

同日
一御肴一折 手樽一荷 西瓜式ツ

七月十三日
一 來ル十五日、於鉄様正誕生日ニ付而、御酒肴

例年之通御進上之儀ニ付而御問合承置候間、右
之御沙汰申上候処ニ、來ル十五日之儀者別而御
取込被成御事候間、被差延之由候、乍尤十五日
之儀者當年より已後共ニ被差延候、右此節之御
進上御肴・御酒調方者、此方ニ而相調可申候間、
左様ニ可被相心得候、且又十五日 於鉄様其元
被為入候儀も、十五日以後被差延候間、此等之
段申達候、以上、

(寛保三年)
七月十三日 西田嘉左衛門

吉田幸右衛門殿

七月十三日

一 智性院様御牌前ニ御燈爐一對、御兄弟御四人よ
り御進上被成候、御人数者畠山式部殿・種子嶋
(久慈) 栖林老奥方・良昌院殿・久鼈殿ニ而御座候、
(要季千代・光久玄)
同十四日五日 一 盆両日、御聖靈祭例年之通御執行有之候而、福

昌寺御佛詣、南林寺御墓參も被成候、御靈膳御
手長役人谷山甚兵衛・平山十郎左衛門兩人ニ而
相勤申候、

一 短香拾袋

右者、智性院様三十三年之御回忌御吊於深固
院御執行御座候ニ付、為御香奠 久鼈殿より御
使を以御進納有之候、

八月朔日

一 御太刀目録、例年之通 御屋形於菊之間御進上

御座候、使者齋田佐司右衛門相勤候、御取次細

田覚右衛門、

同日

一 八朔之為御祝儀、新城より役人中津野太郎左衛
門、与頭財部五右衛門、浦役中津野弥太右衛門、

庄や坂元八十右衛門、敷根より池田善右衛門參

上仕候、進上物之儀者火繩一臺・御肴・平樽一

荷ツ、要人様・於鉄様・久鼈様・於松様御銘

々ニ進上仕候而、御前へ被召出候而御盃被下

候、下役之弁指・功才・小觸者 御目通ニ而酒

被下候、

同日

一 久鼈殿新城江御越ニ而御座候、御供者村山駒右

衛門・谷山常右衛門・藤山十兵衛・おふき・お

さん・おてん、小者高宮仙七、人足郷右衛門・

若右衛門、取拂之儀者猪八重納右衛門、料理方

者田中源左衛門江申渡候、

同五日
一來ル十日より同十二日迄、於福昌寺〔光久繼室〕陽和院様

三十三年之御回忌御法事御執行有之候ニ付而、

御自分事十一日一日之御手長被仰付候条、長上

下着用ニ而被相勤候、刻限之儀者朝六ツ時よ

り勤行相初候条、其考を以可被相勤候御差圖ニ

而候、以上、

〔寛保三年〕
八月五日 義岡左平太〔久中〕

嶋津要人殿

八月六日
一青銅百疋

〔寛力〕
宣陽院様御子相中

嶋津久齋殿

畠山式部殿

右者、此節

陽和院様三十三年之御回忌之御法事、於福昌寺

來ル十日より十二日迄御執行有之候付、來ル十

日獻納被仰付候間、十日之朝五ツ時前刻限無延

引、福昌寺御法事方江持せ可有之候、以上、

〔寛保三年〕
八月

御法事方

右者、寺社御奉行所より役人御用申來候而、平

山十郎左衛門罷出候而奉承知候、右之段要人江

申聞候、

八月九日
一亥二月十一日、春山御関狩ニ付三番組寄与頭勤

候、

一持高千九百拾八石五斗九升九合四勺八才御座候、

一元文四年未六月廿八日、小普請銀今程御免被仰

付候旨、蒲生十郎兵衛御取次ニ而被仰渡置候、

右者、嶋津要人戌八月より亥七月迄之間御奉公

相勤候段、且又持高員数可申上由被仰渡承知仕

候、右之通御座候、此段申上候、以上、

〔寛保三年〕
亥

八月九日

御家老与所
御筆者衆中

嶋津要人役人〔常卷〕
谷山甚兵衛

右之通書記候而差出候処、御筆者徳田□右衛門

被相請候、使齋田六右衛門、

八月十日
一御目錄志通 但青銅百疋

右者、陽和院様三十三年御回忌御法事、於福

昌寺十日より十二日迄之間御執行御座候ニ付、

畠山式部・嶋津久龜相中より為御香奠獻納仕候

様ニ寺社奉行所より被仰付候付、今朝五ツ前差

上候、御使安田次郎兵衛、左候而、相納候段、

式部殿御方へ次郎兵衛直ニ参上仕候而申上候、

同十一日
一要人於福昌寺 陽和院様三拾三年之御吊ニ付御

手長被仰付、曉天七ツ半より罷出候而、御手長

相勤候、

同十四日
一御肴一折 角樽一荷

右者、於鉄殿於 御本丸御齒黒初被成候ニ付、

於嘉久様江御祝被成候而御進上有之候、御使瀬

之尾被相勤候、

八月十五日
一太郎坊御祭例年之通御執行御座候、

同廿一日
一御肴一折 御手樽一荷

於嘉久様江 於松より

138

同日
一御肴一折 御手樽一荷

同日
於鉄殿江 於松より

同日
一御重一組

於嘉久様江 要人より

右者、御本丸御奥江於松・六十郎初而参上ニ

付而御進上ニ而候、要人事者不快ニ有之、参上

之儀御断申上候、供之人數者松山栄右衛門・濱

田早兵衛・村山弥四郎、奥より瀬之尾・おりん・

おちニ而候、

同日
一肴一折 御本丸御年寄衆・御中老衆へ被遣候、

同日
一御目錄志通 但金子式百疋宛

右者、於嘉久様より於松・六十郎江拜領仕候、

九月三日
一私事、私領江先祖墓参仕、右之序ニ家来共へも

□付度儀も御座候間、日數廿一日御暇被成下度

奉願候、此等之趣御申上可被下儀奉願候、以上、

(寛保三年)
九月二日 嶋津要人

右書物、要人登 城仕候而差上候処ニ、義岡

左平太殿被為請取置候、

本文願之通、日数廿一日御暇被下候条、此旨可

申渡候、

(寛保三年)
九月

(源姓久周)
内膳

右、要人名代種子嶋彈正殿御承ニ而御座候、

九月五日

一善龍院此内入峯仕候処、昨日夜入候而罷下り、

其段 要人様江参上仕候而申上候、

同七日

一御札守 外ニ山上之護麻料御上ケ被成候御札ニ而

御座候、

同日

一三本人御扇子箱沓ッ

同日

一寒晒葛式袋 一鈴沓對

要人様江

貴嶋善竜院より

同日

一御札守 一かんさらし蕨沓袋

同日

一香煎入筒沓ッ

久齋様江

同人より

九月七日

一梅花香油式曲

一御化粧一箱

同日

一御守札

139の2

於松様江

貴嶋善竜院より

同日

一きやうせん沓曲

一御守札

六十郎様江

同人より

右之通、入峯為御土産御銘々様江進上仕候、左

候而、御前へ被召置候而御盃被下候、

同十三日

一久齋殿新城より今日帰館ニ而御座候、

同十五日

一 藪田佐司右衛門

岡留圓右衛門

右者、兩人麻上下着用ニ而 御前へ被召出、御直

ニ役人被仰付候、此内相勤来り候勤方之儀者被差

免候、左候而、御役料之儀者平山十郎左衛門江被

仰付候通被成下候、扱又佐司右衛門儀者 於鉄殿

御方納殿兼役ニ被仰付候、尤御用頼吉田幸右衛門、

役人谷山甚兵衛相詰居申候、

九月十五日

一 安田次郎兵衛

右者、麻上下着用ニ而役所ニ被召出候而、御用頼

吉田幸右衛門御取次ニ而、岡留圓右衛門与頭役申付候処此節差免候条、右跡役与頭申付候由被仰渡候、

同日 一御目錄一通 但弓一張・料物三匁 肴一折 平樽一荷

要人様江 岡留圓右衛門より

同日 一御目錄一通 但右同 肴一折 平樽一荷

御同人様江 蘭田佐司右衛門より

同日 一肴一折 平樽一荷

久齋様江 岡留圓右衛門

同日 一肴壹鉢 角樽壹ツ 蘭田佐司右衛門より

於松様江 右兩人より

但於鉄様・權太夫様者當分御留主之故不差上候、

右兩人より役人被仰付候為御禮進上仕候、御

前へ被召出候而 何れも様より御盃被成下候、

九月十七日 一要人并於松、今日新城へ被罷越候、供人数者平

山十郎左衛門・蘭田早右衛門・藤山十兵衛・領

家順右衛門、小者海老原源五、奥女中江者おゆ

う・おりん・おれん、人足仁兵衛・有右衛門・

三左衛門ニ而候、今朝五ツ前出船ニ而御座候、

同日 一於鉄殿今日九ツ過御入被成候、御供女中衆五人、

奥横目衆壹人、大番衆壹人、定衆七人ニ而御座

候、御入ニ付二汁三菜之内ニ春（肴干、笋干）かん相付候、御

菓子・御取肴・御銚子等差上候、女中・御供江

者御下膳之料理出申候、御供者御返被成候而、

夜入五ツ前御向ニ被參候ニ付、横目衆・大番衆江

者吸物ニ而酒出候、定衆江者取肴ニ而酒出候、

同日 一御肴壹折 御樽壹荷

右者、於鉄殿より為御進物御持せ被成候、

同日 一榊山主計殿奥方并御息女御同心ニ而御出被成候、

供衆二者取肴ニ而酒出候、供之女中衆江者料理

出候、

同日 一肴一折 角樽壹ツ

久齋殿江

九月廿六日 一肴一折 角樽壹ツ

於鉄殿江

右者、主計殿奥方より御進物ニ而御座候、於

鉄殿江被進候御樽肴者、御本丸之様ニ御持せ

被成候、

同日
一御肴一折 御樽一ツ

右者、於鉄殿御帰館被成候ニ付、為御土産被

進候、御立前以 御本丸江御持せニ而御座候、

同日
一於鉄殿夜四ツ時分御立被成候、主計殿奥方御母

子者四ツ半ニ御帰ニ而御座候、

十月五日
一要人新城より今日被罷帰候、七ツ時着船ニ而御

座候、

十一月六日
一常盛院廿五年之回忌於桃仙院御吊執行有之候、

(釜期・久雄女)
役人岡留圓右衛門・海江田寛左衛門兩人相詰申

候、

同日
一要人八ツ前ニ 御本丸江御機嫌伺ニ参上仕、夜入

四ツ過ニ御暇申罷帰候、御進上物左ニ相記候、

同日
一鴨舌番 塗手樽壹ツ

於嘉久様江

十一月九日
一御肴一折

於鉄殿江

同日
一鯛壹ツ 但御年寄衆中江

右之通進上仕候、

同日
一御肴一折 御干菓子二重

右者、玄蕃殿江 要人御尋申付致進上候、

同日
一 本名小四郎 岡留唯右衛門

本名藤八 海江田勘左衛門

右兩人、御前元服被仰付、其上名替迄右之通

被仰付候、

同日
一肴一鉢 鈴式對 岡留唯右衛門より進上

同日
一肴一鉢 鈴式對 海江田勘左衛門より進上

右兩人、元服名替被仰付候為御禮進上仕候而御

盃被下候、

同日
一兵庫殿・於貞殿・於鐘殿・太郎次郎殿・千之丞

殿・於鉄殿

右者、明十一日於民様御移徙ニ付、

(吉貞女)
總州様・徳姫様江御祝儀可被仰上候、右之内藏

又者築地江兼而御祝儀事等不被仰上方者、不及

其儀候、此段可申上候、

(頼娃久磨)
内膳

(寛保三年)
十一月

(島津久義)
木工

右者、去十日用頼御用ニ而、伊地知太兵衛用頼

代トシテ罷出候處、伊地知千左衛門御取次ニ而、
(季性)

右之趣被仰渡候付、西田嘉左衛門方へ此方役人

平山十郎左衛門罷出、御尋申上候処ニ、明日

御本丸江被為出 於嘉久様江御伺御申上被成候

而、何分之儀御返答可被成由候、左候而、嘉左

衛門より被申遣候者、御本丸より御祝儀被仰

上相濟候段、書付を以承候、

十一月十四日
二明十五日 徳姫様御紐直ニ付、

總州様・徳姫様・於民様江御祝儀被仰上筈ニ候、

来ル十六日ニ而も不筈候、十五日ニ而候へ者、昼
(苦力)

より先キ御祝儀被仰上筈也、

右者、今日用頼御用之由被仰渡、名代トシテ伊

地知太兵衛罷出候処、御用人伊地知千左衛門御

取次ニ而、右之趣被仰渡候、

十一月廿一日

一寛陽院様五拾年御回忌御法事有之候ニ付、御自

分事廿八日御手長被仰付候条、支度熨斗目長上

下ニ而可被相勤候、刻限之儀者朝六ツ時より可

被相詰候、尤御請之首尾可被申出旨、内膳殿御

差圖ニ而候、以上、

(寛保三年)
十一月廿一日

嶋津要人殿

(蒲島)兵衛
蒲生十郎左衛門
[ミヅ]

同廿六日

一御肴一折 御手樽壹ツ

於嘉久様江

同日
一御肴一折

於鉄殿江

右者、寒中為御機嫌伺 要人參上仕候而、右之

品進上いたし候、

同日
一御肴一折

右者、玄蕃殿江寒中之為御機嫌伺 要人御尋

申候ニ付致進上候、

十一月廿七日
一松月庭柏庵主・桃岳英仙(家久女・久草室)

事ニ付、新城淨瑠寺良融和尚今朝被差越候、
(大)

同日
一財部十左衛門

山下喜三左衛門

右者、此節 松月庭柏庵主百^(分カ)年回忌御吊ニ相

詰候様ニ被仰渡、今朝新城^(よりカ)兩人^(カ)ニ参上仕候、

同日
一松月庭柏庵主御牌為御迎役人平山十郎左衛門、

表方より藪田千右衛門・藪田六右衛門谷山江罷

越候而、御牌暮本江屋鋪江御着ニ而御座候、

清泉寺住持并小僧老入、谷山衆中老入御供ニ而

被差越候、

同日
一桃岳英仙大姉御迎役人海江田覺左衛門、番頭池

田早右衛門、納殿濱田早兵衛、留岡戸兵衛、人

足老入、尤桃仙院住持御供ニ而、昼四ツ時屋敷江

御入被成候、

同廿八日
一松月庭柏庵主 桃岳英仙大姉 御兩人来子年百

ケ年回忌ニ相當り候へ共、當年屋敷於表書院御

法事執行有之候、御燒香淨冊寺良融和尚、寺社

出家衆桃仙院・清泉寺・^(玉カ)雲院・靈光院・昌

院・随学院・月松院、平僧・小僧迄五人、以上

拾式人ニ而御座候、出家衆相伴和田次右衛門・

長谷場源右衛門・伊地知太兵衛被仰遣候而、被

142の2

142の1

為出候而被相勤申候、

右ニ付而、諸賦一卷之儀者別冊ニ有之故略之也、

同廿九日

財部十左衛門

一 右先祖財部權之丞事、

松月庭柏庵主江為差立御奉公為相勤者ニ候間、此

節百ケ年忌致執行候付、存する詔を以代々小番家

申付候間、此段可申渡候、以上、

^(寛保三年)
十一月

同廿九日

山下喜三左衛門

一 右者、先祖山下才次・同才七儀、

松月庭柏庵主江為差立御奉公為相勤^(カ)、此節

百ケ年忌致執行ニ付、存詔を以代々小番格申付候

条、此段可申渡候、以上、

^(寛保三年)
十一月廿八日

右兩人麻上下着ニ而、於表書院御直ニ被仰渡候、

十一月廿九日

一看一折 平樽一荷 弓一張 目錄志通^(料物銀)三匁

右財部十左衛門より進上、

同日
一肴一折 平樽一荷 矢式手 目錄志通料物銀式身

右山下喜三左衛門より進上、

右之通、此節難有被仰付候ニ付、為御禮兩人より進上仕候而、御前へ被召出候而 御盃被下候、

同日
一松月庭柏菴主御牌、今日谷山清泉寺江御焔（りカ）

付、役人藺田佐司右衛門、外ニ財部十左衛門・

山下喜三左衛門、足輕留岡戸兵衛、人足五人御

供仕候、

同日
一桃岳英仙大姉御牌、桃仙院江御帰リニ付、役人

谷山甚兵衛、納殿役濱田早兵衛・鮫嶋九左衛門、

足輕山口八右衛門、人足三人御供仕候、
十二月廿五日

一御肴一折 手樽一荷

同日
於嘉久様江

一御肴一折 手樽一荷

右歳暮之為御祝儀 要人より進上仕候、

同日
一新城砂糖一重

於須摩様江

同日
一新城砂糖一重

右式行、於鉄殿より御進上被成筋ニ而、御

本丸御奥差上候、

同日
一黒砂糖一重

一御肴一折

右之通、磯御屋敷江進上仕度存、各迄持せ差

上候条、御序之時分宜御披露頼存候、以上、

（寛保三年）
十二月廿六日 嶋津久龜

磯御屋敷
御近習衆中

右之御使藺田六右衛門相勤候、
十二月廿七日

一於鉄殿九ツ時分ニ御入被成候、御供奥大番衆三

人、女中衆四人ニ而御座候、其外人足数多ニ而

候、

同日
一御肴一折 御手樽一荷

右者、於鉄殿より 久龜殿・要人江為御歳暮

同日
被進候、

一御肴一折

右者、於鉄殿より 於松・六十郎江為御歳暮
被進候、

同日
一御肴一折 御手樽壹ツ

右者、御本丸江 於鉄殿御帰之為御土産御上

ケニ御座候、御入ニ付而御馳走之儀者例之通、

御吸物・御取肴・御銚子・御料理・御菓子等段

々ニ差上候、

同日
一玄蕃殿・左殿・隼人殿・主計殿・菱刈新五兵衛へ、

樽肴を以歳暮之御祝儀申述候」

延享元年

子正月元日
一要人四ツ前ニ登 城仕候、供士五人、小者一人、

手道具持壹人、挾箱持壹人、乗馬壹疋、中間両

人、合羽箆持壹人、笠箱持壹人、

同日
一式御三献御儉約ニ付而被召留候、依而不差上候、

正月元日
一黄幡之御祝も御儉約ニ付而不差上候、

同日
一御肴一折 御鈴貳對

右者、年頭之為御祝儀、屋鋪中外方中宿之御家

来相中より進上仕候、依之役人・番頭・御近習・

納殿・御側廻り 御前へ被召出候而 御盃被下

候、

同日
一新城より年頭為御祝儀、役人中津野太郎左衛門、

与頭池田魚右衛門、浦役中津野弥太右衛門、庄

屋坂元八十右衛門、敷根中宿榎屋惣兵衛、新城

弁指・功才・小觸參上仕候而、 要人様・於鉄

様・久龜様・於松様・六十郎様江御銘々ニ御樽

肴進上仕候而、役人中者 御前へ被召出御盃被

下候、下役之面々者、 御目通ニ而取肴ニ而酒

被下候、其後於役所ニ而役人中下役迄吸物・取

肴ニ而酒被下候、

同日
一檀柑一籠 茶貳袋 鈴貳對

同日
一檀柑一籠 茶貳袋

同日
一檀柑一籠 茶貳袋

同日
於鉄様江

正月四日
一檀柑一籠 茶貳袋 鈴貳對

同日
一檀柑一籠 茶貳袋

同日
於松様江

同日
一檀柑一籠

同日
一檀柑一籠

六十郎様江

右者、年頭為御祝儀新城淨珊寺・妙蓮寺より進上ニ而御座候、妙蓮寺者病氣ニ而參上無之候、

然者淨珊寺 御對顔ニ而、御吸物・御取肴ニ而酒御振廻被成候、

同日
一御肴一折 御樽一荷

右者、於嘉久様より 要人江年頭為御祝儀、

與大番衆御使ニ而御給ニ而御座候、

同日
一總州様江 公方様より以宿次御給之御奉書・御鷹之羈今日御到来ニ付、於磯被遊 御頂戴候候(筋)

ニ付、久龜殿より御祝儀以使御申上被成候、

麻上下着仕候而、中村平左衛門使相勤申候、御取次相良源太夫殿、

正月廿六日

一於鉄殿今日九ツ時分ニ御入被成候、夜四ツ過ニ御立被成候、

同日

一御肴一折 御手樽壹荷

久龜殿・要人江

同日
一御肴一折

於松・六十郎江

同日

一肴一折 久龜殿・要人殿江 津川殿より

同日

一籠飯一組 於松殿江津川殿・おゆり・おりわよ

り

右之通、御入被成候ニ付而御進物參候、

同日
一御雜煮・御三献上ル、御吸物・御取肴上ル、二

汁三菜之御料理・御引手・御肴・御吸物・御銚

子・御菓子段々申候、

同日
一御本丸納殿衆一人、與大番衆三人、於表書院料

理・吸物・取肴ニ而酒出申候、與附足輕御供衆

へ者、番所廣間ニ而取肴ニ而酒出候、

同日
一御肴一折 御手樽壹ツ

右者、御土産物相調候而、御立前以 御本丸

へ宰領相付候而差上申候、

正月廿六日
一金子百疋 津川殿

同日
一小杉原三束宛

右式行、於松より津川殿・おゆり殿・おりわ

殿三人江遣候、

同日
一文銀貳両 座間城佐江被下候、

二月六日
一要人市来湯治ニ日数廿一日之御暇申上候而今日

罷越候、供之人数、中津野太郎左衛門・桑波田
佐市・村山平右衛門・海老原源五、人足長左衛門・

長吉ニ而候、

同九日
一茶壺包 山芋壺籠

要人殿江

同日
一茶壺包

久龜殿江

右者、谷山之清泉寺年頭之為御祝儀被為越候而、

右品進上ニ而候、於役所料理・吸物・取肴ニ而

酒出申候、用頼吉田孝右衛門相伴ニ而候、

二月十五日
一要人厄年ニ付、兄弟中より飯綱祭之誓願有之候

処ニ、今日於看經所結願之祭善龍院江被仰付候

而、成就之祭御座候、

同十六日
一要人様御厄年ニ付、御用頼・役人・小番家・諸

役中より太郎坊尊江心經一千卷之御願文、去亥

正月立置候付、今日山伏三人相頼、御願成就仕

候、

同廿三日
一要人此内市来湯治ニ而候処ニ、今日帰館ニ而御

座候、

同廿五日
一平山十郎左衛門嫡子平山長助、御直元服被仰

付候、

同日
一弓一張・目錄壺通 但料物銀三匁

同日
一肴一折 平樽一荷

右之通進上仕候、於表書院結髮御はやし被下候

而相下り、髮結調候而罷出候処ニ 御盃頂戴仕、

其節御目錄を以青銅百疋拜領仕候、御宮仕之小

姓迄麻上下着用被仰付候、御用頼吉田孝右衛門

殿并役人・近習役相詰ニ而候、理髮者園田佐司

右衛門へ相頼候而相勤候事、

二月廿五日
一鉢肴一折 手樽壺ツ

久龜様江

同日
一鉢肴一折 手樽壺ツ

於松様・六十郎様江

右之通、長助元服之為御礼、十郎左衛門より進

上仕申候、

同廿八日
一鮮肴一折 角樽壺ツ

右御兄弟様より

同日
一鮮肴一折 平樽一荷

右御用頼衆より、役人中無役之小番格之者共

より

同日
一鮮肴一折 平樽一荷

右惣御家中相中より

同日
一鮮肴一折 手樽壹ツ

右貴嶋善龍院・竹下善性坊・郡山宮内より

同日
一菓子一箱

右淨珊瑚寺・妙蓮寺より

二月廿八日
一鮮肴一鉢 □樽壹ツ

右奥女中相中より

右者、當年 要人様廿五之御厄年ニ付、去年亥

正月、御安全之御願文差上置、去ル二月二日吉

日ニ而御願成就相濟、今日右之通進上仕候而御

願文申下、左候而、屋敷中奉公人家部立候面、

於表書院 御盃被下候、御用頼衆・役人者於

御前吸物ニ而酒被下候、

三月朔日
一御肴一折但鯛貳枚 御樽一荷但拾盃

於嘉久様江 要人より進上、

同日
一御肴一折但鯛貳枚 御樽壹ツ但拾盃

於嘉久様江 於松より進上、

同日
一御肴一折但鯛貳枚

於鉄殿江 要人より進上、

同日
一肴一折但積交

御年寄衆・御中老衆江 要人より

同日
一肴一折但積交

御年寄衆・御中老衆、おりわ殿江 於松より

右者、要人・於松・六十郎御年頭ニ今日 御

本丸江御参上ニ付而、御進上物トシテ御上ケ被成

候、

三月三日
一御肴一折 御重一組

右者、於嘉久様江久齋殿より御進上被成候、

同日
一提重壹組

右者、於嘉久様より上巳之為御祝儀御使者ニ

而御給ニ而御座候、要人致對面候而吸物・取

肴出申候、左候而、御重拜領之御礼申上候、

同日
一燒酌拾貳盃 肴一折

右者、於鉄殿御部屋新作事之御家建ニ付而、

大工衆并日用使江御祝被成候而被下候、

同日
一 要人今日御用之由、昨日三崎平太より承致登

城候處、鹿屋高牧野御馬追奉行木村四郎左衛門(時史)

御取次ニ而被仰渡候、

同廿二日

一 私事、来月十五日鹿屋高牧野御馬奉行被仰付、

然者私領江先祖墓参仕、且又家来共へ申付置度

儀も御座候間、御馬追相濟候翌日より日数五日

私領滞在御免被仰付被下度奉願候、此等之趣御

申上可被下儀奉願候、以上、

(延享元年)

三月廿二日

嶋津要人

右願之書物、伊地知太兵衛を頼差出候処、三崎

平太御請取置ニ而候、

本文願之通御暇被下候条、如例可申渡候、

(延享元年)

四月

(島津久重)
左

右御暇、四月五日戸田平次御取次ニ而被仰渡候、(盛紹)

名代嶋津八郎左衛門殿御承知ニ而、書付を以被

仰遣候、

四月朔日

一 良昌院殿今曉御死去ニ付、久菴殿・要人十日

忌掛り有之候、

四月六日

一 寶蓮院三年回忌(聖徳千代・久雄女)・法室院七年回忌(宝元)、於桃仙院御

吊執行有之候、南林寺御隠居江焼香頼存候、相

伴吉田孝右衛門、

四月六日

一 二巻經施餓鬼半齋之御吊ニ而候、饑法者無之候、

出家衆・和尚共三五人ニ而御座候、料理方供臺

飾并布施物等之儀、諸事桃仙院受込ニ而、左之

通遣候、

同日

一 錢拾貫文

一 上白米三斗

同日

一 中蠟式丁

一 中小蠟拾四丁

同日

一 薄茶廿目

右五行桃仙院へ遣候、

同日

一 薄茶々碗十ヲ・長御座四枚・幕半頭

右三品者、桃仙院より借り物ニ被成由申来候而

遣候、

同日

一 役人中津野太郎左衛門・岡留圓右衛門早朝より

御寺へ相詰申候、

同日

一 要人・久菴殿朝五ツ過ニ御寺へ佛詣ニ而御座候、

同日
一於松・六十郎江者御吊相濟、出家衆被為立候而

燒香被罷出候、

同日
一右御吊ニ付、廻源右衛門方へ被仰遣候而、燒香

ニ被參候而料理出申候、

同六日
一御籠飯忝組

右者、於栄様より良昌院殿御死去ニ付、久龍

殿江御忌問として被進候、御懇意忝奉存之御礼

被申上候、

四月六日
一重忝組 手樽忝ツ

右者、久龍殿江主膳殿奥方より為御忌問被進

候、

同日
一饅頭一箱 枇杷一折 野菜積交一折

同日
一角樽忝ツ拾盃入

右惣家中より

同日
一豆腐一箱 角樽忝ツ拾盃入

右新城各濱より

右者、良昌院様御卒去ニ付而、御忌問為御機嫌

伺何れも様江進上仕候、要人様御前江御屋敷

中御奉公仕候者共不殘被召出 御盃被下候、但

新城役人・与頭・庄屋早晚も參上仕、御機嫌伺

申上候儀ニ候へ共、當分新城公用ニ付難迦儀有

之、御断申上候而參上不仕候、役所請込ニ而進

上物差上候、

四月十一日
一白紗綾式反 鯛一折 手樽忝荷

右者、玄蕃殿御息女来ル廿日、兵庫殿江御

婚禮有之筈ニ付而、要人奉祝候而、御見舞い

たし候(而カ)進上申候、

四月十一日
一鹿屋高牧野御馬追、来ル十五日有之筈ニ而、此

内 要人江御奉行被仰付置候付、今日八ツ半過

出船ニ而新城迄被罷越候、与力飯牟礼藤兵衛、

供人数者安田次郎兵衛・村山駒右衛門・桑波田

佐市・藪田仙右衛門・谷山常右衛門・岩重平五

左衛門、小者高宮仙七、足輕山口八右衛門、人足

仁兵衛、取掛方手傳源右衛門并長七、役人之儀

者平山十郎左衛門當分新城ニ詰居候ニ付、彼方

より直ニ供仕筈候、

同十九日
一要人此内鹿屋御馬追ニ罷越候処、今日八ツ半新

城より致帰館候、

同日
一越前嶋津家古系圖三卷

同日
一御繪旨口宣一卷

同日
一尊氏公・義詮公・義政公御感狀一卷

同日
一諸文書一卷

同日
一證判物并起請文一卷

四月十九日
一赤松圓心一見狀一卷

右文書御用ニ付而、嶋津要人より御記録所江相納被置候、御用ニ相成候間、左様ニ被承置候様

可申渡候、以上、

(延享元年)
四月

(種子島時成)
織部

右者、今日用頼御用之由申来候而罷出候処、御用人木村四郎左衛門御取次ニ而、右越前嶋津之御文書差上申候、然処四月十八日之日付ニ而御書付相渡候、此方文書箱ニ入、付置候、

同日
一嶋津玄蕃殿御息女、嶋津兵庫殿江今日御婚禮ニ

付而、要人 玄蕃殿御勝手見舞可申由承候ニ付

而、朝六ツ半時分より罷出候而相詰候、夜九ツ

過ニ罷歸候、

同日
一肴一折 手樽壹荷

右者、樺山主計殿御息女、鎌田一藤太殿江明日

御婚禮ニ付、要人主計殿御方江御見舞申候ニ付、

祝[□]而右品致進入候、

同日
一兵庫殿御婚禮御座候付、於鉄殿より御祝儀之

御使、此方より差上可申旨 御本丸より被仰遣

候付、濱田早兵衛麻上下着仕候而御使相勤申候、

四月廿五日
一塩鯛折 手樽壹荷

右者、要人今日樺山主計殿御宅へ御見舞申ニ

付而、右之品致進入候、一昨日彼御方御息女、

鎌田一藤太殿江御婚禮相濟、今日御駕入ニ付御

五月廿日
祝被成候而被進候、

一肴一鉢 手樽壹ツ

要人様江

同日
一鈴一對

久龜様江

右者、貴嶋善龍院事、梅北千手院ニ相付候而、

江戸芝御屋鋪御看經所へ相詰申筈ニ付、爰元昨

日出足仕候ニ付進上仕候、然者 御前へ被召出

御盃被下候、左候而、御紋付之御帷子拜領被仰付候、

同廿一日 一順昌院役所へ參候而、私事善龍院在江戸留守中、

此御方様御看經所相勤申候様ニ善龍院より頼申候而請合申候間、時々參上仕候而御看經相勤可

申候、其首尾申上置之由候、尤善龍院よりも右

之段申出置候、乍御苦勞頼存候由申達置候、

五月廿三日 一肴一折 手樽一荷 中蠟五拾丁

右者、此節 玄蕃殿江戸へ御登り被成候ニ付、

御入被下度由被仰上候処ニ、御出駕も近々ニ相

成候而、御断ニ存する由被仰候ニ付、右之品為

御饞別、御持せニ而御尋被成候、

六月三日 一玄蕃殿今日四ツ過御發駕ニ而、 要人朝五ツ時

ニ彼御方江御見舞申上候而、横井迄御門送ニ參

候而、提重進上いたし候、左候而、又々垂水假

屋へ罷出、御跡祝御座候而、夜入五ツ時分罷帰

候、

同十六日 一澁谷喜三左衛門殿御懷、此内より御病氣ニ御座

候処ニ、今日八ツ時分御養生不相叶死去被成候

ニ付、御本丸納殿役人衆より御知らせ之書付

參候而、則申上候処ニ、御本丸ニ 要人參上

仕候而、於嘉久様江御悔并御機嫌伺之儀申上

候、

六月十七日 一澁谷喜三左衛門殿御懷御葬礼、今晚妙國寺ニ而

有之、御加勢として人足六人被遣候、

一右御同人御懷中陰之御吊、今日於妙國寺御執行

御座候ニ付、為御香奠金子百足附目錄ニ而被進

候、御使岩重平五左衛門麻上下着仕候而相勤申

候、

同廿三日 一肴壹折

右者、(貴遊) 小源太殿御方へ 要人暑氣為御尋見舞

申候而致進上候、

同廿五日 一御行器一荷 御重一組 御樽壹ツ

同日 於嘉久様江 要人より

一御提重一組 御樽壹ツ

同日 於嘉久様江 久龜殿・於松より

一素麵一臺 御樽壹ツ

同日 於鉄殿江 久龜殿・於松より

同日
一素麵一臺 御樽壺ツ

於鉄様江 惣家中并奥女中共より

右之通、今日為御忌問 御本丸江御進上三而、

要人・於松参上仕候、

六月廿五日
一素麵一臺 手樽壺ツ

右者、澁谷喜三左衛門殿江為御忌問、 要人よ

り使を以遣申候、

同廿八日
一素麵一臺 手樽壺ツ

右者、喜入主膳殿御方へ為御忌問、於松今晚御

見廻申候而致進上候、

七月朔日

一来ル十五日、福昌寺御靈膳御手長被仰付候、今

一人嶋津市太郎江被仰付候、支度晒長上下三而

候間、申談可被相勤候、左候而、御請之首尾可

被申出旨、伊勢貞起兵部殿被仰候、以上、

延享元年
義岡左平太

戸田平次盛組

嶋津要人殿

右之通被仰渡候ニ付、御請申上候、

七月四日
一於須磨様御卒去ニ付、

御三殿様江伺御機嫌御申被遊苦之御觸有之、

要人四ツ時登 城仕候而、 於嘉久様江御悔申

上候、次ニ於松江茂 御本丸御奥ニ参上仕候而、

御機嫌奉伺候、

同七日

於鉄殿

右者、於須磨様御卒去被遊候付於江戸 太守

様江伺御機嫌、御物御取替を以、何そ見合進上

有之候様ニ江戸詰御家老衆へ申越候間、何れも

被承置候様、中押・用頼・留主居へ可申渡置候、

延享元年
七月 北條時成 締部

右之通、鎌田源左衛門御取次三而被仰渡候、

同日

於鉄殿

右者、明晚五ツ時御葬礼有之ニ付、為御見立用

頼可被差出候、用頼無之人者役人可被差出候、

(延享元年)
七月

(島津久重)
大藏

右之通、大野清右衛門御取次ニ而被仰渡候、

七月七日 於鉄殿當分 御本丸江被成御座ニ付、西田嘉左

衛門江用頼より問合候処、御見立之御使 御本

丸より被遣由申来候、

同八日 一短香杓把

右者、喜入清凉院御佛前へ例年之通御進納ニ付、

喜入役人方へ頼遣申候、

同十日 一素麵一臺

右者、於嘉久様江為御機嫌伺 要人參上仕候

而差上申候、

同十日 一金子百疋宛

於貞殿 於鐘殿 於鉄殿

右者、此節 月桂院様御中陰御法事ニ付、右之

通御進納有之筈候、此度之儀、急成事候故、御

物御取替ニ而、御目録并請臺とも物奉行受込ニ被

仰付、已後返銀有之筈候、左候而、御香奠来ル

十三日朝五ツ半時分、浄光明寺ニ而御法事方へ

御使之人罷出、御進納物相請取候様ニ可被仰付

候、勤方之儀者先格之通可有之候、以上、

(延享元年)
七月十日 御法事方

種子嶋彈正殿 肝付彈正殿 嶋津要人殿

右用頼

右之御觸、肝付彈正殿御方より次来候、依之来

ル十三日、御使此方より相勤可申哉、御本丸

より被遣事候哉之旨、西田嘉左衛門方へ用頼よ

り問合候処ニ、當分 御本丸へ被成御座候故、

大番役御使ニ被遣筈候由返答申来候、

七月十一日 一御籠飯杓組 御手樽杓ツ

右者、於須磨様御卒去ニ付、於鉄殿江久龜殿

於松より為御忌問進上いたし候、

同日 一御野菜一臺 御手樽杓ツ

右者、於鉄様江惣家中并奥女共相中より

同日 於松 御本丸江為御忌問參上仕候而、右進上物

御上ケ被成候、

同十四日五日

一 盆十四日五日兩日、御聖靈御祭例年之通御執行有之候、御手長谷山甚五兵衛・平山十郎左衛門・

岡留圓右衛門相勤候、御料理方岩重平五左衛門、御膳配村山弥四郎・海老原源五、

七月十五日

一 要人福昌寺江御手長勤之儀此内被仰渡候ニ付、

今朝六ツ時より罷出申候、

同日

一 盆兩日、福昌寺并南林寺御墓參御座候、

同日

一 今日者 於鉄殿正御誕生日ニ候へ共、御忌中故

御祝無之候、

同十九日

一 上白米五升 錢壹貫文 中小蠟壹丁 佛木壹本

右者、(將次・久雄子)幻空童子拾三年回忌之御吊ニ付、桃仙院

江昨日佛餉料遣候而、今朝御吊御座候、役人壹

人相詰申候、

同廿一日

一 久龜殿・六十郎今日新城江被罷越候、供人數者

谷山常右衛門・村山駒右衛門・鮫嶋九左衛門・

領家順右衛門・中村春嘉・おふき・おもん・お

しも、小者高宮仙七・源右衛門・若右衛門・市

右衛門、

同廿四日

一 金子百疋

右者、去亥年、京本能寺より能化惠光院、役僧

本法院被罷下候而、要人方へ為土産扇子一箱・

茶五袋被送候、此節被罷登ニ付而目錄ニ而遣候、

子八月朔日

一 當八朔之御祝儀者

太守様御忌中ニ而、来ル九月朔日ニ被召延候故、

御太刀進上無之候、尤新城より諸役人參上之儀

も九月朔日被召延候、

同五日

一 御重二重 草花壹包

右者、於嘉久様江 要人より進上被申候、御

使瀬之尾持參仕申候、

八月十日

一 亥十一月廿八日、福昌寺御吊之節御手長相勤被

申候、

一 子四月十五日、鹿屋高牧野御馬追奉行相勤被申

候、

一 子七月十五日、福昌寺ニ而御手長被相勤候、

一 持高千九百拾八石五斗九升九合四勺八才御座候、

一元文四年未六月廿八日、小普請銀今程御免被仰

付旨、蒲生十郎兵衛殿御取次ニ而被仰渡置候、

右者、嶋津要人亥八月より子七月迄之間御奉公

相勤候段、且又持高員數可申上旨被仰渡承知仕、

右之通御座候条、此段申上候、以上、

(延享元年)

嶋津要人役人

(反信)

八月九日

岡留圓右衛門

御家老与所

御筆者衆中

八月十日

一夜前五ツ時分より大風ニ而、今日七ツ時分吹止

候事、

同十一日

一喜入主膳殿三番目之御息女、權太夫江縁與致さ

せ度 久龜殿被思召候而、先頃東郷四郎左衛門

御頼ニ而、彼御方へ被仰入候處ニ、弥可被進之

御返事御座候而、四郎左衛門此方へ被罷出候、

久龜殿當分新城ニ被罷越候ニ付、御返事之段

要人被承候而對顔有之、御吸物・取肴ニ而銚子

出申候、

同十三日

一於松婚礼ニ付、和田次右衛門江諸事之差引御世

話被成可給之旨御頼之筈ニ付、今日八ツ後御入

来之儀、昨日被仰遣候故被為出候、依之用頼出

合候而、要人方ニ而御相談御座候、尤御料理・

吸物・取肴ニ而銚子御寄合被成候、

同十五日

一太郎坊尊御祭例年之通桃仙院被為出候而、御祭

御座候、朝粥、昼素麴、晚料理出候而、真龍坊

相伴ニ而候、平日御看經山伏善龍院事者在江戸

故、跡勤之儀ハ順昌院江頼置候処、差合有之候

故、真龍坊又頼ニ而被罷出、御祭方相濟候、

八月十八日

一錢壹貫三百六拾九文

右者當年御生身玉御祝、於江戸 於鉄様御兄弟

様御相中より御進上ニ付、御取替を以相濟、此

節返納方被仰渡候付、今日御納戸方へ相納申候、

同廿三日

一三木原宝壽院事、今昼より俄ニ病氣被差發、養

生不相叶、夜入五ツ時分過ニ被相果候、此段御

知[□]以上、

(延享元年)

嶋津市太郎用頼代

八月廿三日

(兒玉力)

嶋津要人様

御役人衆中

同廿八日

一於松今日新城へ被罷越候、供人数者海江田覚左

衛門・岡留圓右衛門、女中三人、小者平川仁兵衛、鮫嶋九左衛門儀者此内より新城江六十郎被

罷越候ニ致供居候処、今度御迎ニ參上仕候而供いたし候、久龜殿も此内より新城へ滞在ニ而

御座候故、取掛役・料理役・人足茂供不仕候、

九月朔日
一八朔之御太刀進上御差延被置候付、今日御進上

御座候、使者猪八重納右衛門へ被仰付候而相勤候、御取次弟子丸戸角、

同日
一火繩一臺 土相中

同日
一鮮肴一折 平樽壹荷 各濱相中より

要人様御方江

同日
一鮮肴一折 平樽壹荷 右同断、

於鉄様御方江

右者、八朔之為御祝儀、役人中津野太郎(左衛門)門、

与頭牧作右衛門、濱役中津野弥太右衛門、庄屋

坂元八十右衛門、弁指・功才・小觸參上仕候、

諸役人者 御前へ被召出御盃被下候、下役之面

々者、御日通ニ而御肴ニ而酒被下候、久龜

様・於松様・六十郎様御事者、當分新城へ被成

御座候故、於新城御祝物進上為仕由候、
同日
一 小箱壹ツ 但外紙張

於嘉久様より 久龜殿江御給、

一 たはこ入小箱壹ツ 但外紙張

於鉄殿より 久龜殿江被進候、

九月三日
一 御文箱壹ツ

右者、御屋形より新城へ便を以可遣之由被仰

候間、今日幸便御座候而差上ケ申候、

同日
一 御肴一折 御樽壹ツ

於嘉久様江

同日
一 御肴一折 御樽壹ツ

於鉄殿江

一 鮮肴一折 御年寄衆相中より

右者、要人久々御無音申上候ニ付、為御機嫌

伺御進上ニ而、八ツ時分より 御本丸江參上被

仕候而、夜四ツ過ニ御暇ニ而被罷帰候、

同日
一 要人御禮日ニ而、四ツ前登 城被致候、

同日
一 久龜殿・於松・六十郎、新城より昼八ツ半ニ鹿

府へ着船ニ而御座候、

同十八日
一於嘉久様今日濱屋敷江可被遊御入旨、昨日西田

嘉左衛門より問合有之候、依之 要人より御膳
進上之願、吉田孝右衛門を以被申上候処ニ、願

之筋ニ被仰出、御膳方一通之儀者御取替を以可
被相調旨、嘉左衛門より孝右衛門方へ被申遣候、

此方より者御重一組・栗一折・柿一折為御土産
御進上可被成候、於鉄殿御同道ニ而四ツ過ニ

九月十八日
一要人江者亭主前ニ候へ者、早朝より濱屋敷ニ罷出
候、西田嘉左衛門江も早被罷出候、

同日
一於嘉久様御供衆納殿役人矢野清右衛門、納殿役
色紙六郎右衛門・最所弥五右衛門・澁谷喜三左

衛門、奥大番徳永彦兵衛・四本喜兵衛・池田隆
雲・西壽菴ニ而御座候、

同日
一御包丁人新保善右衛門、御料理役黒木小右衛門・
久保金右衛門・萩原弥右衛門、御行器役神崎善

之進、早朝より被罷出候、御飯焼言人、働夫三
人、使夫言人參候、

同日
一此方より相詰候人数者用頼吉田孝右衛門、役人

平山十郎左衛門・蘭田佐司右衛門、近習役安田
次郎兵衛、書院方中村平左衛門早朝より相詰候、
要人供人数者、蘭田仙右衛門・桑波田佐市・中

九月十八日
一御入ニ付、何れも様御供衆下、迄茶飯振廻申候、
同廿一日
一御肴一折 御手樽一荷

同日
一鮮肴一折 手樽一荷
於鉄様江
此方何れも様江

右者、今日 於鉄殿御入被成候ニ付、主計殿與
方御出被成候ニ付、右品々為御持被成候、

同日
一御重一組 御手樽壹ツ
於嘉久様より

同日
一御肴一折 御手樽壹ツ
於鉄殿より

右者、於鉄殿御入被成候付、為御進物被下候、
御礼御申上御座候、

同日
一於鉄殿昼九ツ時分ニ御入ニ而、御膳并御吸物・
御取肴・御銚子・御菓子等段々差上候、夜入九

ツ時ニ御立被成候、

九月廿一日
一御肴一折 御手樽一ツ

右者、於鉄殿 御本丸江為御土産被進候、

同廿七日
一鮮肴一折 樽壹荷

右者、主計殿御方より於松殿江婚礼前ニ候間

御餞別可被成候間、此方何れも様御出被成度由

被仰入候而、八ツ後より皆御見舞被申候ニ付、

右品被進候、

同日
一御帶二筋

右者、主計殿より於松へ御引手物として被遣

候、

九月廿八日

一和田次右衛門方へ、於松婚礼方諸事差引之儀頼
存候ニ付而、八ツ後より被為出候而、次第書等

御調御座候而、御吸物・取肴ニ而銚子出候、尤

料理出申候、

十月六日

一和田次右衛門・伊地知太兵衛八ツ後より被為出
候而、婚礼方之儀、於役所諸事御相談御座候而、

料理・御吸物・取肴ニ而銚子出候、夜入五ツ過

ニ御帰ニ而御座候、

同日
一鮮肴一折 角樽一荷 青銅百疋

右者、和田次右衛門より於松江餞別可被成候間、

此内皆可罷出之由候付、御見舞ニ依而右之品被

遣候、

十月九日
一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江

同日
一御肴一折 御樽一荷

於鉄殿江

同日
一鮮肴一折 樽一ツ

御年寄衆・御中臈衆相中へ

同日
一鮮肴一折 惣御女中衆へ

右者、於松婚礼前□候間、御本丸□奥江為御

暇乞參上ニ付而、右之品進上仕候、

同日
一御呉服一反 但縮緬模様付 一本紅一反

同日
一真綿一把 一白羽二重壹疋

右 於嘉久様より

同日
一縮緬模様付御綿入壹ツ 一御帶一筋

右 於鉄殿より

右之通、於松江品々拜領被仰付、難有仕合ニ御

座候、

十月九日

一於松方挑灯之紋所、本家之定紋相(用候方)儀者御法

度ニ被仰付(管候方)間、二男家之定紋兼而於松用候

間、八重梅之紋付交ニシテ可然旨、和田次右衛

門・伊地知太兵衛用頼相談ニ而、右之趣 要人

江申聞候処ニ、弥其通可仕旨承候而、二男家之

紋八重梅付交ニいたし候、

同十日

一肴一折 手樽一荷

右者、二男權太夫事、喜入(主膳方)殿ニ縁與之

儀内々相濟候付、右之為御禮 久齋(白方)彼御方

江御見舞被申候付、進物ニ而御座候、

同十一日

一関山軍兵衛より用頼御用之由被仰渡、用頼代吉

田六之丞罷出候処ニ、左之通被仰渡候、

温飩并蕎麦切

於貞殿 於鐘殿 於鉄殿

右、御相中より 月桂院様御卒去ニ而、

太守様江於江戸御物御取替を以被差上候(継豐)、右

之段可相逢候、左候而、返銀之儀者早晚之通可

渡候、

十月

十月

織部(北條時成)

十月十二日

一主計殿奥方江 久齋殿より年寄役瀨之尾を以、

来ル廿八日、於松事致婚禮管候間、其節御同心

被成、且又前一(白方)御出候而、諸事御差引被成給

度由御頼御座候処ニ、御請合被成候由御返答ニ

而御座候、

同十三日

一銀壹両 御目錄添 塗請

於鉄殿

右者、月桂院様御百ヶ日御法事、明十四日於

浄光寺御執行付、為御香奠御進納之筈被仰渡候

間、明朝五ツ時、浄光明寺ニ而御法事方へ御香

奠銀可被差出候、以上、

十月十三日

嶋津要人殿

用頼

御法事方

右之通被仰渡候、當分 於鉄殿 御本丸江被成

御座候付、早晚之通、御本丸より御首尾可有之与存候へ共、此方へ被仰渡候付、吉田六之丞より西田嘉左衛門方へ問合候処、委細心得候由申来候、

十月十三日

一於松婚礼八月中有之筈候処ニ、先比 於須磨様被遊御卒去、

被遊御卒去、

太守様御忌掛ニ而被遊御座候へ者、来ル十月比御取組被成筈之思召、内々ニ而和田次右衛門方へ主膳殿より御沙汰有之候付、十月初比之御手當ニ而御座候、

當ニ而御座候、

同十六日

一於松殿江何れも様より、為御餞別一汁三菜之料理・御吸物・取肴ニ而御銚子被進候、

同十六日

一主膳殿より、御婚礼来ル廿八日ニ相究申上置候へ共、上様江差支申日ニ而御座候間、来ル廿五日吉日ニ而候間、御取繕仕度旨被仰遣候間、

弥右日限御取組可被成由御返答被仰遣候、間違なく諸事手當可致旨被仰付候、

同十七日

一主計殿奥方四ツ時分より御出ニ而、諸事御差引之儀御相談相濟候、御料理・御吸物・御取肴差

上候、

十月十七日

一鮮肴一折 於松殿江荒田之祖母様より

同日

一鮮肴一折 角樽一ツ 於松殿江於千殿より
右者、於千殿御出ニ而、御祝被成候而被進候、

同十八日

一鮮肴一折 平樽一荷
右者、久龜殿・要人殿江奉祝候而、於松より進上被成候、

同十九日

一鮮肴一折 角樽一荷
右者、松様江役人中より奉祝候而、進上仕候而

同廿日

御盃被下候、
一鮮肴一折 手樽一荷
右者、松様へ為御餞別御屋敷江罷居候御家来中より進上仕候而、皆々 御前へ被召出候而、

同廿一日

御盃被下候、
一鮮肴一折 手樽一荷
右者、松様江新城・鹿屋御家来中より進上候、

同廿二日

海江田覚左衛門・猪八重納右衛門・吉永十郎右衛門參上仕候而 御盃被下候、

同日

一御三ツ目来月四日、主膳殿御方より、何れも様

御出可被成旨、今井六右衛門を以和田次右衛門

方へ御問合有之、弥来月四日可罷出由御返答御

座候、

十月廿三日

一主膳殿役人衆より、明日御新造様御道具取ニ差

遣申苦ニ御座候、依之持夫幾人程差遣可申哉承

度由申来候付、持夫四拾人、釣臺四ツ可被遣由

申進せ候、

同廿四日

一主膳殿御方より、御道具為請取十三人、足輕四

人、持夫六十人、御定紋付挑灯式對・次挑灯四

對、夜入候而持参ニ而候、士江者使者之間ニ而取

次役兩人罷出候而致挨拶、吸物・取看ニ而銚子

出候而、役人□合御太儀之段申達候、足輕・人

足者納殿役罷出候而致挨拶、取看ニ而銚子出候、

左候而、御道具品々引渡申候、

同廿五日

一御肴一折 御樽一荷

右者、於鉄殿江 久鼈殿より婚礼之為御祝、

用頼吉田孝右衛門を以 御本丸江御上ケ被成候、

同日

一鴨一番

於嘉久様より 久鼈殿江

十月廿五日

一御肴一折 御樽一荷

於鉄殿より 久鼈殿江

右者、御年寄中津殿御使ニ而御拜領被成候、中

津殿者婚礼相濟迄御詰居ニ而、夜入九ツ時分ニ

御立ニ而候、

同日

一主計殿奥方・鎌田平右衛門殿奥方・西田嘉左衛

門・和田次右衛門・本城源七郎・伊地知太兵衛・

有川玄庵朝四ツより御出ニ而御座候、

同日

一主膳殿御方より、今井六右衛門を以、弥今日何

れも様御越可被下旨被仰入候、

同日

一此方よりも伊地知太兵衛を以、今日何れも可罷

出旨被仰下候、弥夜入時分より罷越可申由被仰

遣候、

同廿五日

一麻御上下一具 時服一重(ママ)
但御定紋付撫郎子羽二重御入、

同日

一御肴一折 鮮鯛式枚 御平樽一荷

右安次郎殿江 新造より

同日

一御肴一折 右同 御平樽壹荷

十月廿五日

右主膳殿御夫婦江 新造より
一御肴一折 御平樽一荷

右主膳殿御子共達江 新造より

同日
一御太刀目錄 御肴一折 御樽一荷

右主膳殿御夫婦江 要人より

右之通、御進物御使役人谷山甚兵衛、御進物差

引士兩人、宰領足輕壹人、御刻限前以被遣候、

彼御方御取次田代造右衛門請取^(付箋「喜入」之事)二而候、甚兵衛

江者御料理被下、其外へ者吸物・取肴二而御銚

子被下候、

同日
一御三献上ル、一二汁三菜之御料理上ル、

同日
一御銚子上ル、一御肴上ル、一御銚子上ル、

同日
一御三方御土器上ル、一御三方御肴上ル、

同日
一御吸物上ル、一御銚子上ル、一御湯上ル、

同日
一御膳下ル、一御菓子上ル、一御茶上ル、

同日
一御吸物・御取肴・御銚子段々上ル、

同日
一主計殿奥方・平右衛門殿奥方御供女中江者右同

断料理被下候、相伴瀬野尾、

十月廿五日
一御輿渡役人平山十郎左衛門、彼御方請取役人末

野與市左衛門、於御役所御料理・吸物・御銚子

被下、其後於御書院安次郎殿より御盃被下候、

同日
一御新造御供役人壹人 納殿役其外御供四人

同日
一女中衆三人 一御長刀一振足輕壹人

同日
一御小者壹人 一御挑灯弍對

同日
一御乗物壹挺六尺六人 一御挾箱一對

同日
一御手笠并御草履持壹人 一女中衆道具持壹人

同日
一笠箱持壹人 一御道具附足輕壹人

右之通之御供廻二而御座候、

同日
一士三人 一御挑灯弍對 一次挑灯壹對

右者、御新造為御迎主膳殿御方より被遣候、

一要人江者和田次右衛門同心二而、少跡立候而相

披^(候方)キ□、左候而、夜八ツ時分二帰館二而候、此方

之御客人衆も跡祝有之、八ツ時分二被為立候、

御婚礼万端御首尾能^(候方)□、

十一月三日
一御三ツ目御祝として、主膳殿御方何れも明四□^(日)

御出被成筈ニ付而、御料理衆國生次右衛門・竹

之下休右衛門料理方頼候而、朝四ツより被為出、

萬事之儀被成候、

十一月四日
一主計殿奥方・平右衛門殿奥方昼九ツ前御出被成

候、

同日
一和田次右衛門・本城源七郎・内田仲左衛門・山

下喜右衛門・郡山嘉右衛門・肥後次右衛門・山

口文九郎・廻源右衛門・有川玄庵九ツ前ニ御出

ニ而御座候、

同日
一國生次右衛門・竹之下休右衛門者早朝より御出

候而御料理方ニ付候、御苦勞有之候、

同日
一安次郎殿御(天)婦、九時御出被成候

同日
一主膳殿御夫婦・御息女并今井六右衛門、八ツ過

より御出ニ而御座候、

同日
一御三献上ル御人数、安次郎殿御夫婦・主計殿奥

方・久鼈殿、

同日
一御本座御料理上ル御人数、主膳殿御夫婦・安次

郎殿御夫婦・今井六右衛門御同座、御亭主方主

計殿奥・平右衛門殿奥・本城源七郎・有川玄庵、

十一月四日
一奥御内證御座候、久鼈殿・要人・六十郎江料理

上候、

同日
一表書院ニ而御料理出候御人数、内田仲左衛門・

山下喜右衛門・郡山嘉右衛門・和田次右衛門・

山口文九郎・肥後次右衛門・伊地知太兵衛・廻

同日
源右衛門・大迫三のニ而御座候、

同日
一庭鳥之間ニ而、國生次右衛門・竹之下休右衛門・

吉田孝右衛門、右何れも之御衆へ二汁五菜之御

料理・御吸物・御挾肴・御菓子・御銚子、御儀

式之通段、上ケ申候、

同日
一奥方御供之(夜)中衆へ一汁三菜之料理出候、

同日
一御肴一折但鯛四枚 御樽一荷

同日
右 於鉄様江 安次郎殿より

一御肴一折但鯛式枚 御樽一荷

右 於鉄様江 安次郎殿奥方より

同日
右者、御本丸江御進上被成候間差上ケ申候、

同日
一御太刀目録 御肴一折鯛式枚 御樽一荷

同日
右 久鼈殿江 安次郎殿御夫婦より

一御太刀目録 御肴一折鯛式枚 御樽一荷

同日
右 要人方江 安次郎殿御夫婦より

十一月四日
一御肴一折鯛式枚 御樽一荷

同日
右 久鼈殿江主膳殿御夫婦より

一御肴一折
右何れもへ龜松殿より

同日
一安次郎殿より役、江御盃被下候付、役人兩人、

番頭一人、近習役一人、納殿一人罷出、頂戴仕
申候、

同日
一金子百疋御目錄一通

右 安次郎殿より用頼吉田孝右衛門江

同日
一青銅百疋宛御目錄二通

右 安次郎殿より役人兩人江被下候、

同日
一銀二両宛之御目錄三通

右 安次郎殿より番頭一人、近習役一人、納

殿役一人江被下候、

同日
一青銅百疋宛之御目錄二通

右 安次郎殿より瀬野尾・おふきへ被下候、

十一月四日
一青銅百疋御目錄一通

右 安次郎殿より奥女相中江被下候、

同日
一主膳殿御方御供江表書院次之間ニ而 要人より

盃いたし候、左候而、使者之間ニ而、番頭挨拶ニ

而吸物・挟肴ニ而銚子出候、足輕其外江者、番

所脇之座ニ而挟肴ニ而銚子出候、

同日
一主計殿奥方・平右衛門殿奥方御供衆江者、納殿

玄喚座ニ而吸物・挟肴ニ而銚子出候、

同日
一何れも夜半過ニ御立被成候而、御祝儀首尾能相

濟候、

十一月五日
一御肴一折 御樽一荷

右 久龍殿江

同日
一御肴一折 御樽一荷

右 要人殿江

右者、鹿籠與頭田代造右衛門、衆中相中渡邊會

右衛門致持参候而、此節御婚禮首尾能相濟候御

祝儀為可申上参上仕候口上ニ而候、 要人殿御

留守ニ而於使者(間九)役人園田佐司右衛門出合ニ而、

吸物・挟肴ニ而銚子出候、

十一月五日
一御肴一折 御樽一荷

右 主膳様御夫婦様江

同日
一御肴一折 御樽一荷

右 安次郎様御夫婦様江

右者、御婚禮首尾能相調候為御祝儀、新城より

谷山甚兵衛、與頭中津野弥太右衛門鹿籠御屋敷

江参上仕致進上候処ニ、於御書院 安次郎様よ

り御盃被下、次之御座ニ而役人衆出合(候カ)而御吸物・取肴ニ而銚子被下候、

同六日

一於鉄殿 御本丸より今日御入被成候而、御料理・

御吸物・御菓子・御取肴ニ而御銚子上ケ候、夜

九ツ時分ニ御立被成候、

同日

一御肴一折 御樽一荷

右者、於鉄殿より 久鼈殿江御生身玉御祝并

御誕生日之為御祝被進由候、當七日之筈之處ニ

御差支有之、今日被進之御事候、

十一月六日

一安次郎殿奥方昼四ツ半ニ御見廻ニ而御座候、於

鉄殿御同前ニ御立ニ而候、

同日

一御肴一折 御樽壹ツ

於嘉久様江 於鉄殿より御土産物

同日

一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江 久鼈殿より御生身玉并御誕生□

□為御祝御進(上カ)候ニ而御座候、

(系線ハ朱書ナリ)

(第四卷 冊子表紙)

同七日

一御肴一折 御手樽一荷

喜入(久徳)安次郎殿江 於鉄殿より

同日

一御肴一折 御手樽一荷

右御奥江 御同人より

右者、御婚礼首尾好相濟候為御祝儀被進候、御

使岡留(反信)圓右衛門相勤候、然者 安次郎様御方奥

江被召通候而、御夫婦様より御盃被下候、御

返答御相應之御口上御直ニ承知仕申候、

十一月十五日

一塩鯛壹折 御樽一荷

(繼體室)
於嘉久様江 要人より

同日
一塩鯛壹折 御樽一荷

於鉄殿江 久鼈殿より

右者、今日 於鉄殿御留袖被成候為御祝儀、年

寄瀬野尾御使ニ而 御本丸江御進上御座候、

同日
一御肴一折 御樽一荷

右者、 於鉄殿より今日御袖□之御祝として

久鼈殿へ被進候、西田嘉左衛門□添ニ而參

候、

同日
一御肴一折 御樽一荷

右者、嶋津(實遊)小源太殿より於松先比婚礼首尾能相

濟候為御祝儀、要人方へ御使を以被進候、御相

應之御礼申上候、

同日
一嶋津李殿・木村四郎左衛門・和田次右衛門・西

田嘉左衛門・岩本傳右衛門・有川玄庵

右者、明後廿一日 於嘉久様被遊 御入筈ニ付

□御次第書其外諸□之御相談ニ付、八ツ後より

御□三而御座候、左候而、御料理・御吸物・取

肴ニ而御銚子出申候、

十一月廿一日
一要人早朝 御本丸御奥江參上ニ而、今日弥 御

入可被下旨御申上可被成候、

同日
一嶋津李殿御出被成候而、御樽肴於鉄殿・要人江

被遣候、

同日
一御□話之人数、木村四郎左衛門・西田嘉左衛門・

和田次右衛門・伊地知太兵衛・有川玄庵・大□

被罷出候、

同日
一御包丁人衆安藤傳左衛門・新保善右□御料

理衆黒木小右衛門・植木次郎太・佐土原郷兵衛・

有川仁兵衛御頼ニ而、昨日より被罷出候而、諸

事苦勞を懸候、

同日
一於嘉久様 御入被遊候付、於貞様・於鐘様御同

心被遊候、

右ニ付而、主計殿奥方・安次郎殿奥方御出ニ而

御座候、

同日
一於嘉久様昼九ツ過ニ被遊 御入候、

同日
一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様より 久鼈殿・要人江

十一月廿一日
一御肴一折 御樽一荷

同日 於鉄殿より 久鼈殿・要人江

同日 一御肴 御樽一荷

同日 於貞様より (權山久倫至) 右同人江

同日 一御肴一折

同日 御同人様より 六十郎江

同日 一御肴 御樽一荷

同日 於鐘様より (所付兼伯至) 久鼈殿・要人 江

同日 一御肴一折

同日 御同人様より 六十郎江

同日 一御肴一折

御本丸御年寄藤野殿・津川殿より 久鼈殿・

要人江

同日 一御肴一折

同日 沢井殿・瀧瀬殿・おいそ・おしつより 久鼈

同日 殿・要人 江

同日 御熨斗上ル、一御茶上ル、一御たはこ盆上ル、

同日 御雑煮上ル、一御吸物上ル、御盆掛ル、

同日 御銚子上ル、一御差味上ル、御盆掛ル、

同日 御土器三方立、一御挾肴上ル、一御取替有之候、

同日 一御銚子上ル、一被下物御披露有之候、

同日 於貞様・於鐘様・杵様より之御進物御披露、

同日 御籠飯忝組 久鼈殿・主計殿奥方・安次郎殿奥

同日 方・六十郎より (符盛) 於嘉久様 江 御進上之御披露、

同日 一御肴一折 御樽一荷

於鉄殿江主計殿奥方・安次郎殿奥方・六十郎よ

り御袖留奉祝候而御進上被成候、

同日 二汁五菜之御料理上ル、

同日 御本膳者要人より御上ケ被成候、

同日 御引物、要人より御上ケ被成候、

同日 久鼈殿・主計殿奥方・安次郎殿奥方御挨拶御出

可被成候、

十一月廿一日 御引盃上ル、一御銚子上ル、一御引肴上ル、

同日 安次郎殿奥方より御上ケ可被成候、

同日 御銚子上ル、一御吸物上ル、御盃掛ル、

同日 御銚子上ル、一御湯上ル、一御茶菓子上ル、

同日 御濃茶上ル、一御後菓子上ル、一御薄茶上ル、

同日 御休息之間江御入、一たはこ盆上ル、

同日 御せんし茶上ル、一御小重上ル、

同日 一御燒（御カ）□□上ル、一御新室へ□（御カ）人□（飯カ）成候御吸物、
同日 一御銚子・御肴・御菓子上ル、
同日 一御座次江も御料理・御吸物・御肴・御銚子段々
出候、
同日 一奥書院江御出被遊候而、
同日 一御吸物上ル、一御銚子上ル、一御肴段々上ル、
同日 一御座次江も御吸物・御肴・御銚子段々出申候、
同日 一被下候品御披ニ而差上候、一御後段上ル、
同日 一御吸物上ル、一御盃上ル、一御銚子上ル、
同日 一御挾肴上ル、
十一月廿二日 一九年母・蜜柑一折
同日 右 御本丸江為御土産物、久鼈殿・要人より御
進上可被成候、
同日 一山芋・かふ・京菜一折
同日 右 御本丸御年寄衆へ御同人より被遣候、
同日 一御肴一折
右者、御用人木村四郎左衛門より 於嘉久様へ
御進上可有之候、
同日 一御供之御年寄衆、 於貞様御□□御年寄衆へ御本

座同前之御料理・銚子出可申候、
同日 一御供之御中老衆江御本座御料理之内引残香之物
之外、二汁三菜之料理・引肴・吸物・銚子・菓
子・薄茶迄出可申候、
同日 一御供之若女中・御次女中三者、香之物外、一汁
三菜之料理・茶菓子・酒出可申候、
同日 一奥附土三者一汁二菜之料理・酒出候而
十一月廿二日 一御迎ニ參候足輕江者、挾肴ニ而酒出可（申候カ）
同日 一夜入候而中門内大挑灯壺ツ、玄喚へ右同壺ツ、
同日 内玄喚江右同壺ツ、
同日 一御立前御菓子上ル、一御茶上ル、
同日 一於嘉久様夜八ツ前ニ御立被遊候、
同日 一要人翌朝 御本丸江 御入被遊候御禮ニ御參上
可被成候、
十一月廿二日 一御肴一折 御樽壺ツ 但 □□
同日 於嘉久様江
同日 一御肴一折
於鉄殿江
右者、寒中為御機嫌伺、要人參上仕候而進上い

たし候、

延享二年

正月元日

一 要人四ツ前登 城仕候、

同日 一式御三献之儀者御儉約ニ付被召留置候へ共、

一 早兵衛より岩重平五左衛門江相傳被仰付候而

一 當年者式御三献忝通差上申候、

正月元日

一 黄幡御祝ニ付、御三献上り候、役人^(中力)其外御屋

敷中男計先年之通御通り被下候、小者・足輕・

中間者、御目通りニ而取肴ニ而酒被下候、人足

之儀者御末ニ而^(役力)人見届候而、酒被^(下候力)

同日 一 御肴一折 御樽忝荷

右者、於嘉久様より久鼈^(廳)・^(要)人江年頭為御

祝儀御給ニ而御座^(候)、要人御使^(候)廻候而御

礼申上候、

同日 一 青銅百足 但御肴代

右者、於鉄殿江^(重年)兵庫様より年頭為御祝儀、御目

録を以被進候、

同日^(三力)

一 於嘉久様より久鼈殿江年頭之御祝物御給之御礼、

吉田孝右衛門を以被仰上候、 兵庫様より於鉄

殿江年頭之御祝物青銅百足も孝右衛門を以 御

本丸へ御上ケ被成候、

正月七日

一 今晩御舊例之鬼追、岩重平五左衛門

同日 一 鬼追相濟候而、餅之御吸物上り候、御相伴岡留

圓右衛門・瀬之尾相勤候、

同日 一 御三献・御吸物上候而、御土器者平五左衛門へ

被下候而頂戴仕候、塗御盃者圓右衛門江被下候

而頂戴仕候、

同日 一 新城より年頭^(之方)為御祝儀、役人中津野太郎左衛

門、与頭池田魚右衛門、浦役中津野弥^(本力)右衛門、

庄屋坂元八十右衛門、弁指・功才・小觸参上仕

候而、

於鉄様・要人様・久鼈様・六十郎様江御銘々樽

肴進上仕候、役人・浦役・庄屋者 御前へ被召

出候而御盃被下候、弁指・功才・小觸之儀者、

御目通ニ而取肴ニ而酒被下候、

同日^(八日)

一 私事、久々私領江先祖墓参不仕候、且又家来共

江申付度御座候間、日数廿一日御暇被成下度奉願候、此等之趣御申上可被下儀奉頼候、以上、

(延享二年)
正月八日

嶋津要人

右書物、伊地知太兵衛を以差出候処、御用人川田(國指)与右衛門被受取候、

正月十日

一

嶋津要人

本文願之通、日数廿一日御暇被下候条、如例可申渡候、

(延享二年)
正月

(頼姓久居)
内膳

同十一日

一御鎧餅之御祝御座候而御頂キ、何れも様江差上候而、御三ツ肴・御吸物・差味・御銚子差上申候、御用頼衆・役人其外不殘餅汁被下候而、於表書院御通り被下候、小者・中間・足輕者、於御目通取肴ニ而酒被下候、人足之儀者、於御末役人前ニ而酒被下候、

同日

一御蔵開之祝、於役所御用頼衆・役人江三ツ肴・

差味・吸物ニ而銚子出申候、

同十五日
一何れも様江御三ツ肴・餅汁・御三献差上申候、

一要人今日新城江被罷越候、供人数者安田次郎兵衛・村山駒右衛門・藪田六右衛門・中村五角右衛門・海老原源五左衛門、小者松原郷右衛門、

人足仁兵衛・与右衛門ニ而候、中津野太郎左衛門事者、當月之儀者屋鋪詰ニ而候へ共、御免ニ

而供仕候、

二月七日
一要人新城より今日被致帰館候、七ツ前ニ着船ニ

而御座候、

同九日
一御肴一折 御樽壹荷

右者、於鉄殿 御本丸より御入被成候付而御進物ニ而御座候、當正月初而御入被成候へ共、御

三献者被召留候而不差上候、一汁一菜ニ鉢之子

相添候而御料理差上候、御供女中五人、納殿衆・

奥大番衆江右押通之御料理出申候、 御本丸江

之御土産物御儉約被仰渡候ニ付而不被進候、

同十二日
一久龜殿今日新城へ被罷越候、供人数者谷山常右

衛門・村山駒右衛門・海老原源五左衛門・おふ

き・おしも・おてん被召烈候、御旅中諸事之儀

者、中津野太郎左衛門支配ニ被仰付候、

三月三日

一 要人四ツ前ニ被致登 城候而、直ニ脇方へ御礼

儀ニ被罷出候、

四月廿一日

一 要人 御本丸江為御機嫌同被致參上候、進上物

左ニ相記候、

四月廿一日

一 黒砂糖一重 鮮鯛一折 御樽壹ツ

於嘉久様江

同日

一 千小鯛一折 御樽壹ツ

於貞様江

同日

一 黒砂糖一重 たら魚一尾

於鉄殿御方江

同日

一 小鯛二折 但御年寄・御中老相中江

五月十三日

一 久龜殿新城より今日帰館ニ而御座候、八ツ時分

ニ着船ニ而御座候、

同十五日

一 要人四ツ前ニ被致登 城候、

同十六日

一 行器壹荷 野菜・肴積交一折

重一組 樽壹ツ

右者、樺山主計殿御方へ為御留主問要人見舞ニ

付、右之品被進候、

同廿一日

一 御肴一折 提重一組 御樽壹ツ

小源太殿江

五月廿一日

一 御肴一折 籠飯老組 御樽壹ツ

玄蕃殿御子共達御相中江

右者、玄蕃殿御在江戸ニ而近々御下着之筈ニ候

故、御留主問として要人御見舞申ニ付、右之品

被進候、

六月七日

一 大雨ニ而、新城洪水仕候而、田島破損多有之候、

同日

一 素麵壹臺 角樽壹ツ

右者、嶋津左殿御息女（此カ）内御不幸ニ付而、久龜

殿より為御忌問被進候、但先左殿御息女ニ而御

座候、

同十四日

一 今日六十郎御帯解之祝御座候而、一汁三菜之御

料理・御吸物・御取肴・御菓子段々上り候、然

者安次郎殿御夫婦被仰入候、伊地知太兵衛相伴

ニ而候、吉田孝右衛門江者納殿ニ而料理出候、役

人・近習役・納殿役 御前へ被召出候而御盃被

下候、

同廿四日
一素麵一臺

右者、於嘉久様江暑氣之為御機嫌伺、今日要

人 御本丸江參上仕候而致進上候、

七月七日

一 要人七夕之為御祝儀、四ッ前登 城仕候、

同十日

一 短香志把

右者、喜入清涼院御佛前へ例年之通御進納有之

候、

同十四日五日

一 盆両日、御先祖祭例年之通御執行御座候、且又

福昌寺 御牌様へ御佛詣、南林寺御墓參御座候、

同十八日

一 權太夫事此節御供ニ而罷下候付、向田迄迎とし

同日

て、中村平左衛門人足三左衛門召烈候而罷越候、

一 於鉄殿昼九ッ前御入被成候、御誕生日之御祝并

御生身玉之御祝ニ付而御入為被成之由候、依之

御三献并二汁三菜之御料理・御吸物・御取肴・

御銚子・御菓子等段々差上申候、夜入五ッ時分

同日

御立被成候、

一 御肴一折 御樽一荷

同日

右之通、於鉄殿御持せ被成候、

同日

一 御肴一折 御樽壹荷

右者、於嘉久様江要人より御誕生日奉祝候而

進上いたし候、

七月廿二日

一 薩州様今朝四ッ過ニ被遊 御着城候、

同日(宗信)

一 權太夫御供ニ而致下向候ニ付而御祝有之候、被

同(符香)

仰入候御人数者東郷仁右衛門・山口文九郎・川

田堅助・有川玄庵・伊地知太兵衛、御用頼吉田

孝右衛門ニ而候、右之御衆へ奥ニ而一汁三菜之

御料理并吸物・取肴・御菓子等段々差上申候、

同日

一 御肴一折 御樽壹荷

右者、玄蕃殿此節御供ニ而御下向ニ付而、小源

大殿より要人方江前以可罷出之由御到(来也)候付、

八月朔日

彼御方へ參上ニ依而、右之品奉祝ニ而被進候、

一 御太刀・馬代御献上ニ付、中村平左衛門使者相

勤申候、例之通菊之間ニ而有之候、御取次山田

九郎右衛門ニ而候、

同日

一 火繩一臺 鮮肴一折 平樽一荷

同日 右 要人様御方江

同日

一 御肴一折宛 平樽壹荷ッ、

同日

右 於鉄様・久菴様・權太夫様江

八月朔日
一鮮肴一鉢 鈴式對

右 六十郎様江

右者、八朔之為御祝儀、新城より役人海江田覺

左衛門、与頭牧作右衛門、浦役池田四郎右衛門、

庄屋大津半右衛門、弁指・功才・小觸参上仕候

而進上仕候、役人中者被召出候而御盃被下候、

下役之面々者、御目通ニ而取肴ニ而酒被下候、

同日
一鮮肴一折 平樽一荷

右者、權太夫様此節御下り被成候ニ付、奉祝候

而新城并鹿屋中宿御家来中より進上仕候、

同日
一御菓子四袋 手樽壹ツ

右者、新城淨珊瑚寺・妙蓮寺より八朔之為御祝儀

被致進上候、

同日
一鮮肴一折 手樽壹ツ

久龜様江

同日
一鮮肴一折 手樽壹ツ

要人様江

右者、郡山怨兵衛新城社方被仰付候為御礼進上

仕候而、要人様御盃被下候、怨兵衛主取之儀

155

者、本田大和守より委細之書付相渡候、

八月十一日
一久龜殿・六十郎新城へ八ツ時分ニ被罷越候、供

之人數者鮫嶋九左衛門・谷山常右衛門・松原郷

右衛門、人足長七、奥女中おふき・おてん・お

乳ニ而御座候、

同十三日
一今日暮時分より大風ニ而、夜九ツ時分ニ吹止候、

同十五日
一太郎坊尊御祭例年之通御執行有之候、

同廿八日
一太刀一腰 馬一疋 但金子式百疋目錄ニ相付、

大山彦太郎江 要人より

同日
一鮮肴一折 樽壹荷

大山文左衛門江 要人より

右者、大山文左衛門より世粹彦太郎烏帽子親ニ

要人被相頼候ニ付、致元服候而遣候間、祝候而

父子へ遣候、

九月十五日
一私事、私領江先祖墓参仕度御座候、且又右之序

ニ家来共江も申付置度儀御座候間、日数廿一日

御暇被成下度奉願候、此等之趣御申上可被下儀

奉願候、以上、

(延享二年)
九月十五日 嶋津要人

本文之通日数廿一日御暇被下候、此旨可申渡候、
(延享二年) 九月 主計 (禰山久初)

右喜入主膳殿御承候而、此方へ御暇之書付被遣

候、

九月十七日 一久鼈殿新城より今日被致帰館候、

同十九日 一要人新城江被罷越候、供人数、安田次郎兵衛・

中村平左衛門・岩重平五左衛門、松原郷右衛門、

人足與右衛門・大右衛門、

十月六日

一左殿病氣養生不相叶死去被致候、此段為御知申
(島津久義)

達候間、御申上可被成候、以上、

(延享二年) 十月六日 用頼 原田市兵衛

嶋津要人様 御用頼

同日

一要人・權太夫兄弟共ニ當分新城へ被罷越候而留
守ニ而御座候故、左殿御死去之段 久鼈殿江申

上由、早速御使を以御悔被仰遣候、尤新城江も

申上候、

十月九日 一要人・權太夫新城より八ツ過ニ着船ニ而致帰館

候、

同十一日 一嶋津左殿御葬礼、於知覽御執行有之候ニ付而、

久鼈殿・要人より御見立之御使谷山常右衛門、

足輕言人・人足言人召烈候而罷越候、為御香奠

青銅百疋御寺江御上ケ被成候、

十一月朔日 一要人四ツ前被致登 城候、

同七日 一嶋津兵庫殿奥方御死去被成候段、垂水役人方よ

り申来候而其段申上候、

同月十五日 一要人四ツ前登 城仕候、

同十七日 一兵庫殿奥方御葬礼為御見立、御使中村平左衛門

加治木へ被遣候、御香奠青銅百疋被進候、

同廿二日 一太守様・薩荔様江 大御所様より、於江戸十月

十九日、御腰物等腰箱・御肴一種ツ、御拜領被
(龜豐)

遊候ニ付、總州様江久鼈殿より御祝儀御申上
(吉豊)

被成候、御使谷山常右衛門相勤申候、御取次相

良源太夫殿ニ而御座候、
(長儀)

十一月廿二日
一重一組 手樽一ツ十五入

玄蕃殿江

同日
一籠飯老組

右御子共達御相中江

右者、 嶋津兵庫殿與方此内御不幸ニ付、御忌問として右之通進上申候、要人致參上候、

同廿五日

嶋津久龜殿妾ふき

右者、 於鉄殿追付婚姻被相整候ニ付而、 於嘉久様思召有之、細瀧六十郎母札被仰付候、

於嘉久様御目通ニ罷出候儀御免被成候、 於鉄殿 御本丸御奥江被為上候節、 供女中差支候儀有之候ハ、 供をも可相勤候、 依之御附人同前

絹布着用被差免候、

右之通被仰付候間、 御目通ニ罷出候儀并御附人

同前絹布御免之儀、 納殿役人より可申渡候、

(延享二年)
十一月

(禪山久初)
主計

右同様要人方江茂市来次郎左衛門御取次ニ而被

仰渡候、 名代權太夫罷出候而承候、 此旨ふきへも則申聞候、

十一月廿五日

嶋津久龜殿妾ふき

右者、 於鉄殿追付婚姻被相整候ニ付、 於嘉久様思召有之、細瀧六十郎母札被仰付候、

右之通嶋津要人江申渡、 札改奉行其外首尾懸へ如例可申渡候、

(延享二年)
十一月

(禪山久初)
主計

十二月九日
一證文

嶋津久龜殿妾ふき

右者、細瀧六十郎母札ニ被仰付之旨、當十一月廿五日、市来次郎左衛門取次御證文を以被仰渡候、此證文改檢使江差出、母札可被申請候、以上、

延享二年丑十二月八日 札改奉行所

嶋津要人殿
用頼

右御證文相渡候付、 札改方へ差出、 御用之節御

家老組所へ差出申筈候、
十二月十三日
一鮮肴一折 樽壹荷

右者、於貞様御事、樺山七郎殿(欠)江御縁與被仰
渡候為御祝儀、主計殿御方へ要人御見廻申候而
致進入候、

同十四日
一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江

同日
一御肴一折 御樽一荷

於貞様江

右者、於貞様御事、樺山七郎殿江御縁與被仰
渡為御祝儀、御本丸江要人參上仕候而致進上
候、

口上覚

同十四日
一私所帶、去ル午年、親久齏御役相勤候内、段々

不幸之儀共打續申物入有之、漸々他借銀三百貫

目無利拜借被仰付被下候ハ、返(弁)方(力)ニ者持高

(之)内七百石餘差上置可申候間、所務代を以御差

引目成候節被返下度旨奉願候處ニ、願之通ニ者

難被仰付候間、國分與御蔵入方へ御買入被仰付
候旨被仰渡、難有奉存候而差上申候、外二高八
百石餘磯御方江御買入、合高千五百石餘賣上被
成下候、高代を以他借銀相弁候へ共、残借銀四
拾貳貫目餘有之候付、折角儉約仕、何とぞ借銀
不殘相弁、持高相守候様、無之候得者、往々家
格之勤も難成、必至与行廻り可申儀案中ニ存申、
且又近月中ニ者於鉄殿被為人筈之御儀ニ候、御
内々親久齏承知仕置候得共、物入も相重申筈御
座候故、何とぞ持高相増候様ニ仕度、物入之儀
者一切差止、差當入用無之諸物者相拂、儉約之
詮相立候様ニ折角申付事ニ御座候、依之以来銀
子之餘計少ニ而も御座候ハ、先年國分與御蔵
入方へ御買入被仰付置候七百石之御高、漸々被
返(下)度、乍恐奉願、高直成之儀ニ付而者、別紙
を以申上候願之通被仰付被下候ハ、右代銀當
一渥儉約之致様も可有御座事ニ付、先懸而之乍
儀奉願上儀ニ候間、此等之段御申可被下儀奉願
候、以上、

(延享二年)
十二月十四日 嶋津要人

覚

高頭七百石

右者、別紙を以御願申上候通、去ル午年、國分
與御蔵入方江御買入被仰付候節、錢壹貫文、古
銀拾五匁直成ニ而御座候付、高壹石代古銀貳百
目之直成ニ而御買入為被仰付儀ニ御座候得共、
奉訴候通被仰付儀ニ御座候ハ、重畳恐多儀奉
存候へ共、高壹石代文銀貳百目之直成ニ而被返
下度候、當時大抵自由ケ間敷儀申上候儀、近比
不本意奉存候へ共、願之通被仰付被下候ハ、難
有奉存候、併直段之儀者、何分ニ茂可奉畏候、
以上、

(延享二年)
十二月十四日 嶋津要人

本文要人持参仕候処、肥後平左衛門御請取被置
(盛房)
候、

十二月廿四日
一御用之儀有之候間、明廿五日麻上下着用ニ而可

被罷出候、

(延享二年)
十二月廿四日 大野清右衛門
(清寛)

嶋津要人殿

十二月廿五日 嶋津要人

右身帯差迫り、嶋津久龜殿代依訴詔、持高之内七
百石、古銀百匁拾貫目國分與方へ御買入被仰付、
其外 磯御方江百匁八百石賣上、右代銀を以借銀相
弁候得共、未他借相残候ニ付、万端儉約を以相弁
往々持高相重候様不仕候而者、家格之勤も難成候
付、他借相弁以來銀子餘計有之候ハ、先年國分
與方江賣上候七百石之高壹石ニ付文銀貳百目直成
を以、漸々被返下度旨訴詔之趣有之候、右通之儀
者不被取上ケ筈之事候へ共、於鉄殿被為入筈候付、
先キ々所帯取續候様ニ無之候而不叶事候故、右之
御取分ケを以、願之通被仰付候、以來銀子餘計有
之候節、上納銀高二應シ、時々高可被返下候、
右之通被仰付候間、難有被奉承知候様、御格之通、

(延享二年) 十二月

(鎌田政直) 太郎右衛門

右ニ付而御禮廻り、御家老衆江要人相廻り候、
郷原轉殿御取次、大野清右衛門宅へも見舞ニ而
御座候、

口上

先年御買入被仰付差上賣^(子カ)高先キ様銀^(子カ)振廻り
次第上納仕り、漸々与被返下度旨奉願候処、願
之通勝手能筋被仰付、難有仕合奉存候、右之御
礼為可申上參上仕候、以上、

(延享二年) 十二月廿五日 嶋津要人

十二月廿五日 御樽壹ツ

右者、於嘉久様江寒中為御機嫌伺、要人參上

仕候而進上いたし候、

十二月廿五日 一鮮肴一折

右者、玄蕃殿江寒中之御機嫌伺として、要人

より致進上候、

閏十二月十四日 一以手紙致啓達候、昨日於銀事、種子嶋藏人様江

縁與被仰出候、此段各様迄御知らせ申上候、以

上、

(延享二年)

垂水役人

閏十二月十四日

川上六^(郎)兵衛

新城 御役人衆中

右之通申来候故、則 要人方江申聞候、

閏十二月十四日

一於鉄殿昼九ツ時分ニ 御本丸より此方へ御入被

成候而、例之通御馳走申上候、夜入四ツニ御立

被成候、

同廿四日

一鮮肴一折 平樽一荷

一御目錄壹通 但御太刀一腰 御馬一疋

右者、今日小源大殿御元服被成候付、 要人八

ツ時分御見舞被申候付而、奉祝候而右之品進上

被致候、

同廿八日

一要人御禮日ニ而登 城被申候、

延享二年

寅正月〇日

一要人四ツ前ニ被致登 城候、

同日

一御家相傳之式御三献、御儉約中ニ而被召留置候、

同日
一 黄幡之御祝も右同断、
一 鈴式對 但御肴紙相付、

右者、御屋鋪并外方へ罷居候御家来中より年頭
之御祝儀進上仕候、此前者樽肴進上仕来候へ共、
御儉約ニ付而右通候、然者役人・番頭・納殿・
御側廻り迄被召出候而御盃被下候、

同日
一 薩州様江今朝要人登 城仕候而、御太刀進上仕
候、納太刀ニ被仰付候、

同四日
一 薩弼様今日四ツ半ニ被遊 御發駕候、右ニ付而
要人致登 城候、

同五日
一 新城より年頭為御祝儀、役人中津野弥太右衛門、
与頭財部五右衛門、浦役人山下喜三左衛門、庄
屋坂元八十右衛門、弁指・功才・小觸參上仕候
而、樽肴

於鉄様・要人様・久龜様・權太夫様・六十郎様
御銘々ニ進上仕候而、役人中者 御前へ被召出
候而 御盃被下候、下役之面々者、 御目通ニ

而取肴ニ而酒被下候、
正月六日
一 御茶二袋 九年母一籠

右者、新城淨珊寺・妙蓮寺より年頭之為御祝儀
進上ニ而候、 要人様御對顔ニ而吸物・取肴ニ
而銚子被給候、

同廿一日
一 弥無御替被成御座、珍重奉存候、然者 於鉄殿

御祝之日取於御輿被仰付候、二月廿二日吉日ニ
候、其御方差支無之候ハ、右日限ニ可被相究
候、相尋見可申旨被仰付候間、此段申越候、何
分ニ茂御報可被仰聞候、以上、

(延享三年)
正月廿一日 椀山主計(久初)
嶋津久龜様

右之通被仰渡候ニ付、弥右日限ニ御請御申被成
候、

同廿二日
一 表御用人木村四郎左衛門江 久龜殿より用頼孝
右衛門を以被仰達候者、来ル二月廿二日、 於

鉄殿御婚禮ニ付而、諸事差引之儀御頼被成候処
ニ御請合ニ而候間、其段孝右衛門より被申上候、

正月廿三日
一 鮮肴一折 手樽一ツ

右者、木村四郎左衛門江 久龜殿より手紙を以、昨日者御頼申趣、御請合ニ而忝存候、右之為御禮被遣候、

同日
一 鮮肴一折 手樽一ツ

右者、樺山主計殿御方へ 久龜殿年頭御祝儀ニ御尋被申ニ付、被致進入候、

二月十日
一 主計殿・木村四郎左衛門、納殿役人西田嘉左衛門、御包丁人頭石原佐次右衛門、御包丁人松永

覺左衛門、御家老座筆者衆日置半右衛門・益山金左衛門八ツ後ニ御婚禮御相談ニ付而御出被成候、委細者御婚禮一卷ニ留置候也、

同十三日
一 御高三百石之所務
同日
一 御銀拾五貫目

於鉄殿

右者、御婚姻被相整候付拜領被仰付候、御高所務之儀者御一世拜領被成候間、年々所務嶋津要人役人江相渡候様可被申渡旨、御勝手方へ可相達候、二月朔日、織部右之通御勝手方江相達、

代官江申渡有之候間、右書付之趣、要人役人江申聞置、御高所務受取候節、右之趣を以代官江申出、請取候様ニ用頼江可申渡候、
(延享三年)
二月
(北條時成)
織部

右者、小林仲太兵衛より用頼御用申来候而、右

之通御書付を以被仰渡候、

二月十三日
一 右同断、納殿役人西田嘉左衛門より用頼御用被

仰渡、吉田孝右衛門罷出候而承候、

同十五日
一 御高三百石之所務、御銀拾五貫目、於鉄殿江

御拜領被仰渡候付、御礼 久龜殿より御表方へ

者小林仲太兵衛迄、於嘉久様江者御納殿迄喜

入主膳殿を以御申上被成候、

二月十六日
一 御婚姻以後、於嘉久様御入可被相願事、

同日
一 廿三日四日五日之間、於鉄殿江久龜殿より御

料理可被進事、

同日
一 備中殿招請可有之事、

(實備)
右三ヶ條、御婚姻以後御願可被成儀ニ主計殿被

思召上候旨、覺書ニ而御口上相添、用頼方へ被

仰渡候、

同日 一廿二日、御婚姻之御祝儀御次第書、主計殿より

御伺相濟候由、與力衆を以被仰遣候、

同日 一御婚姻以後、三ツ目者日柄御差支ニ付、五ツ目

来ル廿六日、於鉄殿・要人殿 御本丸御奥江

參上候様、今日西田嘉左衛門承知ニ而、右御書

附主計殿より與力衆を以則御遣被成候、

同日 一御長持五竿 但銘々ゆたん掛ケ扱首相付、

右者、於鉄殿御方御用物、右之通持せ候間、

御納殿江可被上置候、以上、

(延享三年)
二月十六日 御本丸納殿 役人

右者、今日御日柄も宜由ニ而御道具被遣始ニ而

候、宰領奥大番田中良右衛門ニ而候、下宰領足

輕相付候、用頼被罷出候而請取ニ而、御納殿江

相直候、

同日 一御婚姻以後、廿六日進上物之儀、

同日 一御着一折 御樽一荷

於嘉久様江 御夫婦より

同日 一御着一折 御樽一荷

於貞様江 御夫婦より

同日 一御着一折 御樽一荷

於嘉久様江 久齋殿より

同日 一皆子餅二重 熨斗包添、

同日 一御葉茶二包

於嘉久様江 御夫婦より

同日 一皆子餅 熨斗包添、

於貞様江 御夫婦より

二月十六日 一太守様・薩州様江御夫婦より進上物被置御

進上有之候ハ、御着代式百足・御樽代式百足

之御目錄調可有之事、

同日 一同日、御夫婦より被遣物、

同日 一金子式百足宛 納殿役人兩人 御年寄おはん殿 右

同日 同津川・玉井 若年寄藤野

同日 一金子百足ツ、 御中臈六人

同日 一肴壹折 樽壹荷 惣女中相中

同日 一金子百足

沢井

同日
一 肴壺折 於貞様御方 惣女中

右者、主計殿より用頼江本文之通有之、可然由

二而御書付御渡被成候、

二月十七日

一 皆子餅被遣候御人数 但餅二宛 熨斗包添、

備中殿 兵庫殿 空殿 (久整) 主馬殿 (入米院定懸) 於巖殿 於鐘殿

右之御人数江、廿六日、 於鉄殿より御使を以

可被遣儀、主計殿より用頼方へ承候、

二月十七日

一 於鉄殿御供之人数 御年寄中津 御中屬格おいち

若女中おはつ・おきさ・おしな 小女お雪 御次女

中おやな・おわき

右者、西田嘉左衛門江相尋申候而書記置候、

同十八日

一 御長持式竿 但ゆたん掛 一 たんす壺ツ 但右同断、

同日

一 御挾箱壺對 但外家箱入、 一 御衣桁壺ツ

同日

一 組臺壺ツ 一 銭箱壺ツ

同日

一 押板式杖 一 けす十ヲ 但大小、

同日

一 明き箱壺ツ 一 御長持六竿 但銘、ゆたん

同日

一 御たんす壺ツ 但右同断、

右拾壺行、送状式通相付両度ニ參候、上宰領佐

藤助右衛門ニ而御座候、

同十九日
一 御長持式竿 但ゆたん掛銘、扱首相付、

同日
一 御琴箱壺ツ 一 白木長持壺竿

同日
一 御油入徳利壺ツ 一 けす木六ツ

二月十九日

一 しんし緒はり一丸 一 御挾箱外家壺ツ

右 上宰領奥大番徳永助兵衛ニ而候、

同日
一 御乗物壺竿 一 御駕籠式挺

右者、足輕宰領ニ而參候、御道具者用頼被請取

候、足輕宰領之分者納殿頭より請取出候、御附

女中之諸道具相届候、納殿頭より請取出候、

同日
一 明廿日七ツ時御引越之筈ニ而、御年寄衆一人、

御先番女中三四人御先ニ被差越筈候間、此段用

頼方へ可申達由ニ而、主計殿与力家村與左衛門

出候而承候、

同日

一 主計殿御夫婦・安次郎殿御夫婦、明廿日 於鉄

殿弥御引越之筈候間、御出可被下旨 久龜殿よ

り以使被申入候、并木村四郎左衛門・西田嘉左

衛門江も 久龜殿より口上書を以御出可給之由

被申遣候、

同日
一 有川玄庵・有川嘉齋・肝付源之丞・家村与左衛

門・山口文九郎・齋田与藤次・日置半右衛門

右人数江、明廿日弥御出可給旨 要人より御頼

被申趣ニ而、用頼より以手紙被申達候処ニ、何

れも御出可被成由御返答有之候、

二月十九日

一明廿日御引越ニ付、清部相頼候様ニ主計殿より

御届ニ而候故申遣候、弥可罷出之由返事有之候、

同日

一御包丁人松永覚左衛門、御料理衆堀貞右衛門・

露丸三右衛門今日より御出ニ而、御料理方萬端

御太儀ニ而御座候、

二月廿日

一於鉄殿今日七ツ時御引越被成筈ニ付、御先番女

中三人、御見送御年寄津川殿宅所ニ御入前以御

出ニ而候、

同日

一前日御頼被申上候御衆、主計殿奉始何れも御出

□候、

同日

一御肴一折鯛貳枚 御樽一荷

右 於嘉久様より御拜領ニ而御座候、

同日

一鮮肴一折貳枚居 手樽一荷

右御年寄津川殿より進上ニ而候、

同日

一鮮肴一折三枚居

右中津殿を始御女中衆より進上ニ而候、

於鉄殿御入之次第書

二月廿日

一廿日之朝、用頼を以、弥今日御入待上申之旨

二月廿日

久齋殿より可被申上候、

同日

一表書院床祝之掛物、活花、

同日

一奥書院掛物壽老人、立松、棚飾、

同日

一要人殿を始、相詰之人數不洗物麻上下、

同日

一新宅床掛物壽老人、立松、棚飾、

同日

一御先ニ被差越候女中、表門より内玄喚へ致案内、

同日

手前之年寄出會、奥へ可致案内候、

同日

一御入御刻限承合、御臺所口舁形邊両所遠見、

同日

一表玄喚より御入、表書院之廊下御通ニ而、直ニ

奥書院へ御入、

同日

一權太夫・六十郎玄喚板之間江可被罷出候、

同日

一用頼・役人玄喚前江可罷出候、

同日

一表書院廊下之邊、主計殿奥・喜入安次郎殿奥御

迎被罷出、直ニ奥書院江御案内、御先可被罷越

候女中も御乗物御卸之所迄可罷出候、

同日

一奥書院江御着座、

二月廿日

一久齋殿御出可被成候、權太夫・六十郎事も可被

罷出候、

一御熨斗上ル、 一御茶上ル、

一御たはこ盆上ル、 一御雑煮上ル、

一御吸物上ル、御盃掛ル、 一御銚子上ル、

一御差味上ル、御盃掛ル、 一御土器三方立、

一御挾肴上ル、 一御取替可有之候、

右御寄合御人数、久齋殿・主計殿御夫婦・喜入

安次郎殿御夫婦、 御本丸御年寄、

被遣物有之候ハ、披露瀬尾、

一御附之女中江吸物・差味・挾肴三而銚子可出候、

一御化粧之間江暫御入、

但御刻限早ク御入被成候ハ、御小重之内差上、御

煎茶可差上候、

一於奥書院二汁三菜之御料理上ル、

一御引物權太夫 一御引盃上ル、

一御銚子上ル、 一御引肴上ル、
但おふ瀨尾之内可差上候、

一御銚子上ル、 一御吸物上ル、

二月廿日

一塗御盃立

一御挾肴上ル、

一久齋殿江御取替可有之候、其外御寄合之御人数

者吸物三盃掛差出、御順盃、

一御湯上ル、 一御茶菓子上ル、

一御濃茶上ル、 一御後菓子上ル、

一御薄茶上ル、

一御附之女中江一汁三菜之料理・肴・吸物・銚子・菓子可出候、

菓子可出候、

一御本丸御簡所女中参候ハ、右同断料理可出候、

一御吸物・塗三方・御盃・御挾肴差上、 要人殿・

權太夫・六十郎江御取替可有之候、

一御吸物・御肴見合可差上候、何れも相詰候人数

江も同断、 一輕キ御湯漬可差上候、

一夜更候ハ、御附之女中其外江も何そ見合可差

出候、

一御供之納殿・奥大番被留置候而、一汁三菜之料

理・取肴・吸物・銚子可出候、

二月廿日
一奥附士参候ハ、右同断、 一御供足輕以下者

御暇可致候、

一御附之女中部屋江重一組入付可置候、

一御見送之御年寄へ、於鉄殿より御目録可被下候、

披露中津、

一為御土産御樽肴、久鼈殿より御年寄江相付候

而可被差上候、

一翌廿一日、久鼈殿より用頼を以、於嘉久様へ

御入被成候為御礼、御樽肴御進上可被成候、

一用頼吉田孝右衛門、役人・納殿・近習役江於

御前御送被下候、

一御祝首尾能相濟、何れも夜八ツ時分段々御立被

成候、

以上、

同廿一日

一備中殿御使与力衆、一於巖殿御使納殿役

右者、御兩人より御引越之御歡被仰進候ニ付、

翌日於鉄殿・久鼈殿より以使御礼被仰上候、要

人儀も直参上ニ而御禮被申上候、於巖殿より

者要人江御歡之御口上無之付、御参ニ不及候、

二月廿一日

一主計殿御夫婦・安次郎殿・木村四郎左衛門・西

田嘉左衛門其外御出之方江者、久鼈殿より翌

廿一日早朝御礼使を以被申入候、

同日

一御取替之御祝物包調として、田尻八兵衛へ御頼

ニ而被罷出候、

同日

一右包物為御見分、主計殿八ツ後より直ニ御出被

成候、包物銘書且又御目録調として、御家老座

筆者衆岩本傳左衛門・益山金左衛門被罷出候而、

諸事書調相濟候、

同廿二日

一主計殿御夫婦・安次郎殿御夫婦、御用人木村四

郎左衛門、納殿役人西田嘉左衛門朝四ツ過より

御出被成候、

同日

一御勝手御見舞衆大山十兵衛・木場次郎兵衛・日

置半右衛門・山口文九郎・家村彦兵衛・肝付源

之丞・藪田与藤次、

同日

一御包丁人頭石原佐次右衛門、御包丁人松永覚左

衛門、御料理衆羈丸三右衛門・堀貞右衛門早朝

より御出ニ而候、

(付箋) 御婚禮御規式之事

二月廿二日

一廿二日、御婚姻之御祝九ツ時より御取付ニ而、

御取替之品物奥書院江相備、尤御貝桶御床左右

二相備、御新造様・安次郎殿奥方客居、要人殿主居着座二而、式御三献相濟、二汁三菜之御料理出申候、御座御人数者主計殿御夫婦・安次郎殿御夫婦二而御座候、

一表書院床祝之掛物、立松、

一奥書院床掛物壽老人、立松、棚飾、

一御化粧之間床祝之掛物、立松、

一奥書院江御取替之御祝物備、

御挽茶一對 御葉茶三包

御紅粉二包 御白粉二包

御帶二筋 御時服一重熨斗包

皆子餅五拾一折 鯛一折

御樽一荷

右御新造様江要人殿より客居へ備、

御挽茶一對 御葉茶三包

御扇子一對 御帶二筋

長御上下一具 半御上下一具

御時服一重 皆子餅五十一折

鯛一折 御樽一荷

右御新造様より要人殿江主居へ備、

同廿二日
一御貝桶床之左右江備置、

一喜入安次郎殿御夫婦 新造様御同心、御待女臈を兼御勤、

一奥書院客居江御新造様御着座、安次郎殿奥御側へ着座、

一要人殿主居へ着座、支度かちん無地、熨斗め長上下、

一御新造様より要人殿江被遣候品、西田嘉左衛門御頼三而披露、

一要人殿より御新造様江被遣候品、披露中津、

二月廿二日
一御愛敬之御守、御新造様御取、御待上臈江御渡、

要人殿江御待女臈より被相渡、暫く被持居、御待女臈江被相渡、床柱折釘江被掛置、

一式御三献、御酌女中兩人、

一御人数、御新造様・要人殿・御待上臈、

一初献御新造様より、二献要人殿より、三献御新造様より、

右献数三々九度、御提子替二不及御座へ扨居、

一 御雜煮・御差味・塗三方御銘々ニ上ル、長柄之御銚子、

一 要人殿土器御新造様へ被進結酌、但右銚子御待上臈へ廻ル、

一 御吸物・長柄之御銚子、

一 御新造様江最前上置候御土器、要人殿江被遣結酌、但右銚子御待上臈へ廻ル、

一 右相濟候而、御愛敬之御守御待上臈取之、中津へ被渡納、

二月廿二日
一 御本丸より御給物有之候ハ、御頂載、披露中津、

一 御新造様御化粧之間へ御入候而御色直シ、安次郎殿奥御同道、

一 要人殿勝手ニ而支度替、但御新造様より被遣候熨斗目半上下・帯・扇子・鼻紙迄も相用、

一時節見合候而、中津・於市江雜煮・差味・吸物・銚子、其外之御附女中江者吸物・差味・銚子、

一 御肴一折 御樽一荷
右 於嘉久様江

一 御肴一折 御樽一荷

右 於貞様江

右當日御新造様・要人殿御相中より用頼を以御進上、

一 御肴一折 御樽一荷

右御夫婦様江 久龜殿より、披露中津、

二月廿三日
一 御肴一折 御樽一荷

右御夫婦様江權太夫・六十郎より、披露中津、
一金子貳百疋

一 青銅拾疋
右御夫婦様江安次郎殿御夫婦より、披露中津、

一 青銅拾疋宛
右御夫婦様江用頼吉田孝右衛門より、披露中津、

一 青銅拾疋宛
右御夫婦様へ役人銘々より、披露中津、

一 青銅拾疋ツ、
御夫婦様江中津・おふさ・瀬尾より、披露於

一 青銅十疋
市、

御夫婦様江於市より、披露中津、

一御肴壹折

御夫婦様江 御新造様御附女中

おはつ おきさ おゆき おしな おわき

おやな 披露中津、

二月廿二日
一御肴一折

御夫婦様江惣女中相中より、披露中津、

一銀壹両 中津へ 御夫婦様より、御取次於市、

一同壹両 於市へ 御夫婦様より、御取次中津、

一同壹両ツ、 おふさ・瀬尾へ 御夫婦様より、

御取次中津、

一銀三匁ツ、 御夫婦様より 御新造様御付女中

おきさ・おしな・おゆき・おわき・おやな江、

御取次中津、

一銀壹匁ツ、 用頼并役人銘々江

一同三匁宛 納殿江

右相濟、二汁三菜之御料理上ル、

一御引物 權太夫

一御座御人数

御新造様 要人殿 主計殿 主計殿奥 安次郎

殿 安次郎殿奥

一御料理半、木村四郎左衛門御挨拶、

一御盃居付上ル、 一御銚子

二月廿二日 一御肴

一御肴一折 一御吸物上ル、

二三篇目塗三方御土器立御臺直シ、西田嘉左衛門、

一御挾肴立 一御銚子

右御土器要人殿御初、主計殿より御肴被進、御

土器 御新造様へ被遣、御肴被遣、 御新造様

より安次郎殿御夫婦へ御取替、 御新造様より

要人殿へ被遣、御肴御遣ニ而納ル、

但御取替之節、安次郎殿夫婦・主計殿夫婦江要人殿よ

り御取替有之候、

一御吸物下ル、 一御湯上ル、

一御本膳下ル、 一御茶菓子上ル、

一御濃茶上ル、 一御後菓子上ル、

一御薄茶上ル、 一御茶菓子下ル、

右御三献より御料理迄之差引、西田嘉左衛門、

一皆子餅御披、 一御取替之御披、

※(別紙アリ、巻末へ移ス)

二月廿二日

一 塗三方御盃上ル、 一 御挾肴

右 御盃ニ而 久鼈殿 御新造様江御取替、權太

夫・六十郎其外段、御取替有之納ル、

一 御後段 一 御吸物・御盃掛ル、

一 塗三方ニ而御盃上ル、 一 御挾肴

一時節次第御茶立御祝有之候、

一 御見舞之御方へ一汁三菜之料理・菓子・薄茶、

一中津・於市へ御座同前之料理・菓子・薄茶、

一 御付之女中江一汁三菜之料理・菓子・薄茶、

一 右御祝ニ付、御祝物御使を以被進候御方様左之

通、

一 御肴一折 御樽一荷

右 於嘉久様より要人夫婦江、御使西田嘉左

衛門、

一 御肴一折

右 於嘉久様より久鼈殿江、御使右同人、

一 御肴一折 御樽一荷

右 備中殿より 要人夫婦江

二月廿二日

一 御肴一折 御樽一荷

右 於巖殿より 要人夫婦江

一 御肴一折 御樽一荷

右 主計殿御夫婦より 要人夫婦江

一 御肴一折 御樽一荷

右 主馬殿より 要人夫婦江

一 御肴一折 御樽一荷

右 安次郎殿御夫婦より 要人夫婦江

一 御肴一折 御樽一荷

右 安次郎殿御夫婦より 久鼈殿・權太夫・

六十郎江

一 御肴一折

右 木村四郎左衛門・西田嘉左衛門より 要人

夫婦江

一 御肴一折

右 木場次郎兵衛・大山權兵衛・肝付源之丞・

家村兵左衛門・日置半右衛門・蘭田与藤次・

山口文九郎・有川嘉齋・有川玄庵より 要人

夫婦江

二月廿二日

一御肴一折 御樽一荷

右 御夫婦様江 久鼈殿より

一御肴一折 御樽一荷

右 御夫婦様江權太夫・六十郎より

一御肴一折代青銅十疋、目録相添、

右 御夫婦様へ用頼吉田孝右衛門より

一御肴代青銅拾疋ツ、目録相添、

右 御夫婦様へ役人六人より

一御肴一折宛代青銅拾疋、目録相添、

右 御夫婦様江 中津・おふさ・瀬尾より

一御肴一折代青銅拾疋、目録相添、

右 御夫婦様江 於市より

一御肴一折宛代青銅拾疋、目録相添、

右 御夫婦様へ御付女中六人より

一御肴一折、目録相添、

右 御夫婦様江 惣女中より

二月廿二日

一西田嘉左衛門 於嘉久様より之御使相勤候ニ付

而、御夫婦様より金子式百疋横目録ニ而被遣

候、

一安次郎殿并奥方、御待上臈御同心兼役ニ御勤被

成候ニ付、要人夫婦より目録御銘、ニ被遣候、

但金子式百疋ツ、豎目録小折紙相添、

一用頼并役人・近習役・納殿頭へ御盃被下候、納

殿役ニ者御通り被下候、奥女中之儀者表方へ不

相知候故、略之、

一結酌相勤女中衆江者後日青銅百疋ツ、被下、可

然旨西田嘉左衛門より用頼へ被相達候而、銘、

青銅被下候、

一御祝首尾能相調、御客人衆夜八ツ時分ニ御立ニ

而御座候、

一右ニ付而、御頼之御方江者翌廿三日銘、御礼被

仰遣候次第左之通、

同廿三日

一御肴一折 御樽一荷

右主計殿御夫婦江 要人夫婦より

二月廿三日

一紗綾式巻 御肴一折 御樽一荷

右主計殿御夫婦江 久鼈殿より

同日 一御肴一折 御樽一荷

右安次郎殿御夫婦江 久鼈殿より

同日
一紗綾式卷 御着二折 御樽壹ツ

右木村四郎左衛門方江 久鼈殿より

同日
一紗綾式卷 御着二折 御樽一荷

右西田嘉左衛門方へ 久鼈殿より

同日
一肴一折宛

右大山十兵衛・木場次郎兵衛・藺田与藤次・

家村兵左衛門・山口文九郎・有川玄庵江 久

鼈殿より被遣候、

同日
一肴一折 角樽壹ツ 田尻八兵衛江

同日
一肴一折 角樽壹ツ 青銅百疋

同日
一青銅百疋ツ、 石原佐次右衛門江

同日
一銀式両

瓢丸三右衛門・堀貞右衛門・松永寛左衛門・

肝付源之丞江

同日
一銀式両 有川嘉齋江

二月廿三日
一銀式両 座問清部

同日
一御祝儀御見舞之御方へ久鼈殿より口上書を以、

廿三日御銘、御礼被仰遣候、要人儀者同格已上、

且又木村四郎左衛門・西田嘉左衛門江者為御礼

見廻被申候、

同日
一於鉄殿より之御礼、納殿頭を以被仰入候趣左之

通、

同日
一磯御奥江、昨日婚姻相整候付、為御歡御使被下、

被入御念儀忝存申候、右之御礼以使申上候、

同日
一備中殿・於巖殿江者、昨日之婚姻相整候ニ付、

為御歡被入御念御使、殊ニ兩種被下忝存候、

右之御禮使を以申上候、

同日
一李殿・主馬殿江、昨日者婚姻相整候ニ付、為御

歡御使、殊ニ御祝被成候而兩種被下忝存候、右

之御禮使を以申上候、但右之外段、御使被遣候

御方江者、御口上御相應之口上書相調、御礼被

仰遣候、

同日
一明廿六日、三ツ目五ツめ御祝儀ニ付而、御本

丸江御目録其外御吟味被成儀有之、八ツ以後よ

り主計殿・木村四郎左衛門御出被成候而、御家

老筆者衆益山金左衛門被罷出候而、進上物等取

仕立、御見分(二カ)入、且又目録不残書調方相濟、

暮時分何れも御立被成候、尤用頼吉田孝右衛門

相詰被申候、

同日
御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江 要人夫婦より

同日
御肴一折 御樽一荷

於貞様江 要人夫婦より

同日
御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江 久龜殿より

同日
一皆子餅二重 重式ツ入、

同日
一御縁花式包 包式袋ニ入、但熨斗包添、

於嘉久様江 要人夫婦より

同日
一皆子餅一重 式ツ入、但熨斗包添、

於貞様江 要人夫婦より

同日
一御肴代百疋 御樽代二百疋

太守様江 要人夫婦より

二月廿六日
一金子二百疋宛 横目録銘、

右納殿役人衆西田嘉左衛門・門司金右衛門・

相良作平次江 要人夫婦より

同日
一金子式百疋ツ、

内おはん殿江者豎目録小折紙添、

津川・玉利・藤野江 要人夫婦より

同日
一金子百疋ツ、 横目録

御中臈衆へ 要人夫婦より

同日
一鮮肴一折四枚居 樽一荷廿盃

御奥惣女中衆へ 要人夫婦より

同日
一金子百疋 横目録

沢井江 要人夫婦より

同日
一鮮鯛一折

於貞様御方惣女中江 要人夫婦より

同日
一皆子餅二重四ツ入

御年寄相中へ 要人夫婦より

二月廿六日
一總州様江御肴代金百疋、御樽代金二百疋進上被

仕筈ニ候故、昨廿五日、目録段々調有之候節、

同前ニ目録小折紙迄御調置ニ而候、御参上之節、

御進上之筈也、

同日
一右段々之御目録調方之儀、主計殿御差圖ニ而益

山金左衛門より御祐筆之衆江相談有之、文字相

究たる事之由候、

同日
一右進上之品々、今日御五ツ目ニ付御参上被成候

付、四ツ時 御本丸御奥江差上置、 於鉄殿御
事四ツ半御參被成候、 要人江者八ツ時ニ參上被
致候、

但目錄之儀者一紙書相添中津請込ニ而、御挾箱ニ入

付御持參ニ而候、

同日
一御肴一折 御樽一荷 皆子餅四ツ 熨斗包添、

備中殿江 要人夫婦より

同日
一御肴一折 御樽一荷 皆子餅一重式ツ 熨斗包添、

於殿殿江 要人夫婦より

二月廿六日
一御肴一折 御樽一荷

同日
一皆子餅一重式ツ 熨斗包添、

左殿江 要人夫婦より

同日
一御肴一折 御樽一荷

同日
一皆子餅一重式ツ 熨斗包添、

主馬殿江 要人夫婦より

同日
一御肴一折 御樽一荷 皆子餅一重式ツ 熨斗添、

肝付彈正殿御夫婦江 要人夫婦より

同日
一御肴一折 御樽一荷 皆子餅二重四ツ

主計殿御夫婦江 要人夫婦より

同日
一皆子餅一重式ツ 熨斗包添、

荒田祖母さまへ 要人夫婦より

同日
一御肴一折 御樽一荷 皆子餅一重二ツ 熨斗包添、

安次郎殿御夫婦江 要人夫婦より

同日
一皆子餅一重式ツ 熨斗添、

主膳殿御夫婦江 要人夫婦より

二月廿六日
一皆子餅一重式ツ 要人夫婦より

木村四郎左衛門方へ 要人夫婦より

同日
一皆子餅一重式ツ 要人夫婦より

西田嘉左衛門江

同日
一御肴一折 御樽一荷

同日
一皆子餅一臺十式 熨斗包添、

久龜様江 要人夫婦より

右者、去ル廿二日婚姻相整候御祝物、何れもへ

同日
今日御祝被成候而御遣被成候、

同日
一金子式百疋宛 御横折目錄十通

右者、今日五ツ目ニ付、 御本丸御奥へ御夫婦

様御參上被成候ニ付、御水掛有之候ハ、被遣御

用心ニ而、男江之御目錄五通、女中江之御目錄

五通御持せ被成候処ニ、御水掛大窪仲兵衛・西
壽庵江被仰付候ニ依而、仲兵衛江者麻御上下被

遣、壽庵江者金子式百疋之御目錄尅通被遣候、

殘目錄者不入候、

二月廿六日
一白縮緬式巻 御熨斗包相添、

於嘉久様より 要人江

同日
一紅白縮緬式巻 右同、

於嘉久様より 於鉄殿江

同日
一御目錄尅通 但金子式百疋横目錄

於貞様より 要人夫婦江

右之通御拜領被成候而、夜八ツ時ニ御暇ニ而被

罷帰候、翌廿七日、為御禮要人參上仕候、於貞

様江者中津御取次ニ而、御禮被申上候、

同廿七日
一古銀拾五貫目

右者、 於鉄殿御引越前

太守様より御給被成候処ニ、表方御借入ニ相成

年ニ相付候、利銀者本ニ相立、八部利ニ而被召

置筈ニ、納殿役人西田嘉左衛門首尾ニ而相濟、

御借状之儀八年寄衆中津方へ格護之筈候間、此

段致承知、御帳留等ニも相記置候様ニ嘉左衛門
より用頼へ承候、

二月廿八日
一於鉄殿今日四ツ時 御本丸江御參被成候、御供

中津野弥太右衛門・松山栄右衛門・貴嶋奎右衛

門、女中衆五人ニ而候、

三月三日
一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江 要人夫婦より

同日
一御重一組

於嘉久様江 於鉄殿より

右之通、上巳之為御祝儀御進上被成候、御使吉

永十郎右衛門、

同四日
一於鉄殿四ツ過六十郎御同道ニ而 御本丸へ御參

被成候、御供中津野弥太右衛門・松山栄右衛門・

領家順右衛門・村山駒右衛門、女中衆五人ニ而

御座候、

同六日
一於鉄殿西田御屋鋪江年頭之御祝儀ニ御參被成候、

御供女中中津外三三人、納殿中津野弥太右衛門・

鮫嶋九左衛門・村山駒右衛門・領家順右衛門・

谷山六郎左衛門・鹿屋半右衛門、御長刀・豎笠・

御挾箱壹對、笠箱一荷、合羽籠貳荷、御先拂足

輕壹人・供押足輕兩人、御供女中駕籠四挺、手

振人足兩人之御供廻りニ而、八ツ時分ニ御出ニ而、

夜四ツニ御帰館ニ而御座候、但士之儀ハ上下着

仕候、夜入候而御挑灯四ツ、次挑灯三ツ、

三月六日
一御肴一折 御樽一荷

右之通ニ、(綱貫總室) 信證院様江御進上被成候而、於鉄

殿御參被成候、

同七日
一御肴一折 御樽一荷

要人夫婦江 於枝殿より

同日
一御菓子一重

於鉄殿江 主計殿奥方より

同日
一御肴一折 御樽一荷

要人殿御夫婦江 鎌田平右衛門殿奥方より

同日
一御肴一折

要人殿江 主計殿御祖母より

同日
一御肴一折

久齋殿江御同人より

右者、主計殿奥方・平右衛門殿奥方・於枝殿此方

御婚禮以後初而御尋ニ付而、御進物として御持

被成候、八ツ時分より御出ニ而、奥江御通り被

成候、御吸物・御取肴・御銚子・御料理・御菓

子段々差上候、

三月十五日
一

良融

右者、嶋津要人私領新城浄珊寺住持ニ而候處ニ、

此内より病氣ニ有之、養生不相叶、昨十四日被相

果候由、新城役人共より申出候、後住之儀者跡達

候而吟味之上可申出候条、先此等之段私より可申

出旨、要人被申付候、以上、

右書付、福昌寺へ使を以差出申候、
同十八日

一文壺部金三百疋 但御目錄 備中殿御方江
同日

一同貳百疋 玄蕃殿御方江
同日

一同百疋 おしんとのへ
同日

一御肴一折 御樽一荷

右者、備中殿御方へ 於鉄殿御見舞ニ付而銘々
ニ被進候、

同廿二日
一於鉄殿濱屋鋪へ 於鐘殿御招請被成候而御午飯・

御吸物・御取肴・御銚子段々差上申候、吉田孝

右衛門、役人岡留圓右衛門相詰申候、

三月廿三日
一鮮鯛一折 手樽一ツ 御菓子一重

要人様御夫婦様江

同日
一鮮鯛一折 手樽一ツ 御菓子一重

久龜様・六十郎様江

右者、瀬尾御暇之願被申上候処ニ、申出之通御

暇被下候為御禮進上被致候、

同廿四日
一青銅三百疋 要人様より

同日
一青銅三百疋 於鉄様より

右者、瀬尾御暇ニ而被相下候ニ付、右之通御目

録を以被下候、

同日
一中紙壹束 茶四袋

右者、桜嶋釣江寺此節新城浄珊寺住職於福昌寺

御證文を以被仰渡、難有奉存候、此等之首尾為

可申上参上仕候由被申上候而、御對面ニ而御吸

物・銚子出候、

169

三月廿四日
一於嘉久様・於貞様一昨日御出船、御海上長閑ニ

有之、御通船七ツ半過指宿之宮ヶ濱江御着船、

直ニ御假屋江御入被成、御機嫌何そ御障不被成

御座、昨朝御立、兒ケ水へ御越被成候旨、昨廿

三日指宿より飛脚便を以西田嘉左衛門より申越

候間、此段於鉄様江可被申上候、以上、

(延享三年)
三月廿四日 門司金石衛門

右之趣申来候而、則 於鉄殿江申上候、

四月六日
一薩州様三月二日御参府、同五日上使御給、同十

五日御登 城、御参府之御禮被仰上候旨御到来

有之候間、今日 要人御祝儀登 城仕候、

同日
一右ニ付而、 於鉄殿御祝儀ニ 御本丸御奥江御

参上ニ而御座候、

同日
一右同断ニ付而、 於鉄殿より 磯御方・武御屋

敷・西田御屋鋪、 於徳殿御方へ使を以御祝儀

被仰上候、

四月七日
一御婚姻首尾能相濟候ニ付、奉祝候而、御用頼衆

を初惣御家来中より二汁三菜之御料理進上仕候、

右ニ付而、何れも 御前へ被召出候而御盃被下

候、

同日
一御肴一折 手樽一荷 要人より

一御肴一折 手樽一荷 於鉄殿より

右者、備中殿御四男庄次郎殿、嶋津登殿御聳養

生ニ御内々相濟候由ニ而、為御祝儀 要人御見

舞申候而致進上候、

五月二日(久延)
一嶋津右平太殿昨日御當地江被成着候、

姫君様より於鉄殿江御傳言有之候ニ付、明日明

後日之間、其御元御差支無之節、右平太殿其御

方へ可被成御參候間、此段私より申上、御支無

之日限申出候様ニ与嶋津(久延)十太右衛門より承候、

右之趣被申上、何分之訳御返答ニ可被申越候、

以上、

(延享三年)
五月二日 門司金右衛門

嶋津要人殿
用頼

右書付參候ニ付、 於鉄様御方へ者中津を以申

上、 要人様御方江茂申上候処ニ、左之通可申
上旨被仰出候、

五月二日
一嶋津右平太様昨日御當地へ被成御着、從

姫君様より於鉄殿江御傳言有之候ニ付、明日明

後日之間、此方差支無之節、右平太様御出可被

成旨、御書付之趣承知仕、中津を以申達候処、

明日何ぞ差支無御座候間、御出被成候様ニ被存

候間、此段被仰上被下度奉頼候、御返答如斯御

座候、以上、

(延享三年)
五月二日 嶋津要人用頼代
吉田六之丞

門司金右衛門様

五月二日
一右平太殿御出被成候付、又々門司金右衛門より

問合書參候者、明三日無御支候付御出被成筋ニ

可申上旨、得其意申候、於鉄様御方江者明後四

日御參被成答候、其御方明後四日御差支無御座

候ハ、右同日ニ右平太殿御參被成度由候間、

此等之段、私又々御問合申候由ニ而、書付を以

被仰遣候付、中津へ右次第申上候処、右四日御

支無御座候間、於鐘様御方御仕廻被成次第御出

被成候様ニ御返答可申遣旨承、右之通申上候、

五月四日 一嶋津右平太殿御出ニ而、奥江御通被成、御吸物・

御料理・銚子出候而、御立被成候、

同六日 一要人四ツ前被致 登城候、

同廿日 一昆布一臺 饅頭一重

要人様御夫婦様江

同日 一饅頭一重

久龜様江

右者、淨珊寺當住天寧和尚此内入院候而、右之

為一首尾参上ニ而進上御座候、御夫婦様御對

顔ニ而御吸物・肴・御料理出候而御盃被給候、

六月二日 一素麵五百目

右者、於嘉久様へ 要人より暑氣為御機嫌伺

御進上ニ而御座候、

六月十日 一錢壹貫百貳拾文 文銀ニシテ拾五匁六分八リ

右者、當年頭為御祝儀、
太守様江於鉄殿より於江戸御進上有之候、御納

戸方御取替を以御肴代トシテ差上候付、此節御

納戸藏役人衆より上納方被仰渡候付、使領家順

右衛門を以上納仕候、

同十二日 一牧朔菴 秋山壽延

右者、於鉄様御方御醫師被仰付候、扶持真赤

壹石八斗宛可被成下候、勤方之儀者、平日相詰

不及候、御用之節御供又者御奥へも可被召

呼候、年頭・歳暮・寒暑・五節句、毎月朔日・

十五日・廿八日納殿迄御機嫌可相同儀候条、此

旨可申渡旨御差圖ニ而候、右之通兩人江申渡候

而、御請申上候、
同十三日 一於鉄殿 御本丸江暑氣為御機嫌伺御参上被成候、

六月十三日 一素麵一臺 於嘉久様江

同日 一西瓜壹臺 於貞様江

右之通御進上被成候、

同十四日 一御肴一折 手樽一ツ

同日 要人様御夫婦様江

一御肴一鉢 手樽一ツ
久龜様江

右者、秋山壽延・牧朔菴兩人江御扶持被成下候

為御礼進上仕候、左候而、御夫婦様より御盃被

下候、

同十六日
一白銀壹両

右者、澁谷喜三左衛門殿御懷御吊ニ付而 於鉄

様より為御香奠御目錄被遣候、御使納殿役中津

野弥太右衛門、

同日
一素麵一臺

右ニ付而、要人より 於嘉久様へ御進上被成

候、吉田孝右衛門を以御口上之趣被仰上候、

六月十九日

一於鉄殿暮時分より 御本丸江御參被成候、御供

吉永十郎右衛門・岩重平五左衛門・海老原源五

左衛門、 於嘉久様江御重之内御進上被成候、

今晩者御滞在ニ而、翌廿日朝五ツ過ニ御帰被成

候、
同廿七日
一錢四百廿八文 文銀ニシテ六匁

右者、當年頭之為御祝儀

薩州様江御進上被成候御馬代トシテ、今日御納

戸蔵へ上納仕候、使濱田覺助、

七月朔日

一白銀壹両

右者、(於須磨・離尊母) 月桂院様三年御回忌之御法事於浄光明

寺御執行有之候ニ付、 於鉄殿より御香奠とし

て御進上被成候、御使納殿役吉永十郎(五匁)衛門、

同三日
二月桂院様三年御回忌御法事於浄光明寺御執行有

之候付、今日 於鉄殿御本丸へ 御參上、夫よ

り直ニ浄光明寺へ御佛詣ニ而、夜入時分御帰被

成候、御供吉永十郎右衛門・岩重平五左衛門・

海老原源五左衛門、御先供村山駒右衛門・濱田

覺助、皆麻上下着仕候、御露拂麻上下着富岡徳

兵衛、御長(刀)上下着山口八右衛門、御乗物六尺

四人、御乗物付麻上下田尻與市、對御挾箱・御

堅笠・御茶弁當供押羽織袴脇田善右衛門・馬場

喜兵衛、御草履持、合羽籠式荷、女中附笠箱一

荷、御年寄乗物式挺、手振壹人、

七月四日

一於鐘様御平産、御女子様御誕生被成、御母子様

何そ無御障由、彼御方御用頼衆石神勘左衛門よ

り、此御方用頼方へ被仰遣候間、則申上候、
同七日
一於鉄殿 御本丸江節句之御祝儀御參上被成候、

御供吉永十郎右衛門・濱田寛助・村山駒右衛門・

牧半右衛門、御滞在ニ而御供罷帰申候、

同八日
一中臘式拾丁

右者、此節御巡見様ニ相附候而、木村四郎左衛

門諸外城被為廻候ニ付、要人より音物とし被之

遣候、

同十一日
一御肴一折 御樽一荷 行器一荷 御重一組

右者、於鐘様此内御安産ニ付、為御祝儀 要

人夫婦より被進候、御年寄中津を以右之品差上

候、

七月十一日
一桃仙院施餓鬼ニ、八ツ後 久鼈殿・要人・六十

郎被致佛詣候、

同日
一短香杓把 喜入清涼院御佛前ニ御進納有之候、

同十四日五日
一盆両日、例年之通御聖靈御祭御座候、福昌寺御

牌様江御佛詣仕候、且又南林寺御墓參被致候、

同十五日
一於鉄殿此内より 御本丸江御滞在ニ而今日御帰

ニ付、御迎ニ御供之人数參候、

同日
一於鉄殿御誕生日ニ而、御祝ニ汁三菜之御料理、

御吸物・御取肴差上候、中津・於市江者御下膳

被下候、其外之御附女中江者吸物ニ而酒被下候、

同日
一御肴一折 酒一樽 西瓜二ツ

右者、久鼈殿江御子相中より盆之為御祝儀御

進上被成候、

七月廿二日
一御本丸江御生身玉御祝ニ 要人八ツ時分より致

參上候、

同日
一御重之内 御樽一

右者、御本丸より 久鼈殿江御給之由ニ而、

中津より御文相添候而為持候、久鼈殿より御

礼之儀、中津迄おふきより之文ニシテ申上候、

同廿五日
一於鉄殿福ヶ迫諏方明神江朝五ツ時分ニ御參詣被

成候、御供人数平日之通ニ而有之候、

八月朔日
一御太刀・御馬御進上之使者谷山常右衛門相勤申

候、御取次佐多伴左衛門ニ而御座候、

同日
一火繩二臺

要人様江 土中より

同日
一御肴一折 平樽一荷

御夫婦様江

同日
一御肴一折 平樽一荷

久龜様江

八月朔日
一御肴一折 御手樽一ツ

六十郎様江

右者、新城并鹿屋・敷根中宿御家中、新城名濱
惣人数より八朔之為御祝儀、役人代中津野弥太
右衛門、与頭財部五右衛門、寄浦役迫田七左衛
門、弁指・功才致^マ参上、^マ参上仕候而 御前へ被
召出御盃被^下候、下役之儀者御目通^二而酒被^下
候、但役人者差支^有之、名代^二而候庄屋者御
巡見様肝付御通路^三付、所夫立^有之候故^{参上}不
仕候、

八月五日
一^{来ル}八月日、於嘉久様被遊御入候段、於鉄殿

御承^二而御座候、依之八ツ後樺山主計殿・小林
仲太兵衛殿・河野八郎左衛門殿・西田嘉左衛門、
御家老座筆者衆岩本傳左衛門、今言人、御入之

次第書・諸御手當之御相談^二御出被成候、

同日
一今日御入^二付而、早朝より主計殿・安次郎殿・

河野八郎左衛門殿・小村仲太兵衛殿・和田次右
衛門・有川嘉齋・岩本傳左衛門、右何れも御出

被成候、

御入御次第書

八月八日
一要人殿 御本丸江御参上^三而、弥以今日御入可

被^下旨御申上可被成候、

一九ツ時分、御先番之女中被^為出候而、奥へ可被
為通候、

一於嘉久様 御入九ツ過、

一御臺所御門口舁形邊江見星可申付候、

一表門江足輕番申付置、御入之節者引取可申候、

一玄喚番之者、御入之節者内へ引取可申候、

一御入之節者、玄喚之邊通融之者可相止候、

一御入之節、門外へ用頼・役人罷出、先規之通間
を隔、つくはい居可申候、

一表書院掛物巻幅、立松、

一表中門より 御入、於鉄殿御出^二而奥書院江御
案内、於鉄殿・要人・久龜殿被罷出、御入之

御礼可被申^上候、

一御先番之女中、表番人之内表門より内玄喚之様

致案内、女中之内出迎、直ニ奥へ案内可致候、

しめもの・菓子・茶出可申候、

八月八日
一奥江被成 御入、御通口しめ可申候、

一奥書院掛物壱幅、立松、

一違棚飾り 料紙箱其外見合、

一御熨斗上ル、 一御茶上ル、

一御のし下ル、 一御多葉粉盆上ル、

一進上物披露、 一被下物有之候ハ、披露、

一御雑煮上ル、 一御差味上ル、

一御吸物上ル、 一御三方御土器・御挾肴上ル、

一御銚子上ル、

一御座御人数、於貞殿・於鉄殿・要人御取替可有之候、

一御雑煮・御吸物・御差味・御銚子三篇ニ而、納

殿役人・御年寄・御中老迄出ル、其外之女中へ

者吸物・差味・銚子出、

一御吸物上ル、御盃掛ル、 一御銚子上ル、

一御次江も銚子・取肴出ル、

八月八日
一御意次第二汁六菜之御料理上ル、

一御引物、於鉄殿可被差上候、

一御料理半、要人御挨拶可申上候、

一御引盃上ル、 一御銚子上ル、

一御引肴上ル、要人可差上候、 一御銚子上ル、

一御吸物上ル、 一塗三方御土器上ル、

一御挾肴・御三方御取替有之、御納、

一御湯上ル、 一御茶菓子上ル、

一御濃茶上ル、 一御後菓子上ル、

一御薄茶上ル、

一御吸物、久齋殿・安次郎妻・六十郎其外勝手方

へ御盃被下、

一於鉄殿御休息所へ御入、 一掛物一幘、立松、

一御せんし茶上ル、 一御多葉粉盆上ル、

一御重上ル、御茶受人付、 一御焼酎盆上ル、

一御吸物上ル、御盃掛、 一御銚子上ル、

八月八日
一御取肴上ル、 一奥書院江御出、

一御吸物上ル、 一御銚子上ル、

一籠飯壺組 一御吸物・御肴段々見合可

差上候、御座次ニ茂可出候、 一御後段上ル、

一 御吸物上ル、
一 な、臺上ル、

一 御銚子上ル、一 御土器御取替有之、於鉄殿御納、

一 御立前御菓子上ル、一 御茶上ル、

一 於貞殿御年寄江御膳下料理出ル、

一 御供之御中老、御料理之内引残ニ汁三菜之料理、

引肴・吸物・銚子・菓子・薄茶出可申候、

一 御供之若女中・御次女中江者一汁三菜之料理、

引肴・吸物・御茶・くわし出、

一 御供之納殿并奥大番・御醫師・相詰之人數者一

汁三菜之料理・肴・吸物・酒并くわし出可申候、

銚子・取肴之類見合、

一 奥付士相詰候ハ、一 汁二菜之料理・銚子・取

肴出可申候、

八月八日

一 御迎ニ參候足輕江者挾肴ニ而酒出可申候、

一 夜入候者、表書院中門内ニ掛挑灯忝ッ

一 表門江同忝ッ
一 内玄喚へ同忝ッ

一 御立之節、最前御入之節之通り、

一 御立以後、納殿江要人罷出、御入之御禮可申上

候、

一 御包丁人頭・御包丁人・御料理衆・御行器役江

者一汁三菜之料理出可申候、肴・吸物・酒・茶・

くわし、

一 内證見廻江右同断、但金次郎居所ニ而出可申候、

吸物・酒見合候、

一 表足輕・奥附足輕江者一汁一菜之料理出可申候、

吸物・酒見合、

一 於貞殿・於鐘殿・千之丞殿・主計殿供廻りニ者

吸物・酒出可申候、

一 納殿役人供廻りニ者取肴ニ而酒出可申候、

一 御供女中付足輕江取肴ニ而酒出可申候、

八月八日

一 御駕籠之者、御挾箱其外御供人足、御笠箱・□
挑灯持類迄者取肴ニ而酒出可申候、

一 書院廣間、御乗物入、

但座末庭之方屏風立置、奥付士詰所、

一 書院入口小床之間、諸御道具入、

但奥付足輕詰所、并御迎ニ參候足輕可差入置候、
一番所使者之間、御姫様方御乗物入、

但御子様方并御家老衆御供廻り可入置候、

一番所二階之下、表足輕詰所、

一小番所、御供女中付足輕入置可申候、

一鞍所、納殿役人供廻り可入置候、

一書院裏座之上三、

但御供納殿衆・奥横目衆、御醫師・奥大番衆・表

方横目衆、

一臺子之間、但御茶道衆詰所、

一夜八ツ時分被遊 御立候、

八月八日
一御進上物・御拜領物等段々御座候、

同九日

一於鉄殿 御本丸江昨日御入之為御禮御参上被成候、

同日
一要人昨日被遊 御入候為御礼、 御本丸へ被致

参上候、

同日
一昨日 御入ニ付而御苦勞被成候御衆へ、銘々御

礼物段々差遣候、

同日
一久龜殿・六十郎新城へ被罷越候、供人数谷山彦

右衛門・村山駒右衛門、納殿役鮫嶋九左衛門、

料理役海老原源五左衛門、小者與市、女中方者

おふき・おてん・おしな・おさよ・およつ・青

柳、

同十一日
一御肴一折 御手樽一荷

同日
一肴一折 肝付彈正殿御夫婦江 要人夫婦より

同日
一肴一折

於鉄殿より彼御方御年寄衆へ

右者、彈正殿御方へ御祝事御座候而、 要人夫

婦共ニ御尋被申候ニ付、右之品被進候、

同日
一私事、私領江差越、来ル廿八日、祖父年回之吊仕、

且又家来共江申付度儀有之、其上於鉄殿婚姻□

後初而差越被申筈ニ御座候ニ付、隙取申儀も可有御座与存申候間、日数三拾五日御暇被成下度

奉願候、此等之趣御申上可被下儀奉頼候、以上、

(延享三年)

八月十一日 嶋津要人

八月十一日

一嶋津要人

本文之通、被罷越候日より日数三十五日御暇被

下候条可申渡候、

(延享三年)
八月

(榊山久初)
主計

同十一日
一鮮肴一折 樽一荷 重一組 煙草一臺

右者、主計殿去ル八日、於嘉久様御入ニ付、

萬事被加御下知、御蔭を以首尾能有之候為御礼、

要人御尋被申ニ付而右之品被致進上候、

同廿二日
一於鉄殿新城へ近日中ニ被為越筈ニ付、為御暇乞

御本丸へ御参上被成候、

同廿三日
一大風ニ而有之候、

同廿五日
一要人夫婦新城へ朝五ツ時分出船ニ而被罷越候、

供之人数者安田次郎兵衛・藪田仙右衛門・貴嶋

左右衛門、小者松原郷右衛門、

八月廿五日
一於鉄殿御事者新城へ初御入ニ而御座候、御供之

女中衆中津を始、御次女中迄以上八人、役人平

山十郎左衛門、納殿役中津野弥太右衛門、牧朔

庵・秋山壽延、料理役領家順右衛門、人足仁兵

衛・源八・長七・新右衛門、

同日
一新城より御迎ニ池田六郎左衛門参上仕候、

同日
一御召船壹艘・供舟壹艘・荷舟四艘新城より参候、

同日
一用頼吉田孝右衛門柙方用事ニ而今日之船より被

罷越候、

同廿六日
一於鉄殿昨日新城へ御越ニ而、昼九ツ時分ニ御着

被成候段、用頼吉田孝右衛門より着之御左右、

肝付源之丞迄被申遣候、源之丞前より 御本丸

江被申上筈ニ而候、

覺

八月廿八日
一丑八月より寅七月迄之間、勤方一日も無御座候、

一持高式千百拾八石五斗九升九合四勺八才

一元文四年未六月廿八日、小普請銀今程御免被仰

付候旨、蒲生十郎〔兵衛〕左衛門御取次ニ而被仰渡置候、

右者、島津要人丑八月より寅七月迄之間御奉公

相勤候段、且又持高員数可申上之旨被仰渡承知

仕、右之通御座候条、此段申上候、以上、

(延享三年) 役人 岡留圓右衛門

八月廿八日
御家老御与所 御筆者衆中

九月十一日
一油紙包沓ツ 一油紙包御手樽沓ツ
同日
一御横封沓通 但新城役人宛書ニ而西田嘉左衛門
より、

右者、御本丸御納殿御役所より新城へ、此方
より可差遣候旨被仰遣、右之品御持せ被成候、
今日新城へ岩重平五左衛門參候便ニ差上申候、

同日(丑)
一島山式部殿、此程より病氣ニ被成御座候処、御

養生不相叶今日被致死去候、此段御知らせ申上
候、以上、

(延享三年)
九月十二日 島山喜藤次用頼
坂元六左衛門
嶋津久龜様
御用頼衆中

右之通、御不幸御知らせ有之候ニ付、彦市新
城へ差遣候、

同日
一以手紙致啓達候、備中殿御用之儀有之、江戸江
被差越候段、今日於磯被仰付候、立日限之儀者
未相知不申候、此段御知らせ申上候、以上、

(延享三年)
九月十二日 垂水役人 町田賀右衛門
嶋津要人殿
御役人衆

右之通、御知らせ申来候付、九月十四日便船有
之、新城へ申上候、

同日
一式部殿御死去ニ付而、自性院殿・織部殿奥方・

喜藤次殿御夫婦并御懐江御悔被仰入候ニ付而使
可差上之旨、新城より吉田孝右衛門被申越候ニ
付、表番頭方へ申渡候、

同日
一式部殿今晚六ツ時御出棺、五ツ時御葬禮ニ付而、

為御見立久龜殿・要人より使表番頭方へ申渡候、
同日
一式部殿御死去ニ付而、久龜殿・要人忌懸り之儀、

吉田六之丞を以御月番御用人北郷助太夫江御尋
申上候処ニ、御父子御忌十日宛ニ而候由承、新
城へ申上候、

同日
一文箱沓ツ 但中津より沢井江

九月十五日
一紙包沓ツ 但津川・玉井江中津より

同日
一籠沓ツ 但津川江中津より

同日
一籠沓ツ 但津川江中津より

右者、新城より被差遣候付、御本丸通番所江
脇田善右衛門宰領ニ而差上申候、

同十八日

一備中殿近々江戸へ被差越答候、當時之儀御饒別
等之儀ニ付而（考カ）兼而被仰渡趣御座候故、其御心
得ニ而者可有御座候へ共、御間柄ニ付而者自然

□御内々之御心入を以、左様成思召も御座候ハ
、此節之儀堅御用捨被成度備中殿被尋候、此
段各様迄私より可申達旨被申付、如斯御座候、
以上、

以上、

（延享三年）

九月十八日

垂水役人

安山三左衛門

新城

御役人衆中

同十九日

一短香拾五袋

右者、式部殿御中陰ニ付而、為御香奠久菴殿よ

り被進候、使中村平左衛門、

九月廿六日

一要人夫婦新城より今日七ツ半時分被致帰館候、

新城より為御見送、猪八重與八左衛門供仕候而

参候、

同廿八日

一 大勝院殿五拾年之回忌之御吊御執行御座候而御
（久保）茶立有之、御屋鋪中握飯・染物ニ而焼酎被下候、

同日

一 御肴一折 御樽壹荷

右者、此節 備中殿御上洛ニ付、為御饒別要人
御尋被申上候而、右之品致進上候、

十月朔日

一 来ル四日、兵部殿御當地被差立候ニ付而、於

巖殿・於貞殿・於鐘殿・於鉄殿より江戸江之御

機嫌同等御申上被成儀も可有之候間、今明日中

右御方様江可被参由候、刻限者究而難被申上候、

此旨各方迄御しらせ申達候様与承候間、御銘々

様御方へ御内々可被申上置候、以上、

（延享三年）

十月朔日

嶋津十太右衛門

（久命）

納殿役人

別紙之通、嶋津十太右衛門殿より致承知候間、

可被申上置候、以上、

（延享三年）

十月朔日

御本丸

納殿役人

嶋津要人殿

用頼

十月朔日(貞起)
一伊勢兵部殿七ツ時分御出被成候而、奥へ御通二

而 於鉄殿御對顔被成候、御吸物・御銚子上り候而御立被成候、

同日

一御肴一折 御手拭一包數十五

右者、此節江戸へ嶋津備中殿被召立候ニ付、

於鉄殿より為御餞別被進候、御使松山栄右衛門、

御礼之首尾之儀納殿江直ニ申上候、

同日

一備中殿今日御發駕ニ付而、為御暇乞要人朝五ツ

前御尋申候、干菓子□箱御中途(為力)御用致進上候、

且又水上迄為御見送、中村平左衛門麻上下着仕

候而御使相勤申候、

同日

一今日 於嘉久様其御方へ可被成御入由御沙汰有

之、御庖丁人・御料理役等御加勢ニ差越候様ニ

与申渡候、其外ニも御用候者可被申遣候、此段

申入候、以上、

(延享三年)

十月四日

嶋津要人殿

用頼

西田嘉左衛門

役人

右之段、要人江早速申聞候、

十月四日

一於嘉久様萩原天神宮江被遊御參詣、昼八ツ過被

遊御入、於貞様御同心ニ而奥垣門より御入被遊

候而、御膳進上仕候、御吸物・御銚子・御取肴・

御菓子等段々差上候、夜八ツ時分御立被遊候、

同日

一御方役人其外相詰候人数上下着用ニ不及段、西

田嘉左衛門より承候而、羽織袴ニ而相勤申候、

書院玄喚之庭・表門江掛挑灯ニ不及由も嘉左衛

門より承候而不相掛候、

同日

一今日要人誕生日ニ而、朝御祝ニ汁三菜之御料理・

御吸物・御取肴・御銚子差上候、中津・於市へ

者吸物ニ而酒被下候、今日 御入之御物沙汰御

座候付、右御祝九ツ時分相濟、

同日

一昨日御入被遊候御礼ニ、要人 御本丸へ參上仕

候、尤 於鉄殿江も御參上ニ而御座候、

同日

一久鼈殿・六十郎七ツ時分新城より被致帰館候、

十月十二日

一素麵一臺壹貫五百目

右者、御本丸江 於鉄殿より明十三日日蓮忌

ニ而御進上被成候、

同十三日
一於鉄殿 御本丸へ御参上三而、夜入候而御帰館

二而御座候、

同十五日
一野菜一臺 手樽一ツ

右者、式部殿御卒去三付、御忌問として久龜殿

江要人より御息喜藤次殿へ被進候、

同日

一於鉄殿 御本丸へ當日之御禮御□上被成候、

同廿八日

一於鉄殿 御本丸へ廿八日之御礼御参上被成候、

十一月六日

一私事、私領江無據用事有之、且又先祖墓参トシ

テ来春中差越申度候間、日数廿五日御暇被成下

度奉願候、此等之趣御申上可被下儀奉頼候、以

上、

(延享三年)

十一月六日

嶋津要人

右願書、蒲生十郎^{〔兵衛〕}左衛門御請取三而候、

同十二日

一短香拾五袋

右者、智覺院殿廿五年之御回忌於鹿籠御吊御執
行御座候付、為御香奠、鹿籠屋鋪迄 久龜殿よ

り被遣候、使責嶋奎右衛門、

十一月十三日
一肝付彈正殿御夫婦、昼八ツ前より御見廻被成候

而御樽肴被遣候、依之御吸物・取肴・御料理并

御菓子段々上り候、為御取持門司金右衛門へ被

仰遣候而被罷出候、座間清部被召寄候、御供之

女中衆へも料理出申候、

同日

一御重一組 手樽壹ツ

右者、彈正殿御夫婦江為御□被進候、

同十五日

一於鉄殿 御本丸江當日之為御礼御参上被成候、

御供中津野弥太右衛門・貴嶋奎右衛門、其外女

中衆三而御座候、

同十八日

一鴨貳ツ そうち壹獻 小鯛廿 豆腐一箱

野菜一臺 酒貳拾五盃 焼酎拾五盃

右者、於鉄殿御引越三付而、當二月より同七

月迄三百石御給三而高所務米相渡候付、為御祝

右之品々差上、用頼并役人中江御吸物・取肴三

而御銚子被下候、

十一月十八日

一一代小番之致勤、無役三罷成候者之所中衆并之

奉公者被差免候間、部屋栖之嫡子奉公相勤候、

年少之者有之候人者、一家部同前衆并之奉公相

勤候筋ニ被仰付候、御假屋定番之儀者被差免、
其外衆并一統相掛奉公迄相勤等ニ候、

同日

一代、小番無役之家督者、所中又者他所ニ相掛、

勤方被申渡候衆并ニ相見得候勤者被仰付間敷候、

部屋栖之嫡子右同断候、乍然嫡子之儀者、物馴

ニも相成筈候間、御扶持ニ而も被下役目相勤之

儀者、格式不構可被召仕候、二男有之人者、一

代小番之無役之人嫡子同前、所中衆并之御奉公

可被申付候、御狩等之儀者、只今之通人躰ニ相

掛可相登候、若右御格式ニ付、先キ様難致訳も

有之候者、時々得差圖被極置候筋可被致候、

右之段々者、後年相掛儀候間、帳面等致堅固

置、御格式被定置候帳同前ニ一紙書付相添、

格護被致置度候、尤右之旨可被致承知人々、江

者早速可被申渡候、

右之通、拙者より可申渡旨御差圖ニ而候、以

上、

(延享三年)
寅

十一月十八日 吉田孝右衛門
新城 役人衆中

十一月廿一日

一鳴津左殿御方江 於嘉久様被遊御入候ニ付而、

於鉄殿昼九ツ時分より御見廻被成候、御供廻り

御行烈例之通ニ而候、中津野弥太右衛門・濱田

早兵衛・岩重平五左衛門、御先供領家順右衛門・

濱田寛助、

同日 一御肴一折 御手樽一荷

同日 李殿江

同日 一御肴一折 李殿御祖母江

同日 一御肴一折 おはんとの江

右之通、為御進物被進候、

同日 一樋脇市比野村之内前畠門名寄帳巻冊

右名寄帳門割ニ付、御勘定所江差出置候処、此

節相改、今日相渡候、

但本名寄帳者浮免式ツニ而候処ニ、此節前畠門与相

改相渡り候、

十一月廿六日

一於鉄殿夜入時分より 御本丸江御參被成候、御

滞在ニ而御供罷帰候、左候而、廿九日御帰館ニ

而御座候、

同廿九日

一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江 要人より

同日

一御肴一折 於貞様御方へ 同人より

同日

一御肴一折 備中殿御方へ同人より

右者、寒中為御機嫌伺、要人 御本丸へ御参上

ニ而御上ケ被成候、備中殿御方江者 御本丸御

下之節、御見廻被成候、

十二月三日

一鮮肴一折 酒壹樽

右者、和田次右衛門殿御子息今日御婚禮有之候

付、御祝被成候而 要人より遣候、

同七日

一御重一組 御樽一ツ

右者、先比村橋左膳殿御不幸ニ付而、兵庫殿

江於鉄殿より為御忌問被進候、御使濱田早兵衛、

十二月十一日

一御肴一折 於嘉久様江

同日

一右同一折 於貞様江

右者、於鉄殿より寒中之為御機嫌伺御進上ニ

而、御本丸江御参被成候、御供中津野弥太右

衛門・濱田早兵衛・領家順右衛門、

同日

一薩州様被遊御家督候ニ付、於鉄様御方江御祝

儀御家中奉公人家督之面々御役所へ罷出、御祝

儀申上候、

十二月廿日

一今度於江戸 御隠居御家督ニ付、從

太守様備中殿儀御先代之通勤方被致候様ニ与御

直ニ蒙 御意、難有被奉存候、且又今度於江戸

備中殿乘輿御免之願、公儀江 隅州様御願被

遊、御願之通乘輿御免被仰渡、是又難有被奉存

候、御間柄ニ付而者、於鉄様御夫婦様江右之

段御知可申上旨、此節江戸より申来候間、各様

迄如斯御座候、以上、

(延享三年) 垂水役人

十二月廿日

町田賀右衛門

要人様

御役人衆中

右之趣申来候間、要人江申聞候、

十二月廿一日

一御肴一折 手樽一ツ

同日

右者、喜入安次郎殿御夫婦へ 久菴殿より為御

歳暮被遣候、

同廿二日

一御肴一折鮮鱈三枚 御手樽一荷

於嘉久様御方江

同日

一御肴一折鮮鱈三枚 於貞様御方江

同日

一鮮肴一折 但御年寄衆相中江

右者、御本丸江為御歳暮御進上被成候、左候

而、御夫婦様八ツ時分ニ御參上被成候、

同日

一青銅三百疋 但御目錄三通

内百疋者大久保仲兵衛方江 百疋者お光へ

百疋者おたよへ

右之通、御夫婦様 御本丸江今日御參上之節

被遣候、

十二月廿二日

一肝付彈正殿用頼石神勘左衛門被罷出候而、此節

(兼色)

御隠居 御家督ニ付而、於鉄様より江戸へ御

祝儀被仰上候儀、年内御使便ニ者御扣被成、来

正月二日、御使便より被仰上候様、主計様より

肥後平左衛門殿御取次を以被仰渡候、此段此御

方様江も私より申上候様ニ平左衛門殿より承知

仕候付、此等之段申上候、右之趣 要人江申聞

183

候、

同廿四日

一總州様江以宿次 御奉書・御鷹之羈御給被遊、

来ル廿六日四半時比磯江御到来筈候、

(延享三年)

十二月廿四日

右之通、主計殿より被仰遣候、磯 御方江於鉄

殿より御祝儀被仰上候様ニ御口上ニ而被仰遣候、

同日

一鮮肴一折 手樽一ツ

右者、喜入主膳殿此節御上洛ニ付、要人より

為御餞別右之品被進候而、御見廻被成候、

為御餞別右之品被進候而、御見廻被成候、

十二月廿五日

一

浅路

右者、於嘉久様御方御年寄被仰付候間、向後

於嘉久様御方江被仰進候儀者浅路江可被仰遣候、

此段御知らせ申達置候、以上、

(延享三年)

十二月廿五日

西田嘉左衛門

吉田孝右衛門殿

182

右之通被仰遣候付、御奥江申上候事、

同日

一御肴一折但鯛式枚 黒砂糖一重

右者、久鼈殿より磯江御進上被成候、御口

上書を以御近習衆中宛書ニ而御上ケ被成候、

延享四年

丁卯正月元日

一要人四ツ前致登 城、直ニ御一門中御役目之御

方江御禮ニ御見廻被申候、

同日

一於嘉久様・於貞様江於鉄殿より年頭之御祝儀、

御使を以被仰上候、

正月元日

一今年御舊例之式御三献之御祝被仰付候、

同日

一指樽一荷但酒拾盃 肴紙相添、

御夫婦様江

同日

一鈴一對 肴紙相添、

久鼈様江

右者、當年式御三献御祝ニ付而、御屋敷中并御

當地中宿御家来より先矩之通進上仕候、

同日

一瓶子一對 一目鼈

同日

一朝御姫之食上ル、一晚御三ツ餅上ル、

同日

一式御三献上ル、一山之御食上ル、

同日
一御力食上ル、 一御節句御祝

同日
一黄幡御祝 御三ツ肴 御三献 但御用頼吉田孝右衛門御相伴、

同日
一奥書院ニ而役人中御盃被下候、引次ニ與頭・番

頭・小番家嫡子、納殿頭・惣御家中、於 御前

御通り被下候、

正月元日

一右引次足輕・御小者・御中間 御目通ニ而御通

り被下候、

同日

一人足詰夫於御末酒被下候、役人見届、代官より

致押肴候、

同日

一御馬乗初ニ而御三献上ル、

同日

一役人・納殿頭・近習役・御手醫師・平納殿、右

役々江 御前於上段之間、從 於鉄様御盃被下

候、

同日

一岡留留圓右同断、

同日
一於嘉久様・於貞様江 久鼈殿より年頭之御祝儀、

用頼吉田孝右衛門を以被仰上候、

同日

一於嘉久様・於貞様より年頭之御祝儀、御使者御

同日

一於嘉久様・於貞様より年頭之御祝儀、御使者御

給三而、右之御禮用頼を以被仰上候、

同日

一主計殿奥方・鎌田平右衛門殿奥方、年頭為御祝

儀御見廻被成、奥三而御三献・三ツ肴・御吸物・

御差味上り候、左候而、西 久鼈殿御方へ御見

廻三付、御吸物・御取肴三而御銚子出候、

同日

一鮮肴一折 樽壹荷

右之通、主計殿奥方より年頭之御進物三而御座

候、

正月六日

一御肴一折 御樽壹荷

於鐘様江 於鉄殿より

同日

一御肴一折 横交

性光院殿江 於鉄殿より

同日

一鮮肴一折 於鐘様御年寄衆へ

右者、於鐘様江年頭為御祝儀御見廻三付被進

候、

同日

一蜜柑入飛連籠式ツ 御茶一包 鈴式對

御夫婦様江浄珊寺・妙蓮寺より進上、

同日

一蜜柑入飛連籠壹ツ 御茶一包

久鼈様江 右両寺より

同日

一蜜柑入飛連籠壹ツ

六十郎様江 右両寺より

同日

一茶一包 但中津殿・於市殿江右両寺より被遣候、

同日

一御肴一折 鮮鯛式枚 平樽一荷

御夫婦様江 新城・鹿屋御家来中より進上、

同日

一御肴一折 鮮鯛式枚 平樽一荷

正月六日

一里芋一臺

御夫婦様江新城名濱より進上、

同日

一御肴一折 平樽一荷 里芋一臺

久鼈様江新城・鹿屋御家来中より進上、

同日

一御肴一折 手樽一ツ 里芋一臺

六十郎様江右同断進上、

右者、年頭之為御祝儀、役人中津野太郎左衛門、

与頭湯地壽庵、浦役人池田四郎右衛門、庄屋伊

地知甚角、功才・小觸・弁指召烈候而進上仕候、

役人太郎左衛門儀者 御夫婦様より御盃被下候、

右外之役目者 要人様より御盃被下候、下役之

面々者 御目通三而酒被下候、

同日

一久鼈様為御名代、六十郎様より右諸役三御盃被

下候、

同七日 如例年御祝有之、御三ツ餅・御三ツ肴・御

吸物・御差味・御三献上ル、夜入鬼追有之候、

同日 一糝如例御祝ニ付而上ル、

同日

一御自分事、御用之儀候間、明十一日四時麻上下

着用ニ而可被罷出候、以上、

(延享四年)

正月十日

嶋津要人殿

(清惠)〔兵衛〕
蒲生十郎〔左衛門〕

正月十一日 一今日 要人御用之儀ニ付而、御屋形江四ツ前

二罷出候、

同日

一 嶋津要人

右、定火消被仰付候、此旨申渡、(付箋)〔要人様定火消被仰付候事〕首尾懸江も可申

渡候、

(延享四年)

正月

(樺山久初)
主計

右之通、御月番御家老樺山主計殿より御用人蒲

生十郎〔兵衛〕
〔左衛門〕を以被仰渡候、

同日

一私事、定火消被仰付候付、與之士六拾人外、御

馬廻り・新御番之内より主取五六人被召附被下

度、且又町人数之儀も同役同前被仰付被下度奉

存候、此等之段被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(延享四年)

正月

嶋津要人

同日

一右ニ付、主計殿并蒲生十郎〔左衛門〕方へ 要人御

礼ニ被出候、

正月十一日

一主取六人大番六拾人被召附事候へ共、急人数難

見合、先少々相調申出筈ニ致置候、被召付候段

被仰渡次第、御屋形ニ而同役中より申渡、御

宅へ早速罷出候様ニ可申渡候、

同日

一町之儀者町奉行方へ相調候様ニ可被仰渡候間、

相究候節、何分ニも御問合可申越候、

同日

一組之士并町人数、御宅江罷出候ハ、御手當之

次第被仰渡、御纏等御見せ可被成候、

同日
一御纏并御紋所圖之儀、月番御目附方江御用頼よ

り差出候様ニ可被仰付候、

同日
一磯邊出火之節者、上下定火消共ニ戸柱邊江扣居、

早々駈付候定火消より主取ニ而も見合次第、

御屋鋪御近習衆へ得御差圖駈付候事、

同日
一服忌穢有之候人者、大雄山并御宮方致遠慮事、

其外者忌中ニ而茂駈付申筈也、

同日
一駈付候人数、士之主取より致星合、町者家来之

内より星合申付候事、

正月十一日
一大番之内より纏付両三人、水廻差引右同前、人

柄御見合を以其御方より御頼可被成候、

一御家来之内より右同前、兩役可被仰付候、

一御手廻り之人数、御持道具等左之通、

一纏壹本 一高挑灯式張

一小挑灯壹張 一馬挑灯壹張

一腰差挑灯式張

一昼小同印并馬同印之小旗壹本ツ、

一手道具壹本 一乘馬壹疋

一士拾人計 一小者壹人

187の1

一はし子式桁 一筈桶式ツ

一馬桶見合次第 一消御札

右之通被召烈可然候、以上、

(延享四年)

正月十一日

祢寢孫左衛門

島津要人殿

正月十一日

一先刻申達置候定火消方御手當之儀、早速之御心

得之儀、別紙之通同役中申談申遣候、段々仰渡

由有之候へ共、先別紙之通ニ而相泄申問敷与存

候、若御疑敷儀共有之候ハ、追々可被仰越候、

士不足人数之儀者相調、被仰渡次第御問合可申

越候、廻筆者之内御頼之人者、御見合次第可被

仰越候、此等之段申達候、以上、

(延享四年)

正月十一日

祢寢孫左衛門

島津要人殿

同日

一御鎧御祝、於表書院 要人様・六十郎様、御用

頼吉田孝右衛門御三献有之、兵具役御土器被下

候而頂戴仕候、

同日
一餅御汁

要人様・六十郎様御用頼衆へ上ル、權太夫様御

事者當御在江戸之故、御迎膳上候、

同日

一役人中於表書院餅汁被下候而御盃頂戴仕申候、

正月十一日

一惣家中者番所於廣間御鏡之餅汁被下候、

同日

一於表書院惣家中御通り被下候、

同日

一右同御目通ニ而、足輕・御小者・御中間酒被下候、

但餅汁者於上御未被下候、

同日

一人足詰夫者於御末役人前ニ而酒被下候、

同日

一御頂キ餅御祝有之候、

但橘□拔之松、鮎之白干相付上ル、

同日

一御三肴 御吸物 御差味 御三献

要人様・六十郎様江上ル、

同日

一三ツ肴 吸物 差味 三献

右者、御蔵祝として御用頼衆・役人菅人三献有

之候、

同日

一餅汁

右者、役人中於御役所被下候、尤取肴ニ而酒出

申候、

同日

一今晚於書院御福引、役人中其外御家中被召出候

而、銘々品物引得候通頂戴仕候而、御祝御座候、

同日

一御肴一折 御樽一荷

於嘉久様江 要人より

正月十一日

一御肴一折

於貞様江 要人より

右之通、年頭為御祝儀御進上被成候、

同日

一嶋津要人

本文之願日数廿五日御暇被下候条、如例可申渡

候、

(延享四年)

正月

(榊山久初) 主計

右之通、昨日被仰渡、嶋津主殿殿名代ニ而御承

被成候、御願書之儀者旧冬十一月六日被仰上置

候、

同日

一鮮肴一折 樽一荷

右者、榊山主計殿御二男竹崎十四郎殿、榊山權

右衛門殿御養子被仰渡候付、主計殿御方江
 人より為御祝儀被進候而、御見廻被成候、久
 龜殿 於鉄殿より御使を以御祝儀被仰入候、
 同十五日 太守様被任少将候付、要人登 城仕候而
 御祝儀申上候、
 正月十五日 一當日之御祝として、御三ツ肴・御吸物・御差味・
 御三献、何れも様江差上申候、
 同日 一太守様御任官之御祝儀、於嘉久様江從久龜殿
 用頼吉田孝右衛門を以御申上被成候、
 同十六日 一定火消被仰付候付、手當申付置^{候之}□面々末々迄申
 渡趣、
 同日 一出火之節者、同與之内ニ而も先駆付候様心懸可
 申付置候通堅固相勩、随分火を消候儀肝要ニ候、
 多人数集ル場所ニ候間、見分宜方人々相心得、
 尤誰人江茂無調法□事共曾而無之様可致候、
 同日 一纏并高挑灯之儀、先達而差遣事候間、見分相防
 候所相考、家上可持登候、支配人をも頼置事候
 得共、猶又申付置候差引人より氣を付、他與之

目印有之家者可差扣候、
 同日 一持道具之儀、雖為中途諸人江不差障様可持寄候、
 同日 一消留候ハ、持せ道具末々迄召烈可罷帰候、
 正月十六日 一手人数之儀茂火事相止候而、役人見届可致星合
 候、當病之者者翌朝其旨可申出候、
 右之趣可申渡候、以上、
 右之通被仰渡候付、火消方御手當被仰付置候面
 々江申渡候事、
 正月十七日 一高式千百拾八石五斗九升九合四勺八才
 右者、嶋津要人持高員数右之通御座候、當分御
 役料高上地無御座候、此段可申出旨被仰渡、如
 斯御座候、以上、
 (延享四年) 役人 蘭田佐司右衛門
 正月十七日 御家老与所 御筆者衆中
 同十八日 一下中町 同納屋町 同大黒町 ^{但小町故三}町相付候、
 右者、蒲生十郎^{兵衛}門方より用頼御用ニ而、右

之通此方江火消方江被召付候、何そ支無之哉之

旨被仰渡ニ付、當分支之段者不相知候ニ付而、

先キ様差支候ハ、其趣可申上由、用頼より為

申上置由候、

正月十九日

一下中町乙名頭 名嶋傳左衛門 岸尾清右衛門

横目荒木權右衛門

一高挑灯巻張 一小旗巻本 一笞桶式ツ

一手桶拾ヲ 一階子一桁 一つるへ巻ツ

一下納屋町乙名頭 藤田喜兵衛 西橋善兵衛

横目兎玉彦七

一高挑灯巻帳 一小旗巻本 一笞桶式ツ

一手桶十ヲ 一階子一桁 一歛巻挺

一下大黒町乙名頭 水間治左衛門 浅廣休右衛門

横目大山仲兵衛

一高挑灯巻帳 一小旗巻本 一笞桶式ツ

一手桶八ツ 一階子一桁 一歛巻挺

右之通、下町三丁より 要人方火消之御手ニ被

相附候、依之町乙名頭・横目參上仕候而、持せ

道具拜見仕候、且又町より持道具右之品之由申

出候、

同日

一和田次右衛門當春大嶋御代官役ニ而渡海之筈ニ

付而、招請いたし候而、晚料理 要人相合申候、

吸物・取肴・銚子・菓子等段々出申候、

同日

一御太刀一腰 馬巻疋 但目録馬代銀巻枚

右之通、祝候而和田次右衛門江 要人より進候、

正月廿四日

一鮮肴一折 酒一樽

右者、喜入安次郎殿御夫婦へ 久龍殿より年頭

之為御祝儀被遣候、 久龍殿御見舞被申候、

同廿七日

一火見番所被仰付、嶋津小平大殿此方相合候而相

建候、番人勤方之儀者、半月ツ、互ニ相勤申候、

二月朔日

一火之見有之候所より近方出火之節者、脇之火之

見静ニ打候程之出火ニ而も、式ツ宛つゝけ打可

申

同日

一出火之節、遠方之火事ニ者掛板静ニ打、 御本

丸より上者福昌寺之邊、下者南林寺・西田迄之

内出火之節者少々早ク打、其外之方角右ニ準候

而打筈候、

同日

一御本丸五六町之内出火有之候ハ、鐘巻ツ板巻ツ

ツ、御寺近邊ニ相見得候ハ、鐘式ツ板式ツツ
、之ませに打可申候、

同日
一護摩所時々鐘、又者寺々江早鐘突候ハ、御
城内又者御城近邊与可相心得候、

右之通、町田郷九郎殿方より御書付ニ而被遣候
間、家中火之見番人数江、右通相心得候様ニ与被
仰渡候ニ付申渡候、

二月二日
一御重一組 御手樽一ツ

右者、於嘉久様原良御屋敷江被遊御滞在候、
為御機嫌伺 要人より進上仕候而参上いたし候、

同日
一六十郎御元服、
同日
一烏帽子御親樺山主計殿江御頼被成候而御出、
同日
一御理髪和田次右衛門、

右御祝ニ付、主計殿御夫婦・安次郎殿御夫婦・
和田源右衛門・相良善太夫・門司金右衛門・山

口文九郎・肥後次右衛門・吉田六之丞・馬場玄
仙御招ニ而、各御出被成候、

同日
一御太刀一腰 御馬一疋 但馬代文銀四拾三匁

主計殿江六十郎より被進候、

二月七日
一青銅百疋

六十郎よりおふき江被下候、

同日
一御肴一折鯛式枚 御樽一荷

主計殿御夫婦より六十郎江被遣候、

同日
一御肴一折積交 御樽一荷

主計殿御夫婦より 要人夫婦・久龜殿へ被遣候、

同日
一御肴一折 和田次右衛門父子より被進候、

同日
一御肴一折 門司金右衛門・相良善太夫・肥後次
右衛門・山口文九郎・吉田六之丞・馬場玄仙よ
り進上ニ而候、

同日
一御肴一折 役人中より進上仕候、

同日
一御肴一折 鮫嶋九左衛門より進上仕候、

同日
一御肴一折 一座間清部被召寄候而参上ニ而候、

同日
一御肴一折 御吸物・取肴・御銚子段々
差上、夜半ニ主計殿を奉始、其外之御見廻衆御
立被成候、

同日
一役人中、鮫嶋九左衛門并おふき、奥女中不殘御
祝之御料理被下候、

二月八日
一昨日元服之為御禮、主計殿・安次郎殿御方江六

主計殿江六十郎より被進候、

十郎御見廻申上候、
同日

一御肴一折 御樽一荷

右者、主計殿江六十郎より進上申候、

同日
一御肴一折 御樽一ツ

右者、和田次右衛門方へ六十郎より昨日為御礼、

使を以進せ候、

同日

一主計殿・安次郎殿御方へ 要人御礼ニ罷出候、

同日

一要人夫婦原良御屋鋪へ御機嫌伺ニ參上仕候、

同日

一御重一組 御樽一ツ

右之通御進上仕候、

同日

一濱屋鋪江 兵庫様・樺山七郎殿・嶋津小平太殿・

喜入安次郎殿・小林仲之丞殿・志和屋佐太郎・

兒玉新藏・藤井次郎八・伊藤庄助・飯牟礼藤兵

衛各御出被成候而、輕キ御料理・御吸物・御銚

子・御取肴・御菓子等段々差上申候、役人谷山

甚兵衛相詰申候、

二月十三日

一 於鉄殿

右、明十四日天氣次第尾畦御茶屋江 於嘉久様

御越被成筈ニ付、御參可被成候、刻限之儀者原

良御屋敷迄御聞合被成候様ニ可申上候、右之通

納殿役人江可相達候、

(延享四年)

二月十三日

(樺山久初)

主計

別紙之通、主計殿より小林仲太兵衛御取次ニ而

(政忠)

承知仕候間、可被申上候、以上、

(延享四年)

二月十三日

嶋津要人殿

用頼

御本丸納殿役人

門司金右衛門

同日
右、御書付參候間、猪八重與左衛門を以申上候、

同日
一和田次右衛門二男善之丞元服ニ付、 要人江加

冠被為頼候而罷出候、

同日
一御太刀一腰 御馬一疋 但馬代青銅百疋

右者、善之丞方へ御祝被成候而被遣候、

同日
一鮮肴一折 御樽一荷

右者、和田次右衛門方へ 要人より祝候而進候、

二月十三日

一御太刀一腰 御馬一疋 馬代文銀四拾三匁

右者、 要人方江和田善之丞より進上ニ而御座

候、

同十五日

一要人四ツ前被致登 城候、

同十七日

一要人夫婦江 主計殿より御招請ニ付而被罷出候、

於鉄殿御出者行烈ニ而御座候、

同日

一御肴一折鯛五枚 御樽一荷

同日

一紗綾一卷 御目錄相添、

右者、主計殿江 要人夫婦より被遣候、

同日

一金子貳百疋 御目錄相添、

右者、主計殿奥方江 右同断、

同日

一金子百疋 右同、 右同断、

右者、七郎殿江 右同断、

同日

一御肴一折鯛三枚居

右者、御子共達御相中江 右同断、

同日

一御肴一折積交 但御祖母江 右同断、

二月十七日

一青銅貳百疋 但與力并御用頼江 要人より遣候、

同日

一青銅百疋 役人中江被下候、

同日

一御肴一折 御手樽壹ツ

右者、要人夫婦主計殿御宅へ御見廻申候処、彼

御方より久鼈殿・六十郎へ被遣候、

同日
一御籠飯一組

右者、主計殿より 要人夫婦江為土産被進候、

同日

一百田紙□束

中津江

同日

一同式束

於市江

同日

一中紙三束宛

おはつ・おしなへ

同日

一同式束

おわき江

右者、於鉄殿主計殿御方江御出被成候処ニ、

御供之女中方江右之品被遣候、

同日

一於鉄殿・六十郎御同心ニ而、原良御屋鋪へ御参

同日

上ニ而御座候、

一入来院主馬殿八ツ時分より御出被成候而、御料

同日

理・御吸物・御取肴・御菓子等、御銚子差上候、

彼御方より御進物御樽着御持せ被成候、

二月十七日

一要人原良御屋敷江為御機嫌伺参上被致候、

同廿八日

一私事、新城江御暇申上、明廿八日より先キ順風

次第差越申筈御座候、然者私旅中火消手□召付

置候人数、脇方江御見合を以被仰付置度候、以

上、

(延享四年) 二月廿七日 島津要人

同日 一本文被罷扇迄之内、火消方人数町田郷九郎江被

召附置候条、可次渡旨可被申渡候、

(延享四年) (島津久盛) 二月 右平太

右、吉利李右衛門殿御頼ニ而御出被成候、御承
知之節も李右衛門殿ニ而御座候、

同晦日 一要人新城へ被罷越候、供人数中村平左衛門・猪

八重與八左衛門・海老原源五左衛門、小者松原

郷右衛門、人足□衛門・仁兵衛ニ而候、

三月三日 一於鉄殿御雛な之御節御座候而、御菓子等相調差

上ケ候、

三月三日 一御重一組 御樽一荷

右者、上巳之為御祝儀、於嘉久様江於鉄殿よ

り御進上ニ而御座候、

同日 一於嘉久様より 於鉄殿・久龜殿江上巳為御祝儀、

御使吉田春右衛門被罷出候、於鉄殿御返事中

津出合被申候而被仰上候、用頼留守之故、谷山

甚兵衛罷出候而御挨拶申候、番所於廣間、吸物・
取肴ニ而銚子出候、

同日 一上巳之御祝、御三献上候而、御吸物・差味・御

取肴ニ而御銚子差上申候、

同六日

一高三拾石

菩提所

淨瑠寺

同日 一高拾石

右同

妙蓮寺

右者、嶋津要人持高之内より被附置候、寺地□_(之方)

儀者、両寺共ニ御免地ニ而御座候故、持高之内

相籠り不申候、此段申上候、以上、

(延享四年) 役人

三月六日

谷山甚兵衛

右者、役人御用被仰渡、右之段相糺可申出旨承

知仕候間、御支配所へ書記候而差出候、使蘭田

嘉納右衛門、

三月六日(久通)

一嶋津頼母事、此間より病氣御座候処、養生不相

叶今曉被相果候間、御知らせ申上候、以上、

(延享四年) 二月六日 嶋津頼母用頼代 三原庄七

嶋津要人様
御用頼衆中

右二付、嶋津郷太夫殿へ 久齋殿より御悔之使

被進候、要人事者當分新城江被罷越候而留主之

故、御悔不被仰遣候、

同七日 一嶋津頼母殿御葬礼為御見立使被進候、領家順右

衛門相勤申候、

同十九日 一要人新城より去ル十八日陸地罷通り、敷根へ一

宿二而、翌十九日正八幡宮江致参詣、夜入五ツ時

分(籠力)帰候、供人数者安田次郎兵衛・海老原源五

左衛門・靄田助兵衛・中津野藏右衛門・中村半

平二而候、

三月十九日 一右二付、為御迎谷山常右衛門・濱田寛助・本田

清右衛門・中村五角右衛門・菌田嘉納右衛門加

治木迄参候、

同日 一吉野迄御馬差上申候、用頼吉田孝右衛門、役人

平山十郎左衛門吉野迄為御迎参候、

同廿日 一先日嶋津要人私領へ被差越候付、滞在中出火之

節者、火消方人数町田郷九郎殿御方へ被相付候

付、其段申達置候処、昨日要人被罷帰候間、此

段申達候条、以後出火之節者御定之通、此方手

相付候様可被申渡候、以上、

三月廿日 平山十郎左衛門

卯 谷山甚兵衛

下納屋町・大黒町・中町乙名頭衆横目衆

同廿二日 一明廿二日四時御用候間、麻上下着用二而可被罷

出候、以上、

三月廿一日 蒲生十郎左衛門

嶋津要人殿

頭(御力)役被仰付、御請申上候、

同日 一右二付而、今朝五ツ半要人登 城仕候処、御番

頭(御力)役被仰付、御請申上候、

同日 一右二付、御 城より直ニ嶋津備中様・北条織部

殿・嶋津右平太殿・比志嶋隼人殿・鎌田權左衛

門殿・平田新左衛門殿・嶋津弥市郎殿・島津大

門殿(正廳)・平田新左衛門殿(久慈)・嶋津弥市郎殿(久慈)・島津大

藏殿・鎌田太郎右衛門殿・椋山主計殿・郷原轉殿・蒲生十郎〔兵衛〕左衛門方へ御番頭被仰付候御禮二御見廻被申候、

三月廿二日

一私事、御番頭御役被仰付、難有次第奉存候、御序之節御太刀進上仕、御礼申上度奉存候、此旨御申上可被下儀奉頼候、以上、

〔延享四年〕

三月廿二日

嶋津要人

同日

一私事、御番頭御役被仰付候ニ付、御序之節誓紙被仰付被下度奉願候、此旨御申上可被下儀奉頼候、以上、

〔延享四年〕

三月廿二日

島津要人

同日

一當年式拾八歳

一持高式千百拾八石五斗九升九合四勺八才

一居屋鋪萩原

右之通、明細帳御書載為御用書付差出申候、以上、

〔延享四年〕
三月廿二日

島津要人

右三通、早速書付相調候而、御用人蒲生十郎〔兵衛〕左衛門方へ直ニ差出置候、

三月廿二日

一御番頭御役御當之御祝御座候而、一汁三菜之御料理并御吸物・御銚子・御取肴・御菓子段々出申候、御客人者主計殿與方・椋山七郎殿・喜入安次郎殿御夫婦・和田次右衛門各御出ニ而、夜八ツ時分御立被成候、御祝ニ付役人中へ御盃被下候、

同日

同日

同日

一久齋殿・六十郎新城江被罷越候、

一要人今晚夜御番ニ而、七時より致登 城候而被相勤候、

同日

同日

同日

一要人四ツ前登 城被仕候而、八ツ後帰館ニ而御座候、從是毎日之登 城之御勤ニ而候故、往日

者記不申候、且又御番頭御同役中替合ニ、朝昼夕夜御番御勤御座候、是茂節々之儀ニ候故、後

日者記不申候、

三月廿六日

一人様御番頭御役御勤之為御祝儀、新城役人海

江田覚左衛門、与頭財部十左衛門、庄屋伊地知

甚角、浦役池田四郎右衛門、弁指・功才召烈候

而、参上仕候而進上物、

同日 一御肴一折 平樽一荷 新城士相中より

同日 一御肴一折 平樽一荷 同所濱在郷より

右之通差上候ニ付、役人中者被召出候而御盃被

下候、下役之者共者 御目通ニ而酒被下候、

同日 一大学殿御方へ 入道様被遊 御入候ニ付、彼御

方より御知らせ御座候付、御屋鋪中慎之儀申渡

候、

同日 一今日八ツ過より原良御屋鋪江當日之為御礼、要

人参上被致候、於鉄殿御事も、朝四ツ過より御

参上ニ而候、

同日 一御肴一折 鯛式枚居 御樽一荷酒十盃

於嘉久様江 要人夫婦より

同日 一金子貳百疋

於嘉久様江 要人より

右者、要人御番頭御役被仰付、初而参上仕候故

奉祝、右之品進上仕申候、

四月五日 一御肴一折 鈴貳對

右者、平山長助角ミ入御免被仰付候為御禮進上

仕申候、

同日 一籠飯一組 酒壹樽但拾盃入

右者、和田次右衛門大嶋代官役ニ而渡海、今日

乗船ニ而御座候故、要人より祝候而、右之品

進せ候、使御用頼吉田孝右衛門、役人蘭田佐司

同日 右衛門船本迄見送ニ被出候、

同日 一御行器一對 御重一組 御樽一ツ酒十五盃

右者、喜入主膳殿御在江戸ニ付而、為御留守間

安次郎殿江被進候、要人御見廻申候、吉田孝

右衛門致同心候、

同日 一錢六百文 文銀ニシテ八匁五分四毛

御太刀代

嶋津要人殿

役人

右者、太守様江年頭為御祝儀、御物御取替を

以進上有之候間、御返銀右之通可申渡旨、江戸

物奉行久保七兵衛問合有之候間上納也、

(延享四年)

卯 四月朔日

(兼能)
今井與平次

金藏役人

四月十三日

一錢貳貫三百貳文 文銀ニシテ三拾貳匁貳分貳厘八毛

嶋津要人殿

役人

右者、御隠居御家督ニ付、御物御取替を以進

上物有之候間、御返銀右之通上納可申渡旨、江

戸物奉行久保七兵衛問合有之候間上納也、

(延享四年)

卯 四月朔日

(兼能)
今井與平次

御藏役人

同日
一錢四貫三百拾壹文 文銀ニシテ六拾目三分四厘五毛

嶋津要人殿

役人

右者、御隠居御家督ニ付、於鉄殿より御物

御取替を以進上物有之候間、御返銀可申渡旨、

江戸物奉行久保七兵衛問合見届候間、御返銀と

して可被受取也、

(延享四年)

卯 四月朔日

(兼能)
今井与平次

かね藏役人

右三行之進上物代銀百壹匁分壹厘三毛、卯四

月十三日、御金藏役人衆吉村大六・鮫嶋新助へ

首尾申候、

四月十四日

一宝龍院殿之五拾年回忌之御吊、新城於浄瑠寺當

月廿三日御執行有之候様ニ新城役人方へ申遣候、

同十七日

一御肴一折鮮鯛(板之)居 御手樽一荷酒十四盃

於嘉久様江 要人夫婦より

同日

一御肴一折鯛貳枚

於貞様江 右同断、

同日

一御肴一折横交

御年寄衆へ 右同断、

右者、於嘉久様山下御屋鋪江御移徒為御祝儀、

右之品御進上ニ而、夫婦共ニ參上有之候、

五月二日

一御火消方へ被召附候與之人数相招候而、八ッ後

一汁三菜之料理出候、吸物・取肴・銚子段々出

申候、

五月五日

一端午為御祝儀、御三献・御吸物・御差味・御肴・

御銚子差上申候、

同十八日

一太守様先月十六日、以上使御國本江之御暇御給、

公方様

大御所様

大納言

様より段々御拜領

物被遊、

同廿三日、御發駕之御到来有之候ニ

付、磯御方江御祝儀、御使を以於鉄殿より御申

上被成候、

同廿日

一御番頭御同役之衆被仰入候而、八ツ後何れも御

出被成候、御人数者嶋津主殿殿・称寢孫左衛門

殿・新納四郎殿

肝付彈正殿

吉利李右衛門殿

嶋津主水殿、御目付衆本城源四郎・野村勘兵衛、

御書院御茶道長崎喜悅、與所筆者衆松山善太夫・

橋口藤蔵、以上拾老入、御亭主振喜入安次郎殿

御頼被成候、右ニ付而、一汁三菜之料理・素麵・

御吸物・取肴・御銚子段々ニ出候、夜入八ツ時

分ニ皆様御立被成候、

六月三日

一新城神貫大明神寶殿修補所、去ル子年、平田元

右衛門見分之通、去寅之秋嶋津要人蔵方より取

替銀を以修甫相調申候、此等之首尾申上候間、

御合力銀被仰付可被下候、以上、

延享四年

役人

六月三日

蘭田佐司右衛門

右之通、寺社御奉行所へ申出候処、當分御銀差

支候間、両月も打過可申出旨、中取衆より承申

候、右書付者御請取被召置候、

六月六日

一御肴一折 御樽壹ツ

一御籠飯老組

同日

右者、備中様御下着前ニ而、為御留主問玄蕃

様へ被進候、要人八ツ後 御城より直ニ御見

廻被申候、

同日

一久龜殿・六十郎、新城より今日被致帰館候、

同日

一うけ籠式ツ 内々ッハ干小鯛 壹ッハ山芋

同日

一飛連筆式ツ 嶋桃

於嘉久様江 久龜殿より

右御口上者、益御機嫌能被遊御座、珍重之御事

ニ奉存候、私ニ茂一昨日在所より罷帰申候、右品

在所有合之物ニ而候間進上仕候段、用頼代鎌田

五太右衛門を以被仰上候、
六月十五日

一 要人四ツ前登 城仕候、

同日 一 御肴一折 素麵壹貫五百目

同日 於嘉久様江 要人夫婦より

一 瓜一臺

於貞様江 右同斷、

右者、暑氣為御機嫌伺御進上ニ而、夫婦共ニ參

上被仕候、

六月十六日 一 御肴一折 小鯛十五 御樽一荷酒十盃

右者、備中様御下向ニ而、今日伊集院より御

當地江被成御着候付 要人中途迄罷出、直ニ御

宅へ御見廻申候ニ付、奉祝候而右之品進上申候、

同日 一 此節、鳴津左殿御着城之御礼使御勤之答付而、

為御餞別御料理被進候付、八ッ過より御出ニ而

御座候、おはんとの江も御出之趣被仰遣候処ニ

御^{出カ}被成候、御亭主振ニ小林仲太兵衛殿、門司

金右衛門方ニも被仰遣候、御出ニ而候、御吸物・

御取肴・御銚子・御料理・御菓子等段々差上候、

夜入五ッ過ニ御立被成候、

六月廿日 一 金子百疋 左殿江要人より奉祝候為御肴代、御

目録ニ而被進候、

同日 一 於鉄殿よりも 左殿江御包物被進候、

同日 一 山下御屋鋪江 御子様方より御留守^{間カ}之御祝物

御進上ニ付而、要人夫婦も同前ニ參上被致候、

此方より者御籠飯一組進上ニ而御座候、

六月廿五日 一 太守様今日被遊 御着城候ニ付、朝五ッ時分ニ

要人登 城被仕候、

七月朔日 一 要人四ツ前登 城被致候而、八ッ後帰館ニ而御

座候、

同日 一 明後三日、福昌寺御施餓鬼之御名代、要人江御

用人三崎平太御取次を以被仰付候、

同日 一 来ル十三日、南泉院御燈爐懸之御勤を御用人新

納次郎^{兵衛}兵衛・蒲生十郎^{左衛門}御取次を以被仰渡

候、

七月二日 一 泡盛一壺

右者、從 太守様 於鉄殿江御給ニ而、則御礼

御申上被成候、

同日
一 要人福昌寺御施餓鬼御名代勤之儀、一昨日被仰

渡置候付、今朝六半ニ被致佛詣候、供行烈者若

黨四人、手道具一本、挾箱一荷、小者一人、乘

馬壹疋、履箆・合羽籠・笠箱ニ而御座候、

同日
一 要人四ツ前致登 城候而、

太守様并於嘉久様江七夕之御祝儀被申上候、

同日
一 於嘉久様より 於鉄殿・久鼈殿・要人方へ當日

之御祝儀之御使者、奥大番萩原權右カ衛門を以被

仰下候、依之役人谷山甚兵衛罷出、御礼之御返

答申上候、左候而、吸物・取肴・酒出候而振廻

申候、

同日
一 太守様御方江七夕之御祝儀、 於鉄殿より用頼

吉田孝右衛門を以被仰上候、 於嘉久様 於貞

様江も同人を以御祝儀被仰上候、

七月八日
一

池田壽宅

右者、普代之恒見七右衛門跡致断絶候間、相續之

儀壽宅へ被仰付候、

同日
一 御肴一折 御樽一荷

御夫婦様江

同日
一 御肴一折 御手樽一ツ

久鼈様江

同日
一 御肴一折 御手樽一ツ

權太夫様江

右者、權太夫様御下着之為御祝儀、新城より中

津野太郎左衛門、庄屋川井田壽右衛門功才召烈

候而參上仕候而、右之品進上仕候、 要人様御

方ニ而役人・庄屋被召仕候而御盃被下候、權太

夫様御方ニ而も御盃被下候、功才者 御目通ニ

而酒被下候、

同日
一 御肴一鉢 鈴式對 中紙一束

右者、池田壽宅先日恒見七右衛門跡職被仰付候

為御礼進上仕候、 要人様御覽被成候而御盃被

下候、

七月十一日
一 清泉寺施餓鬼ニ付而、 久鼈殿・權太夫船より

參詣被致候、供人数者岡留圓右衛門・谷山常右

衛門・鮫嶋九左衛門・海老原源五、供女中者お

ふき・おゆら・およつ・おしも、小者松原郷右

衛門、足輕永峯安左衛門、

同十三日
一御肴一折 御手樽一荷

右者、久龜殿江 要人夫婦より生身玉之為御

祝進上被申候、

同日
一智性院様御佛前へ、種子嶋藏人殿御懷・久龜殿

(於鶴・光久女)
より盆両夜之御燈燵一對御進納ニ而御座候、

同十四日五日
一盆両日、御聖靈之御祭例年之通御執行有之候、

福昌寺 御牌様江 要人被致佛詣候、南林寺御

墓参も同前ニ被致候、

同十五日
一御肴一鉢 御手樽一ツ 西瓜貳ツ

右久龜殿江御子共達より奉祝候而被進候、

七月十五日
一今日 於鉄殿御誕生ニ付而、一汁三菜之御料理・

御吸物・御取肴・御銚子・御菓子段差上申候、

於市江者御下膳給り候、外之御付女中衆へ者吸

物・取肴ニ而酒被下候、

同廿一日
一要人御番頭御役之為御禮、御太刀目録進上ニ付

而、四ツ前登 城被仕候、
(行巻ニ御番頭御役之御礼)

202の1

202

同廿八日
一八月廿九日 嶋津要人

(徳川家継)
有章院様御忌日ニ付、南泉院御位牌殿江御代参、

但支度半上下、

(延享四年)
七月 大蔵 (島津久丘)

右、別紙之通北郷助太夫御取次ニ而被仰渡候間、

御請申出置候、以上、

(延享四年)
七月廿七日 島津主水

島津要人殿

同廿九日
一火繩一臺

要人様江 新城・鹿屋土相中より

七月廿九日
一御肴一折 平樽一荷

御夫婦様江

同日
一御肴一折 平樽一荷

久龜様・六十郎様へ

同日
一御肴一折 手樽一ツ

權太夫様

右者、八朔之為御祝儀、新城役人海江田覚左衛

門、鹿屋与頭牧作右衛門、浦役追田七左衛門、庄屋伊地知甚角、弁指・功才・小觸召烈候而參上仕、右之通致進上候、

同日

一 要人様御方ニ而右役人中被召出御盃被下候、下役之面々者 御目通ニ而酒被下候、權太夫様

御方ニ而茂役人中被召出候而 御盃被下候、

同日

一 於鉄様御方江者海江田覺左衛門言人被召出候而

御盃被下候、

同日

一 御ミき酒 大ひやう(瓶)

右者、新城諏方大明神御祭之神供として、郡山

怨兵衛より進上仕候、

八月朔日

一 御城於菊之間、例年之通御太刀・御馬進上之使

中村平左衛門相勤候、御取次伊集院六左衛門ニ

而候、

同日

一 要人四ツ前登 城被仕候、

同日

一 山下御屋鋪江 久鼈殿より八朔之御祝儀被申上

候、使中村平左衛門、御取次米良弥平次、

同日

一 於嘉久様より 於鉄殿・要人・久鼈殿江當日之

御祝儀、御使萩原權右衛門、御相應之御返答御

205

204

203

申上ニ而御座候、番所於廣間吸物・酒出申候、

同日

一 高頭式千三百三拾六石壹斗壹升四合九勺

内

式百七石五斗壹升壹合壹勺

右者、持高之内國分與御藏入方へ御買入

被仰付置候處ニ、依願代銀上納申請被仰

付、右之通申請候、

右之通、明細帳為御書載書出申候、以上、

(延享四年)
八月二日

島津要人

右者、御□付而御家老座へ御申出被成候、

(本文書ハ「末川家文書」四五の2号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

同日

一 要人麻上下致着候而登 城仕候処、左之通被仰

渡候、

同日

一 曾木 嶋津要人

右地頭被仰付候、

(延享四年)
八月

(島津久甫)
左衛門

同日

一私事、曾木地頭職被 仰付、難有次第奉存候、

依之御序御礼申上度奉願候、此等之趣被仰上可

被下儀奉頼候、以上、

(延享四年)

八月四日

嶋津要人

同日

一私事、曾木地頭職被仰付候、依之兼而被仰渡置

候異國方御手當之次第承知仕度候、此等之趣を

以被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(延享四年)

八月四日

島津要人

曾木

八月四日

一惣高頭三千七百三拾三石餘

一衆中高貳百八拾石餘

一衆中家部八十四人

一衆中惣人数貳百六拾七人

一面付夫貳百四拾七人

内

三人水守 五人功才 六人小觸

三拾壹人年季者

壹人舛取

六拾八人病者片輪者

現用夫百三拾三人

同日

一御地頭職被仰渡候ニ付、御家来中御側方へ相付、

御祝儀申上候、

同日

一御肴一折 御樽一荷

御夫婦様江

八月四日

一御肴一折 御樽一ツ

久龜様・六十郎様江

同日

一御肴一折 御樽一ツ

權太夫様江

右者、御地頭所御給付而、役人海江田覚左衛門、

與頭牧作右衛門、寄浦役迫田七左衛門、庄屋伊

地知甚角、弁指・功才・小觸八朔之御祝儀ニ參

上仕、未滞在仕候付御祝儀申上候、左候而、御

前へ被召出候而御盃被下候、下役之面々者 御

目通ニ而酒被下候、

同日

一御重一組 御手樽一ツ

右者、於嘉久様江 要人夫婦より進上仕候而、

九ツ過ニ夫婦共ニ參上被致候、
同九日
一御重一組

太守様江 於鉄殿より御進上被成候、御使用頼

吉田孝右衛門、御近習衆迄御上ケニ而御座候、
同十五日

一太郎坊尊御祭例年之通御執行有之候□、何れも
様御參詣御座候、

八月廿二日

一大学様御息女様、今日兵庫殿江縁與被仰出候間、
(島津久章 久尚)

此段各様迄為御知申上候、以上、
(延享四年)

八月廿二日

加治木留守居 福永重内

新城

御役人衆中

同日

一今日左衛門様御息女様、玄蕃殿江縁與被仰出候、

此段各様迄御知らせ申上候間、御夫婦様江被仰

上可被下候、以上、

(延享四年)
垂水役人

八月廿二日

伊集院八兵衛

要人様

御役人衆中

同日

一周防殿今日 御本丸江登 城、於 御□角入被
(前力)
(志紀)

仰渡候、此段御知らせ申上候、以上、
(延享四年)

八月廿二日

重富役人

別府市郎左衛門

新城

御役人衆中

同廿八日

一要人登 城被仕候、

同日

一先比御地頭職被仰付候付、御礼之願申上置候処、
(付箋) 地頭職之御礼
(今日迄)

御禮申上候様一昨日被仰渡、御太刀一腰、

御馬壹疋之御目錄を以御礼申上候、

八月廿八日

一御着代金子百疋

太守様

於鉄殿

右之通、例年頭進上被成候様ニ被仰付候条、例

之通可申通候、
(延享四年)

八月

(島津久岳)
右平太

右、吉田六之丞江承候而、右御書付被遣候而、

用頼より 要人方へ被申達候、

同廿九日

一要人今朝五ツ半時分、南泉院江御代參被仰付置

候而、佛詣被仕候、供廻り若黨四人、小者一人、

御道具壹本、挾箱一對、長柄一本、乘馬壹疋、

沓籠・笠箱・合羽籠持候、

同日 一久鼈殿・六十郎新城へ被罷越候、

九月朔日 一要人四ツ前致登 城候、

同日 一短香拾袋

右者、畠山式部殿一周忌御吊於橘(除カ)軒御執行有

之、為御香奠被進候、

九月九日 一要人重陽之御祝儀ニ登 城被致候、

同日 一今日御節句ニ付、御規式之御三献差上候、

一太守様江 於鉄殿より當日之御祝儀、用頼代吉

田六之丞を以被仰上候、御取次二階堂林左衛門(行通)

二而候、

同十八日 一總州様御病氣被遊御座候付、昨日 於鉄殿より

大乘院江御祈禱御頼被成候旨、御札守參候、依

之山下御屋敷江御頼二而磯江上り申候、

同廿二日 一御行器一荷 御重一組 御樽一酒十盞

右者、 總州様此内より御病氣被遊御座候付而、

於鉄殿より右之品磯江御進上被成候、

210

同廿五日 一文銀廿七匁三分 諸白壹斗四升代

同日 一同百壹匁八分壹り八毛 積交御着代

合文銀百(二七)拾九匁分壹り八毛 御客人前

錢ニシテ九貫貳百廿四文 壹貫五百卅六文

兵庫殿 於貞殿 李殿

主馬殿 於鐘殿 於鉄殿

右者、於江戸卯七月十一日御生身玉為御祝(儀カ)

相中より御樽着進上有之候代銀トシテ、御納戸

銀御取替を以相拂、御返銀可申渡旨江戸御納戸

奉行より問合有之候間、御納戸蔵江返銀可有之

候、以上、

(延享四年) 九月十五日 御納戸

山下御屋敷 加治木 本殿 主馬殿

納殿 留守居 用頼 用頼

彈正殿 要人殿 用頼 用頼

右御書付、御納戸より參候而星相使江相渡候而、

錢壹貫五百卅六文御納戸御蔵へ返上申候、

九月廿六日 一藺田佐司右衛門・牧朔菴

右者、於新城 久鼈殿御不快之由申來候、右兩

人為御看病新城へ被遣候、

九月廿七日

一總州様御不快被遊御座候ニ付、御領國中諸外城

宗社又者其所尊敬之於堂社致御祈禱候様ニ申渡、

御札守月番御用人江相付可差上候、

九月廿七日

一右御不快ニ諸外城噯言人、衆中忝人罷下、地

頭所へ相付御機嫌可相伺候、

右之通可致通達候、

九月

島津久品

九月

右平太

右之通被仰渡候間致通達候、以上、

九月廿七日

北郷助太夫

久徳

右之通、用頼代吉田六之丞承候而、要人方へ

申聞候処、新城へ可申越旨被仰渡候□、此段申

越候条、早々御祈禱仕候而、御札守與頭一人持

参仕候様ニ申□候、

同日

一久鼈殿御不快ニ付、飛船を以今夜五ツ時分御左

右申来候、又廿八日ニ飛船参候、

一私親島津久鼈事、此内より私領江差越^{原状之}彼地

病氣ニ有之候処、急ニ容躰相重り、大煩ニ罷成

候由追々申越、別而心遣ニ存候、私事當分不快

ニ而引入罷居候得共、早速差越看病仕度候間、

得快氣迄之内、看病御暇被下度奉願候、此等之

趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

九月晦日

島津要人

九月晦日

嶋津要人

本文御暇内、火消手之人数小平太江被附置候間、

可被次渡旨可申渡候、

九月

鎌田政昌

典膳

十月朔日

一要人・權太夫今朝五ツ時分新城へ被罷越候、要

人事ハ桜嶋へ渡海いたし候而、陸地嶋渡ニ而参

候、權太夫者船より参候、有川玄庵頼存候而、

同船ニ而新城江参候、

同日

一久鼈殿先月廿三日晚より不快ニ御座候処、養生

不相叶今曉卒去ニ而候、右之段用頼吉田孝右衛

門、新城役人中津野太郎左衛門・谷山甚五兵衛・

海江田覺左衛門より飛船を以 於鉄殿江申上候、

同日
一於鉄殿より 要人・權太夫・六十郎江御悔之御

使藤山十兵衛新城へ罷越候、

十月二日

一久鼈殿卒去ニ付而、法事之御相談ニ樺山主計殿・

三崎平太殿・喜入主膳殿・同姓安次郎殿・和田

源右衛門・郡山嘉右衛門・内田仲左衛門・山口

文九郎・伊地知太兵衛・吉田六之丞・廻源右衛

門・肝付源之丞・松山善太夫・有川勘右衛門各

御出ニ而御座候、

同日

一隆盛院和尚江御焼香御引導御頼被成候付、役僧

之人數御問合被成候処、左之通申来候、

一燒香師老人 一茶湯之役兩人

一維那老人 一童者老人

一鉞鞍四人 一鈴之番老人

一侍香老人

右之通ニ而候由、隆盛院より申来、役僧衆皆以

新城へ御越ニ而御座候、

一桃仙院谷山清泉寺被為越候、

御葬礼ニ付而入用之品物

十月二日

一御血脈一 一御珠數老連 一香爐老ツ

一御茶碗式ツ 一右請臺式ツ 一短香五把

一中官香式把 一御湯とう一ツ一右請臺一ツ

一御下着一ツ 一經御帷子一ツ 但御物三ツ相付

一御つた袋一ツ 一御手拭一ツ 一御位牌袋一ツ

一御湯摺四ツ 一御帶老筋 一御下帶老筋

一御脚半一足 一御足袋一足 一御鬢卷老

一御手拭式ツ 但御行水用 一御位牌老ツ

一御前棹老ツ 但端立水引相付 一御あき杖老ツ

一御湯板老ツ 一御乗船老ツ 一丹荷老荷

一御湯桶一ツ 一曲物杓一ツ 一御乗船覆

一御棺鎖四通 一抹香八斗 一御蒲團一ツ 但御行水御用

一御引茶

右之通、御入棺御行水用トシテ十月二日夜五ツ

過ニ新城へ大津平内宰領ニ而差遣候、

一御葬礼一卷諸手當等之御相談相濟、夜□ツニ平

山十郎左衛門新城へ罷越候、尤米・錢・布・木

綿・塩・酢・醬油并油・諸野菜等迄乗付罷越申

候、且又御色調として仕立物師伊地知善兵衛・同氏仲次郎頼候而、新城へ烈越申候、

十月二日
一 島山喜藤次殿御方より為御加勢大小両人被遣候、

同日
一 御棺廻之細工、天蓋・燈爐并簾細工等之儀者、於新城相調申候、

同日

一 島津久鼈殿事、於私領病氣有之候処、養生不相叶今曉被相果候間、此段申上候、此旨御申上可

被下儀奉頼候、以上、

(延享四年)

十月二日

島津主水

本文月番御用人新納次郎兵衛・三崎平太方江差

出被成候、

十月二日

一 用頼代山口文九郎より御忌懸之御一門中其外無據御方江、久鼈殿於新城卒去之儀、書付を以被

申達候事、

十月二日

一 太守様より 於鉄殿江、久鼈殿卒去之御悔之

御上使竹之内源蔵を以御給りニ而御座候、

同日

一 於嘉久様より右同断ニ付、要人夫婦へ御悔之

御使者井上休次郎を以被仰下候、

同日

一 島津久鼈殿今^(晩方)於私領御死去被成候段、信證

院様被 聞召上、御愁傷之御事思召候、於鉄

殿江私共より御悔可申上旨被仰付、如此ニ御座

候、以上、

(延享四年)

十月二日

右之通、武御屋敷納殿衆より用頼衆迄書付を以

申来候、則 於鉄殿御方へ申上候而、御返答左

之通、

同日

一 島津久鼈殿死去之段被 聞召上、武御屋敷より為御悔、各より御書付を以被仰聞趣申達候、以

上、

(延享四年)

十月二日

島津要人用頼代

山口文九郎

武御屋敷

御納殿衆中

同日

一 於栄様より 於鉄殿江御悔之御使豎山貞左衛門

(綱貫女)

を以被仰遣候、

十月二日

一御一門中より御悔被仰遣候御方数多ニ而御座候

得共、略いたし候而一々記不申候、

同日

一久鼈様御卒去被成候付、新城・鹿屋御家来中

於鉄様江御悔為奉伺御機嫌、猪八重源右衛門参

上仕候、右之段岡留圓右衛門を以申上候、

同日

一有川玄庵新城より被為帰候、

同日

一夫之父母 忌三十日 服百五拾日

右者、久鼈殿卒去ニ付而、於鉄殿御事右之

通御服御請被遊可然旨、主計殿より被仰談候通

承候ニ付、右之趣於市御取次ニ而岡留圓右衛門

より申上候、

同日

一御一門中より新城へ御使被進候節、御用聞池田

早右衛門・川井田幸兵衛・伊地知仲蔵・濱崎四

郎兵衛・池田文蔵江申付置候、

同日

一今日七ツ半、御遺体様御行水、浄珊寺・妙通寺

参上ニ而御剪髪被相勤候而、御入棺被成候而浄

珊寺江奉安置候、

同日

一喜入安次郎殿、久鼈殿卒去ニ付新城へ御越被成

候、池田清兵衛・伊地知太兵衛兩人者此方より

御頼被成候而、安次郎殿御同船ニ而被為越候、

同日

一花岡役人加治木三太夫・与頭平瀬新右衛門

右者、御悔ニ参上仕候而、新城役人方迄可申達

同日

由三西三被罷帰候、取次川井田幸兵衛、

一肥後與左衛門江脇方より之御使者方請竈、諸事

御下知御頼被成候、中村政右衛門・池田早右衛

同日

門相付候而相勤申候、

一野本喜左衛門江者、妙蓮寺江隆盛院和尚其外役

僧衆御旅宿口付而、御挨拶方諸事之儀御頼被申

同日

候、

一曾木嘸海老原安左衛門・假屋守海老原喜兵衛

右者、磯江為 御機嫌伺此節参上仕候處ニ 久

鼈様御卒去之段承候間、御悔ニ参上仕之由候、

十月六日

一久鼈殿卒去ニ付而、於鉄殿・於松殿新城へ被

成御越候、御供岡留圓右衛門・松山栄右衛門・

岩重平五左衛門・秋山壽延、御供女中四人、足

同日

輕兩人、御小者兩人ニ而候、

一六日八ツ半時、於鉄殿御機嫌能新城へ被遊御

同七日
一御重彦組 箱入袋敷包

右者、於嘉久様より 於鉄殿新城へ御越之御、
要人殿江被進思召候処御取籠ニ而不被進候、今
明日之内、便宜有之候ハ、 要人殿御^{方カ}江右
之趣申越^{候カ}。

(柔繪ハ朱書ナリ)

着、御屋敷江御入被成候而も、猶以御機嫌能被
遊御座候、此段 山下御屋敷且又主計殿御方江
も被仰上苦候間、飛脚則申付候而、鹿兒嶋へ嶋
渡ニ而差遣候、飛脚使留山佐十郎・靄田清助、
同日
一喜入十郎右衛門・山口文九郎御頼ニ而新城へ被
為越候、

同日
一隆盛院和尚御引導御頼ニ付而、新城へ昼八ツ半
ニ御着船ニ而、直ニ妙蓮寺へ御宿い^{リカ}候、役僧衆、
□僧衆迄拾五人相付候而被為越候、

同日
一谷山清泉微覚師・桃仙院良本師被為越候而、淨
珊寺へ宿被成候、

同日
一久齋様御法名 觀海院殿壹山久齋大居士
右者、福昌寺和尚江御頼ニ而御名被奉附候、

十月六日
一御棺廻り、今日鹿兒嶋より被差越候付、大工谷
山孝左衛門・脇田三左衛門・山崎四郎右衛門・
谷山六郎左衛門、日用頭川邊金兵衛、日用夫四
人召烈候而罷越候、

但厨屋四方門其外之細工ニ付、大工□罷越申候、

※別紙、抹消ノ横線アリ
記

一金 三錢 正中

一同 八錢 千輪

一同 八錢 小鰻

一同 七錢 取肴

一同 六錢 小■

一同 三拾六錢 □めし

メ六拾八錢^{朱印}

山 九月十二日 □

朱印